

助成事業に関する規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人鹿児島県トラック協会（以下「当協会」という。）における助成事業についての必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第 2 条 助成事業とは、当協会が事業年度ごとに事業計画に基づき実施する事業を指すものとする。

(種類及び事業内容)

第 3 条 助成事業の対象となる種類及び内容（交付額、予算額、処分の禁止）は、別表 1 のとおりとする。

(対象者)

第 4 条 前条の対象者は、当協会の定款第 5 条「ア」「イ」「ウ」に該当する普通会员（以下「会員」という。）とする。ただし、当協会会費未納並びに社会保険等の未加入会員は、対象外とする。

(助成請求期間)

第 5 条 会計年度の 4 月 1 日から 2 月末日までに購入及び設置、装着等を完了し、支払いが終了するものでなければならない。請求は、別途定める場合を除き、原則として 2 月末日までに提出するものとする。

また、期間内であっても、予算に達した場合は、原則として助成しないものとする。

(交付請求)

第 6 条 会員は、助成金交付請求書（助成事業実施報告書）の様式 1 により助成金を会長に請求するものとする。

(交付決定)

第 7 条 当協会は、前条により助成金交付請求書（助成事業実施報告書）の提出があったときは、速やかに審査し、適正と認められたときは、交付決定通知書（様式 2）により会員に通知するものとする。交付決定を行った場合は、次に開催される理事会において報告するものとする。

(交付決定通知書)

第 8 条 当協会は、交付決定通知後、速やかに対象会員に助成金を交付するものとする。

(助成金の返戻)

第 9 条 交付対象となった会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、当協会は会員に対し期限を定め、その返還を求めることができる。

(1) 第 3 条にある別表 1 に示した禁止期間に助成対象となったものの処分を行ったとき

(2) 有責事故または火災等により助成対象となったものが使用できなくなったとき

(3) 助成金交付請求書（助成事業実施報告書）に不正が判明したとき

(4) 第 3 条にある別表 1 に示した禁止期間に当協会を退会したとき

(助成事業実施後の報告)

第10条 当協会は、本制度を利用した会員に対して、成果報告を求めることができるものとする。

(細 則)

第11条 この規程の実施に必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

(改 廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の決議にて行う。

- 附 則
1. この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。
 2. この改正規程は、平成27年3月24日から適用する。
 3. この改正規程は、令和元年5月24日から適用する。

令和5年度助成事業 -目次-

助成金交付請求書（実施報告書）等申請様式（事業共通）・・・	P 1
-------------------------------	-----

労働・安全対策事業

1. 安全装置等導入促進助成金・・・	P 5
2. ドライブレコーダ機器導入促進助成金・・・	P 9
3. アルコール検知器増強導入促進助成金・・・	P 12
4. 適性診断機器導入助成金・・・	P 14
5. 飛散防止シート等導入助成金・・・	P 16
6. 貨物自動車ドライバー等安全運転研修助成金・・・ （安全運転研修等）（初任運転者等研修）（高齢運転者等研修）（事故・違反運転者研修）	P 18
7. 運転免許取得・受験資格特例教習受講助成金・・・	別途、要綱参照
8. 睡眠時無呼吸症候群スクリーニング検査等助成金（S A S）・・・	P 47
9-1. 健康診断助成金（定期健康診断）・・・	P 55
9-2. 突発性運転不能障害疾患予防対策助成金（脳及び心臓ドック等）	P 57
10. 血圧計導入促進助成金・・・	別途、要綱参照
11. 適性診断受診助成金・・・	P 59
12. 運転経歴証明書申請助成金・・・	P 60
13. 運行管理者等一般講習受診助成金・・・	P 60
14. 新型コロナウイルス感染予防対策助成金・・・	別途、要綱参照
15. 自動点呼機器導入促進助成金交付要綱・・・	別途、要綱参照
16. 「働きやすい職場認証制度」認証取得助成金・・・	別途、要綱参照

環境・エネルギー対策事業

17. 環境対応車導入促進助成金（天然ガス車・ハイブリッド自動車）・・・	P 61
18. E M S用機器（デジタコ）導入促進助成金・・・	P 71
19. アイドリングストップ支援機器導入助成金・・・	P 73
20. エコタイヤ導入促進助成金・・・	P 76
21. グリーン経営認証制度促進助成金・・・	P 78

経営・近代化促進事業

22. 自家用燃料供給施設整備支援助成事業助成金・・・	P 80
23. 中小企業大学校講座受講促進助成金・・・	P 82
24. 信用保証料助成金・・・	別途、要綱参照

助成金交付請求書

(助成事業実施報告書)

公益社団法人鹿児島県トラック協会 殿

〈申請者〉

住 所

名 称

氏 名

電話番号

担当者 ()

メールアドレス

印

助成事業に関する規程に基づき、助成金を下記のとおり申請します。

記

助成金請求額

円

1. 助成事業名 (※記載例:「安全装置等導入促進助成金」等助成事業名を記入ください。)
2. 整理番号 ・ 別紙内訳書の通り
3. 報告内訳 ・ 別紙内訳書の通り
4. 振込先口座 ・ (銀行名) _____ 銀行・信用金庫 (支店名) _____ 支店
・ (預 金) 普通 ・ 当座 ・ (口座番号) _____
・ (口座名義) _____

5. 添付書類 以下に掲げるものを添付ください。(申請内容によっては、不要なものもあります。)

- ① 助成金申請内訳書 ② 社会保険等加入に係る誓約書
③ 国の補助金交付申請に係る誓約書 (必要機器のみ)
④ 請求書 (写) …装着装置の型式・取得価格、審査・登録料金等の明細がわかるもの
⑤ 領収証 (写) ※ (リースの場合、リース契約書(写)) ⑥ ナスバネット利用契約書 (写)
⑦ Gマーク認定証 (写) ⑧ 研修修了証 (写) ⑨ グリーン経営認証登録証 (写)
⑩ その他必要と思われるもの (車検証 (写)・装着 (取付) 証明書等他)

以 上

受付日

受付NO

様式 2

鹿ト協発第 号
令和 年 月 日

殿

公益社団法人 鹿児島県トラック協会
会 長 鳥 部 敏 雄

交付決定通知書

令和 年 月 日付で助成金交付請求のあった（ ）は、
下記のとおり交付することとしましたので通知します。

記

交付請求額	円
交付決定額	円

以 上

※県ト協→申請会員事業者

様式 3

(各事業共通)

令和 年 月 日

公益社団法人鹿児島県トラック協会長 殿

住 所

事業者名

代表者名

印

誓 約 書

弊社は、助成金交付請求書（助成事業実施報告書）の申請に対し、社会保険等については、適正に手続き加入していることを誓約いたします。

なお、助成金受領後に助成事業に関する規程第 4 条及び第 9 条に該当する事実が判明した場合、助成金を返還いたします。

安全装置等・ドライブレコーダ機器・EMS用機器・アイドリングストップ支援機器の導入にかかる申請の場合、下記の誓約書についてもご提出ください。

参考書式 1

誓 約 書

弊社は、下記機器の導入に対して国の補助金交付申請を行わない（行っていない）ことを、誓約いたします。

記

1. 機 器 名

メーカー名：

名 称：

型 式：

2. 導入台数 台

3. 装着車両（明細）*車両番号記載

4. 導入（予定）年月 令和 年 月

令和 年 月 日

申請（装着）会員事業者名

様

機 器 取 付（装着）証 明 書

下記のとおり機器の装着(取付)したことを証明します。

装着車両の 登 録 番 号	機器名称・型式等			装 着 日	備 考 (機器単価等)
	メーカー名	機 器 名	型 式 等		
鹿児島				令和 年 月 日	
鹿児島				令和 年 月 日	
鹿児島				令和 年 月 日	
鹿児島				令和 年 月 日	
鹿児島				令和 年 月 日	
鹿児島				令和 年 月 日	
鹿児島				令和 年 月 日	
鹿児島				令和 年 月 日	
鹿児島				令和 年 月 日	
鹿児島				令和 年 月 日	
鹿児島				令和 年 月 日	
鹿児島				令和 年 月 日	
鹿児島				令和 年 月 日	
鹿児島				令和 年 月 日	
鹿児島				令和 年 月 日	
鹿児島				令和 年 月 日	
鹿児島				令和 年 月 日	
鹿児島				令和 年 月 日	

(機器納入取付業者名)

住 所
名 称
代表者名

印

別表 1

助成事業名称	1 安全装置等導入促進助成金
対象機器等	助成対象装置は、当該年度に事業用貨物自動車に新たに装着・導入した(中古品・レンタル品を除く。)次に掲げる装置とする。
	(1)-1 後方視野確認支援装置とは、全日本トラック協会(以下「全ト協」という。)が安全装置等導入促進助成事業対象装置一覧(以下「装置一覧」という。)で示すものとする。
	(1)-2 後方視野確認支援装置とは、(1)-1の装置以外のものとする。
	(2)-1 側方視野確認支援装置とは、全ト協が示す装置一覧のものとする。 (2)-2 側方視野確認支援装置とは、(2)-1の装置以外のものとする。 ただし、2-(1)、2-(2)については、車両総重量7.5トン以上の事業用トラックの左側に側方カメラを装着した場合に限り、助成対象とする。
	(3) 呼気吹込み式アルコールインターロック装置とは、全ト協が示す装置一覧のものとする。
	(4) IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器とは、全ト協が示す装置一覧のものとする。 ただし、安全性優良事業所(Gマーク認定事業所)が導入した場合に限り、助成対象とする。
	(5) 大型車用トルク・レンチ(自立型トルク・レンチ、トルクセッター型インパクトレンチを含む)とは、「600N・m」以上の締め付け能力を有するものとし、型式の特定は行わない。 ただし、車両総重量8トン以上の事業用トラックを管理(配置)する会員事業所が導入した場合に限り、助成対象とする。 ・(1)-1、(1)-2、(2)-1、(2)-2、(3)及び(4)の装置の装着にあたっては道路運送車両の保安基準に抵触しないことを条件とする。 ・(1)-2、(2)-2の機器については、概ね全ト協が定める装置一覧の基準を満たすものとする。
交付額及び条件	上記(1)-1、(2)-1、(3)及び(4)の装置については、車両1台につき装置の取得価格(消費税を除く。)の2分の1とし、20,000円を上限とする。(1,000円未満切り捨て) なお、(1)-1後方視野確認支援装置及び(2)-1側方視野確認支援装置の一体型の対象装置を新たに装着した場合については、車両1台につき装置の取得価格(消費税を除く。)の2分の1とし、40,000円を上限に助成する。(1,000円未満切り捨て) また、(1)-1及び(2)-1の取り扱いについては、下記のとおりとする。 1 後方視野確認支援装置の取り扱い ① 後方視野確認支援装置は、新たに後方視野確認のためのカメラ及びモニターを同時に導入した場合には、当該支援装置の取得価格総額の2分の1(上限2万円)を助成する。 ② 側方視野確認支援装置が既に取り付けられている車両に、後方視野確認のためのカメラを新たに導入した場合には、その取得価格の2分の1(上限2万円)を助成する。この場合、後方視野確認のためのモニターを同時に導入した場合であってもその取得価格総額の2分の1(上限2万円)を助成する。

	2 側方視野確認支援装置の取り扱い ① 側方視野確認支援装置は、新たに側方視野確認のためのカメラ及びモニターを同時に導入した場合には、当該支援装置の取得価格総額の2分の1(上限2万円)を助成する。 ② 後方視野確認支援装置が既に取り付けられている車両に、側方視野確認のためのカメラを新たに導入した場合には、その取得価格の2分の1(上限2万円)を助成する。この場合、側方視野確認のためのモニターを同時に導入した場合であってもその取得価格総額の2分の1(上限2万円)を助成する。 3 後方視野確認支援装置及び側方視野確認支援装置を同時に導入した場合の取り扱い ・ 後方視野確認支援装置(カメラ及びモニター)及び側方視野確認支援装置(カメラ及びモニター)を新たに同時に導入した場合には、当該支援装置の取得価格総額の2分の1(上限4万円)を助成する。この場合、当該二つの支援装置を1台のモニターで兼用する支援装置でも当該支援装置の取得価格総額の2分の1(上限4万円)を助成する。 1会員あたりの助成台数については、(1)-1、(2)-1、(3)及び(4)の対象装置合わせて10台を上限とする。 ただし、安全性優良事業所(Gマーク認定事業所)の認定を受けている事業者(以下「G事業者」という。)においては、1会員あたり30台を上限とする。 上記(1)-2、(2)-2の装置に対しては、1台あたり取得価格(消費税を除く。)の2分の1とし、2,000円を上限とする。(千円未満切り捨て) ただし、G事業者においては、3,000円を上限とする。 1会員あたりの助成台数については、(1)-2、(2)-2の対象装置合わせて10台を上限とする。 ただし、(1)-1、(1)-2、(2)-1、(2)-2、(3)及び(4)については、 ・ 鹿児島県内に登録している事業用貨物自動車に装着したものに限る。 ・ 国からの補助金が交付された装置に対しては、助成金を交付しない。 (参考書式1;誓約書を添付すること) 上記(5)のトルク・レンチについては、1事業所あたり1台とし、取得価格(消費税を除く。)の2分の1とし、30,000円を上限とする。(小数点以下切り捨て) ただし、事業所とは、運輸局長又は運輸支局長より認可を受け、車両総重量8トン以上の事業用自動車を配置している鹿児島県内の営業所をいう。
予算額	予算総額は、別途定める額とする。

処分の禁止等	会員は、交付対象となった機器が装着の日から起算して下記の期間を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。処分の禁止に該当した場合は、助成金を返金しなければならない。 ただし、あらかじめ理事会の承認を得た場合はこの限りではない。 (1) 後方視野確認支援装置 1年 (2) 側方視野確認支援装置 1年 (3) 呼気吹込み式アルコールインターロック装置 1年 (4) IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器 1年 (5) 大型車用トルク・レンチ 1年
備 考	・対象機器については、適宜追加・変更されるため、事前にお問合せください。 ・G事業者については、当協会では把握している当該年度の4月1日時点の認定事業者を基とする。 ただし、年度途中で、認定の取り消し等により要件を満たさなくなった場合は、認定取消日等以降に未認定事業者として取り扱うこととする。

安 全 装 置 等 導 入 内 訳 書

整理 番号	支 店 営業所名	Gマーク 認定証番号*1	車両区分*2	区 分*3	装着・導入装置		台数 (本数)	助成請求額	装着(導入)年月
					メーカー名	型 式			
1				後方・側方 インター・IT トルクレンチ		(型 式)			令和 年 月
2				後方・側方 インター・IT トルクレンチ		(型 式)			令和 年 月
3				後方・側方 インター・IT トルクレンチ		(型 式)			令和 年 月
4				後方・側方 インター・IT トルクレンチ		(型 式)			令和 年 月
5				後方・側方 インター・IT トルクレンチ		(型 式)			令和 年 月
6				後方・側方 インター・IT トルクレンチ		(型 式)			令和 年 月
7				後方・側方 インター・IT トルクレンチ		(型 式)			令和 年 月
8				後方・側方 インター・IT トルクレンチ		(型 式)			令和 年 月
9				後方・側方 インター・IT トルクレンチ		(型 式)			令和 年 月
10				後方・側方 インター・IT トルクレンチ		(型 式)			令和 年 月
合 計									

*1: IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器の場合のみ、導入事業所のGマークコード番号を記入してください。

*2: 側方＝側方視野支援確認装置(装着した車両区分を記入してください。)[「中型」の場合は、車両総重量が7.5トン以上が対象となります。]

*3: 後方＝後方視野支援確認装置、側方＝側方視野支援確認装置

インター＝呼気吹込み式アルコールインターロック、IT＝IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器

・トルク・レンチ＝「600N・m」以上の締め付け能力を有する大型車用トルク・レンチ(自立型トルク・レンチ、トルクセッター型インパクトレンチを含む)
車両総重量8トン以上の事業用トラックを管理(配置)する事業所が導入した場合に限り、助成対象となります。

機器取付(装着)車両番号

1	鹿児島
2	鹿児島
3	鹿児島
4	鹿児島
5	鹿児島
6	鹿児島
7	鹿児島
8	鹿児島
9	鹿児島
10	鹿児島

機器取付(装着)車両番号

11	鹿児島
12	鹿児島
13	鹿児島
14	鹿児島
15	鹿児島
16	鹿児島
17	鹿児島
18	鹿児島
19	鹿児島
20	鹿児島

※機器取付(装着)車両番号については、別紙または「自動車検査証」(写)または電子化された自動車検査証にあっては「自動車検査証記録事項」を添付することで記載に代えることができます。

※機器取付(装着)車両番号欄が不足する場合は、コピーしてご記入ください。

助成事業名称	2 ドライブレコーダ機器導入促進助成金
対象機器等	助成対象機器は、当該年度に事業用貨物自動車に新たに装着した(中古品・レンタル品を除く。)次に掲げる機器とする。 (1) 全日本トラック協会(以下「全ト協」という。))「貨物自動車用ドライブレコーダ選定ガイドライン規程」で分類され、かつ、一定要件を満足する機器で映像や走行データを記録するドライブレコーダ車載器で、全ト協がドライブレコーダ機器等一覧で示すものとする。 ① 運行管理連携型 ② 標準型 ③ 簡易型 (2) 上記の(1)以外に、映像や走行データを記録する一定の要件を有するドライブレコーダ車載器とする。
交付額及び条件	上記(1)①運行管理連携型の機器に対しては、1台あたり取得価格(消費税を除く。)の2分の1とし、5,000円を上限とする。(1,000円未満切り捨て) ただし、安全性優良事業所(Gマーク認定事業所)の認定を受けている事業者(以下「G事業者」という。)においては、10,000円を上限とする。 上記(1)②標準型、③簡易型及び(2)の機器に対しては、1台あたり取得価格(消費税を除く。)の2分の1とし、3,000円を上限とする。(1,000円未満切り捨て) ただし、G事業者においては、5,000円を上限とする。 1会員あたりの助成台数については、登録台数(被けん引車を除く。)の30%(小数点以下切り上げ)を上限とし、30台以下については、10台を上限とする。 (1)①、②、③及び(2)については、 ・鹿児島県内に登録している事業用貨物自動車に装着したものに限る。 ・国からの補助金が交付された機器に対しては助成金を交付しない。 (参考書式1;誓約書を添付すること)
予算額	予算総額は、別途定める額とする。
処分の禁止等	会員は、交付対象となった機器が装着の日から起算して1年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。処分の禁止に該当した場合は、助成金を返金しなければならない。 ただし、あらかじめ理事会の承認を得た場合はこの限りではない。
備 考	・登録台数は、当協会が把握している当該年度の4月1日時点の登録台数を基とし、新規入会時等については、入会時の登録台数を基とする。 ・助成対象機器については、適宜追加・変更されるため、事前にお問合せください。 ・G事業者については、当協会が把握している当該年度の4月1日時点の認定事業者を基とする。 ただし、年度途中で、認定の取り消し等により要件を満たさなくなった場合は、認定取消日等以降に未認定事業者として取り扱うこととする。

「ドライブレコーダ機器等の分類」について （全ト協「貨物自動車用ドライブレコーダ選定ガイドライン規程」抜粋）	
事故防止、安全運行等に資するドライブレコーダの普及を図るため、一般的に使用されているドライブレコーダを貨物運送事業者の使用目的に応じて、以下に分類する。	
運行管理連携型	急ブレーキ時等の映像及び速度情報による運転指導に加え、運行管理面やヒヤリハット等の多角的な分析等から交通安全教育等を行うことができるタイプ。
標準型	急ブレーキ時等の映像及び速度情報を活用し運転指導を行うタイプ。
簡易型	急ブレーキ時等の映像及び簡易的に取得した速度情報を活用し運転指導を行うタイプ。

ドライブレコーダ機器等導入内訳書

整理 番号	支 店	導入機器				台数 (台)	助成請求額	装着年月
	営業所名	分類*		メーカー名	型式			
1		運管	標準					令和 年 月
		簡易	以外					
2		運管	標準					令和 年 月
		簡易	以外					
3		運管	標準					令和 年 月
		簡易	以外					
4		運管	標準					令和 年 月
		簡易	以外					
5		運管	標準					令和 年 月
		簡易	以外					
6		運管	標準					令和 年 月
		簡易	以外					
7		運管	標準					令和 年 月
		簡易	以外					
8		運管	標準					令和 年 月
		簡易	以外					
9		運管	標準					令和 年 月
		簡易	以外					
10		運管	標準					令和 年 月
		簡易	以外					
合 計								

*: 運管＝運行管理連携型、標準＝標準型、簡易＝簡易型、以外＝運管・標準・簡易型以外

機器取付(装着)車両番号

1	鹿児島
2	鹿児島
3	鹿児島
4	鹿児島
5	鹿児島
6	鹿児島
7	鹿児島
8	鹿児島
9	鹿児島
10	鹿児島

機器取付(装着)車両番号

11	鹿児島
12	鹿児島
13	鹿児島
14	鹿児島
15	鹿児島
16	鹿児島
17	鹿児島
18	鹿児島
19	鹿児島
20	鹿児島

※機器取付(装着)車両番号については、別紙または「自動車検査証」(写)または電子化された自動車検査証にあっては「自動車検査証記録事項」を添付することで記載に代えることができます。

※機器取付(装着)車両番号欄が不足する場合は、コピーしてご記入ください。

助成事業名称	3 アルコール検知器増強導入促進助成金
対象機器等	会員がすでに導入済みのアルコール検知器より感知の精度など品質の高い機器とし、新たに導入、買換えや追加購入したものを対象とする。 ただし、機器センサー交換及び部品交換は助成対象外とする。
交付額及び条件	機器の取得価格(消費税を除く。)又はリース費用の2分の1とし、1会員あたり15,000円を上限とする。(1,000円未満切り捨て) ただし、安全性優良事業所(Gマーク認定事業所)の認定を受けている事業者(以下「G事業者」という。)においては、1会員あたり30,000円を上限とする。(1,000円未満切り捨て) ・鹿児島県内の認可営業所に設置した機器を対象とする。
予算額	予算総額は、別途定める額とする。
処分の禁止等	会員は、交付対象となった機器が装着の日から起算して1年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。処分の禁止に該当した場合は、助成金を返金しなければならない。 ただし、あらかじめ理事会の承認を得た場合はこの限りではない。
備 考	・G事業者については、当協会では把握している当該年度の4月1日時点の認定事業者を基とする。 ただし、年度途中で、認定の取り消し等により要件を満たさなくなった場合は、認定取消日等以降に未認定事業者として取り扱うこととする。

アルコール検知器増強導入内訳書

整理 番号	支 店 営業所名	購入機器明細		台数 (台)	助成請求額	購入(リース)年月
		メーカー名	型 式			
1			(型 式)			令和 年 月
2			(型 式)			令和 年 月
3			(型 式)			令和 年 月
合 計						

助成事業名称	4 適性診断機器導入助成金
対象機器等	(独法)自動車事故対策機構が普及促進を図るナスバネット(運転者適性診断システム)又は国土交通省が定めた一般診断の内容を行える運転適性診断機器とする。 (参考:下記機器一覧)
交付額及び条件	機器一式の取得価格(消費税を除く。)又はリース費用の2分1とし、1会員あたり30,000円を上限とする。(1,000円未満切り捨て) ただし、安全性優良事業所(Gマーク認定事業所)の認定を受けている事業者(以下「G事業者」という。)においては、60,000円を上限とする。(1,000円未満切り捨て) ・鹿児島県内の認可営業所で使用するために新たに導入した機器を対象とする。
予算額	予算総額は、別途定める額とする。
処分の禁止等	会員は、交付対象となった機器が装着の日から起算して1年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。処分の禁止に該当した場合は、助成金を返金しなければならない。 ただし、あらかじめ理事会の承認を得た場合はこの限りではない。
備 考	・G事業者については、当協会が把握している当該年度の4月1日時点の認定事業者を基とする。 ただし、年度途中で、認定の取り消し等により要件を満たさなくなった場合は、認定取消日等以降に未認定事業者として取り扱うこととする。

参考

可搬型タイプ		
機器メーカー	機器型式	項目
竹井機器工業(株)	運転適性検査器 T. K. K. 7063	4項目
(株)日立ケーイーシステムズ	シュミレータ機能搭載可搬型 運転操作検査器 ACM300	4項目 +シュミレータ
	可搬型運転操作検査器 ACM200	4項目

適性診断機器導入内訳書

整理 番号	支 店 営業所名	導入費用(税別)	導入機器名	台数 (台)	助成請求額	導入年月
1						令和 年 月
合 計						

助成事業名称	5 飛散防止シート等導入助成金
対象機器等	走行中の貨物自動車の積荷の落下、飛散を防止するため、新たに購入、取付・交換した飛散防止シート等とする。
交付額及び条件	対象機器の取得価格（消費税を除く。）の2分の1とし、1会員あたり10,000円を上限とする。（1,000円未満切り捨て） ただし、安全性優良事業所（Gマーク認定事業所）の認定を受けている事業者（以下「G事業者」という。）においては、1会員あたり20,000円を上限とする。（1,000円未満切り捨て） ・ブルーシート、合材運搬シート等は除くものとする。 ・鹿児島県内に登録している事業用貨物自動車に装着したものに限る。
予算額	予算総額は、別途定める額とする。
処分の禁止等	会員は、交付対象となった装置が装着の日から起算して1年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。処分の禁止に該当した場合は、助成金を返金しなければならない。 ただし、あらかじめ理事会の承認を得た場合はこの限りではない。
備 考	・G事業者については、当協会が把握している当該年度の4月 1 日時点の認定事業者を基とする。 ただし、年度途中で、認定の取り消し等により要件を満たさなくなった場合は、認定取消日等以降に未認定事業者として取り扱うこととする。

飛散防止シート等導入内訳書

整理 番号	支 店 営業所名	取得費用(税別)	枚数 (枚)	助成請求額	取得年月
1					令和 年 月
2					令和 年 月
合 計					

機器取付(装着)車両番号

1	鹿児島
2	鹿児島
3	鹿児島
4	鹿児島
5	鹿児島

※機器取付(装着)車両番号については、別紙または「自動車検査証」(写)または電子化された自動車検査証にあっては「自動車検査証記録事項」を添付することで記載に代えることができます。

助成事業名称	6-1 貨物自動車ドライバー等安全運転研修助成金(安全運転研修等)
対象研修等	安全及び事故防止に関する知識及び運転技能向上等を目的としたドライバー等の安全教育訓練であって、別表の助成対象研修施設で実施される全日本トラック及び当協会が指定した研修とする。
交付額及び条件	① 別表の(1)～(19)については、各研修受講料(所定の宿泊代、食事代等を含む。)の助成として、鹿児島県内の認可営業所に在籍する運転者等が受講した場合、受講料の7割を助成する。 ただし、Gマーク認定事業所(以下「G事業所」という。)に在籍する運転者等が受講した場合は、受講料の全額を助成する。 ② 別表の(20)については、研修受講料(49,500円)【所定の宿泊代、食事代等を含む。】の一部助成として、鹿児島県内の認可営業所に在籍する運転者等が受講した場合、24,000円を助成する。 ただし、G事業所に在籍する運転者等が受講した場合は、34,000円を助成する。 ③ 別表の(21)については、研修受講料(40,000円)【所定の宿泊代、食事代等を含む。】の一部助成として、鹿児島県内の認可営業所に在籍する運転者等が受講した場合、20,000円を助成する。 ただし、G事業所に在籍する運転者等が受講した場合は、28,000円を助成する。 ④ 別表の(22)・(23)の半日研修については、研修受講料(15,400円)【所定の食事代等を含む。】の一部助成として、鹿児島県内の認可営業所に在籍する運転者等が受講した場合、10,000円を助成する。 ただし、G事業所に在籍する運転者等が受講した場合は、受講料の全額を助成する。 ・(1)～(23)について、1研修あたり1会員原則2名までとし、交通費については、受講各社の負担とする。 ・1人あたり年度に受講できる研修はいずれか1研修とする。
予算額	予算総額は、別途定める額とする。
処分の禁止等	申込みをした会員又はドライバー等が次に掲げる各号のいずれかに該当する場合、申込みをした会員は、研修受講料の一部又は全額を負担しなければならない。 (1) 研修受講開始日の7日前を経過して申込みを取り下げたとき。 (2) 特別な事由なく、申込みをした研修を受講しないか、又は受講を途中で中止したとき。 (3) 所定の書類を添付した報告書の提出をしないとき。 (4) 研修又は手続き等において、本要綱もしくは本事業の趣旨に反した行為、又は不適切な行為があったとき。
備考	【受講申込申請手続き及び報告等について】 ※貨物自動車ドライバー等安全運転研修助成様式を使用すること。 会員は、受講しようとする別表の研修施設(1)～(19)に予約[※(20)～(23)の当協会指定研修除く。]をした上で、(ド研)様式1-1のドライバー等安全教育訓練等助成申込書に事業所名、受講者氏名、希望する研修コース等の必要事項を記入の上、各研修日の原則15日前までに当協会へ申込みを行い、あらかじめ研修受講料を指定研修施設へ振込を行うものとする。

受講開始日の原則7日前までに所定の受講料を納入しないときは、申込みを取下げたものとする。また申込みは、先着順に受け付けるものとする。

会員は、助成金の交付を受けようとするときは、訓練実施後原則15日以内に様式1の助成金交付請求書(助成事業実施報告書)と(ド研)様式1-2のドライバー等安全教育訓練実施報告書(別途、添付書類あり)を当協会に提出し請求するものとする。

会員は、申込みを取下げるときは、研修受講開始日の7日前までに当協会に(ド研)様式1-3を提出するものとする。

・G事業所については、当協会で把握している当該年度の4月1日時点の認定事業者を基とする。

ただし、年度途中で、認定の取り消し等により要件を満たさなくなった場合は、認定取消日等以降に未認定事業者として取り扱うこととする。

※認定取消日以前に申込があった場合については、認定事業者として取り扱う。

(別表)

全日本トラック協会(助成対象研修施設)

特定研修施設	(1) 中部トラック総合研修センター	(2) 埼玉県トラック総合教育センター
指定研修施設	(3) ドライビングアカデミー北海道	(4) ドライビングアカデミー弘前
	(5) ドライビングアカデミー宮城	(6) ドライビングアカデミー南湖
	(7) 安全運転中央研修所	(8) ドライビングアカデミー茨城
	(9) ドライビングアカデミー栃木	(10) ドライビングアカデミーぐんま
	(11) ドライビングアカデミー千葉 東洋自動車教習所	(12) ドライビングアカデミー小田原
	(13) 新潟自動車学校	(14) ドライビングアカデミー大原
	(15) クレフィール湖東交通安全研修所	(16) ドライビングアカデミーABOSHI
	(17) ドライビングアカデミーテクノ	(18) ドライビングアカデミーONGA
	(19) ドライビングアカデミーMIYUKI	

鹿児島県トラック協会(助成対象研修施設)

指定研修施設	(20) ドライビングアカデミーONGA (2日間研修)	(21) ドライビングアカデミーMIYUKI 【けいゆう自動車学校】(2日間研修)
	(22) マジオドライバースクール鹿児島校	(23) 空港自動車学校(県ト協指定・半日研修)

助成事業名称	6-2 貨物自動車ドライバー等安全運転研修助成金(初任運転者等研修)
対象研修等	安全及び事故防止に関する知識及び運転技能向上等を目的とした初任運転者等の安全教育研修であって、下記の助成対象研修施設で実施される当協会が指定した研修とする。 (1) マジオドライバーズスクール鹿児島校
交付額及び条件	研修受講料(10,000円)の一部助成として、鹿児島県内の認可営業所に在籍する運転者等が受講した場合、4,000円を助成する。 ただし、Gマーク認定事業所(以下「G事業所」という。)に在籍する運転者等が受講した場合は、6,000円を助成する。 ・助成交付請求人数については、1会員あたり10名までとする。 ・1研修あたり1会員原則2名までとし、交通費については、受講各社の負担とする。 ・年度で受講できる研修は、1人あたり1回とする。 ・1研修あたり原則5名以上の受講者で実施することとする。
予算額	予算総額は、別途定める額とする。
処分の禁止等	申込みをした会員又はドライバー等が次に掲げる各号のいずれかに該当する場合、申込みをした会員は、研修受講料の一部又は全額を負担しなければならない。 (1) 研修受講開始日の7日前を経過して申込みを取り下げたとき。 (2) 特別な事由なく、申込みをした研修を受講しないか、又は受講を途中で中止したとき。 (3) 所定の書類を添付した報告書の提出をしないとき。 (4) 研修又は手続き等において、本要綱もしくは本事業の趣旨に反した行為、又は不適切な行為があったとき。
備 考	【受講申込申請手続き及び報告等について】 ※貨物自動車ドライバー等安全運転研修助成様式を使用すること。 会員は、受講しようとする研修について事前に当協会に確認をした上で、(ド研)様式1-1のドライバー等安全教育訓練等助成申込書に事業所名、受講者氏名、希望する研修コース等の必要事項を記入の上、各研修日の原則15日前までに当協会へ申込みを行い、あらかじめ研修受講料を指定研修施設へ振込を行うものとする。 受講開始日の原則7日前までに所定の受講料を納入しないときは、申込みを取下げたものとする。また申込みは、先着順に受け付けるものとする。 会員は、助成金の交付を受けようとするときは、研修受講後原則15日以内に様式1の助成金交付請求書(助成事業実施報告書)と(ド研)様式1-2のドライバー等安全教育訓練等実施報告書(別途、添付書類あり)を当協会に提出し請求するものとする。 会員は、申込みを取下げるときは、研修受講開始日の7日前までに当協会に(ド研)様式1-3を提出するものとする。 ・G事業所については、当協会が把握している当該年度の4月1日時点の認定事業者を基とする。 ただし、年度途中で、認定の取り消し等により要件を満たさなくなった場合は、認定取消日等以降に未認定事業者として取り扱うこととする。 ※認定取消日以前に申込があった場合については、認定事業者として取り扱う。

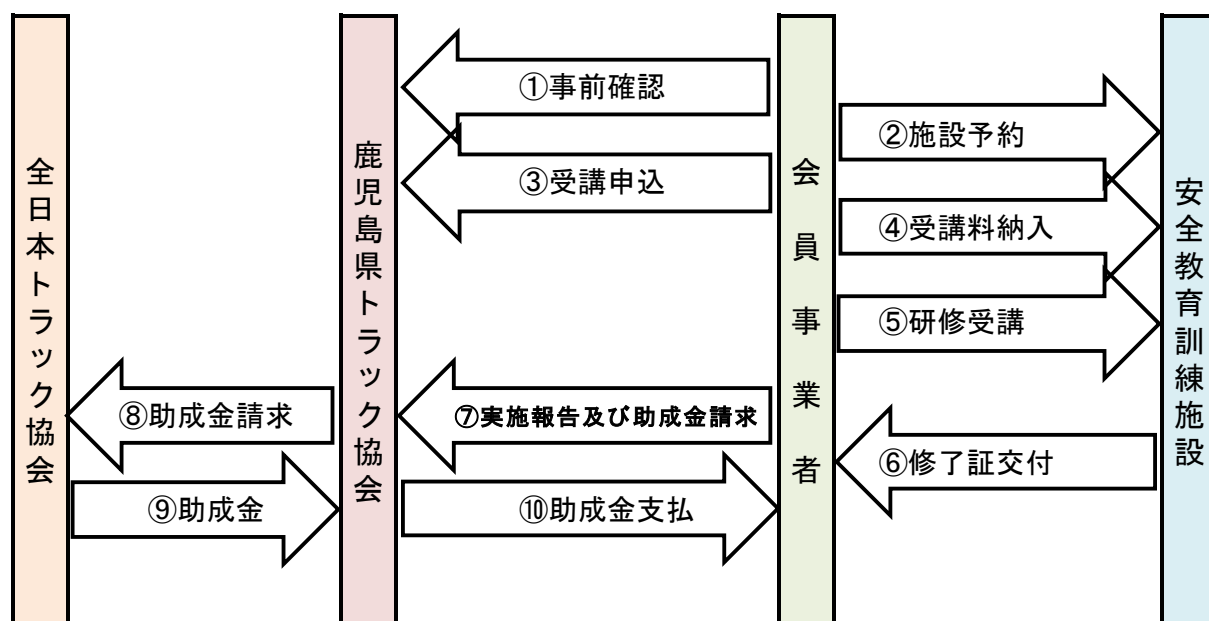
助成事業名称	6-3 貨物自動車ドライバー等安全運転研修助成金(高齢運転者等研修)
対象研修等	運転者の加齢に伴う身体機能の変化の程度に応じた事業用自動車の安全な運転方法等について指導すること等を目的とした高齢運転者(65才以上)等の安全教育研修であつて、下記の助成対象研修施設で実施される当協会が指定した研修とする。 (1) マジオドライバーズスクール鹿児島校
交付額及び条件	研修受講料(11,000円)の一部助成として、鹿児島県内の認可営業所に在籍する高齢運転者(65才以上)等が受講した場合、4,000円を助成する。 ただし、Gマーク認定事業所(以下「G事業所」という。)に在籍する運転者等が受講した場合は、6,000円を助成する。 ・適齢診断の受診済み又は研修受講日前までに受診を終えることができる者とする。 ・助成交付請求人数については、1会員あたり10名までとする。 ・1研修あたり1会員原則2名までとし、交通費については、受講各社の負担とする。 ・年度で受講できる研修は、1人あたり1回とする。 ・1研修あたり原則3名以上の受講者で実施することとする。
予算額	予算総額は、別途定める額とする。
処分の禁止等	申込みをした会員又はドライバー等が次に掲げる各号のいずれかに該当する場合、申込みをした会員は、研修受講料の一部又は全額を負担しなければならない。 (1) 研修受講開始日の7日前を経過して申込みを取り下げたとき。 (2) 特別な事由なく、申込みをした研修を受講しないか、又は受講を途中で中止したとき。 (3) 所定の書類を添付した報告書の提出をしないとき。 (4) 研修又は手続き等において、本要綱もしくは本事業の趣旨に反した行為、又は不適切な行為があったとき。
備 考	【受講申込申請手続き及び報告等について】 ※貨物自動車ドライバー等安全運転研修助成様式を使用すること。 会員は、受講しようとする研修について事前に当協会に確認をした上で、(ド研)様式1-1のドライバー等安全教育訓練等助成申込書に事業所名、受講者氏名、希望する研修コース等の必要事項を記入の上、各研修日の原則15日前までに当協会へ申込みを行い、あらかじめ研修受講料を指定研修施設へ振込を行うものとする。なお、適性診断票(適齢診断)(写)については、原則受講日5日前までに提出するものとする。 受講開始日の原則7日前までに所定の受講料を納入しないときは、申込みを取下げたものとする。また申込みは、先着順に受け付けるものとする。 会員は、助成金の交付を受けようとするときは、研修受講後原則15日以内に様式1の助成金交付請求書(助成事業実施報告書)と(ド研)様式1-2のドライバー等安全教育訓練等実施報告書(別途、添付書類あり)を当協会に提出し請求するものとする。 会員は、申込みを取下げるときは、研修受講開始日の7日前までに当協会に(ド研)様式1-3を提出するものとする。 ・G事業所については、当協会が把握している当該年度の4月1日時点の認定事業者を基とする。ただし、年度途中で、認定の取り消し等により要件を満たさなくなった場合は、認定取消日等以降に未認定事業者として取り扱うこととする。 ※認定取消日以前に申込があった場合については、認定事業者として取り扱う。

助成事業名称	6-4 貨物自動車ドライバー等安全運転研修助成金(事故・違反運転者研修)
対象研修等	「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」に基づく安全及び事故防止に関する知識向上等を目的とした事故・違反運転者に対する安全教育研修であって、下記の助成対象研修施設で実施される当協会が指定した研修とする。 (1) マジオドライバーズスクール鹿児島校
交付額及び条件	研修受講料(34,600円)の一部助成として、鹿児島県内の認可営業所に在籍する運転者等が受講した場合、5,000円を助成する。 ただし、Gマーク認定事業所(以下「G事業所」という。)に在籍する運転者等が受講した場合は、10,000円を助成する。 ・助成交付請求人数については、1会員あたり2名までとする。 ・1研修あたり1会員原則1名とし、交通費については、受講各社の負担とする。 ・運転者1人あたり年度に受講できる研修は、1回とする。 ・研修受講日程については、研修実施施設と調整し、確定後、当協会に報告して実施することとする。
予算額	予算総額は、別途定める額とする。
処分の禁止等	申込みをした会員又はドライバー等が次に掲げる各号のいずれかに該当する場合、申込みをした会員は、研修受講料の一部又は全額を負担しなければならない。 (1) 研修受講開始日の7日前を経過して申込みを取り下げたとき。 (2) 特別な事由なく、申込みをした研修を受講しないか、又は受講を途中で中止したとき。 (3) 所定の書類を添付した報告書の提出をしないとき。 (4) 研修又は手続き等において、本要綱もしくは本事業の趣旨に反した行為、又は不適切な行為があったとき。
備 考	【受講申込申請手続き及び報告等について】 ※貨物自動車ドライバー等安全運転研修助成様式を使用すること。 会員は、受講しようとする研修について事前に当協会に確認をした上で、(ド研)様式1-1のドライバー等安全教育訓練等助成申込書に事業所名、受講者氏名、希望する研修コース等の必要事項を記入の上、受講を希望する原則15日前までに当協会へ申込みを行い、研修受講日程について研修実施施設と調整し、確定後、当協会へ報告を行い、研修を実施するものとする。 また、あらかじめ研修受講料を指定研修施設へ振込を行うものとする。 受講開始日の原則7日前までに所定の受講料を納入しないときは、申込みを取下げたものとする。また申込みは、先着順に受け付けるものとする。 会員は、助成金の交付を受けようとするときは、研修受講後原則15日以内に様式1の助成金交付請求書(助成事業実施報告書)と(ド研)様式1-2のドライバー等安全教育訓練等実施報告書(別途、添付書類あり)を当協会に提出し請求するものとする。 会員は、申込みを取下げるときは、研修受講開始日の7日前までに当協会に(ド研)様式1-3を提出するものとする。

	・G事業所については、当協会で把握している当該年度の4月1日時点の認定事業者を基とする。 ただし、年度途中で、認定の取り消し等により要件を満たさなくなった場合は、認定取消日等以降に未認定事業者として取り扱うこととする。 ※認定取消日以前に申込があった場合については、認定事業者として取り扱う。
--	---

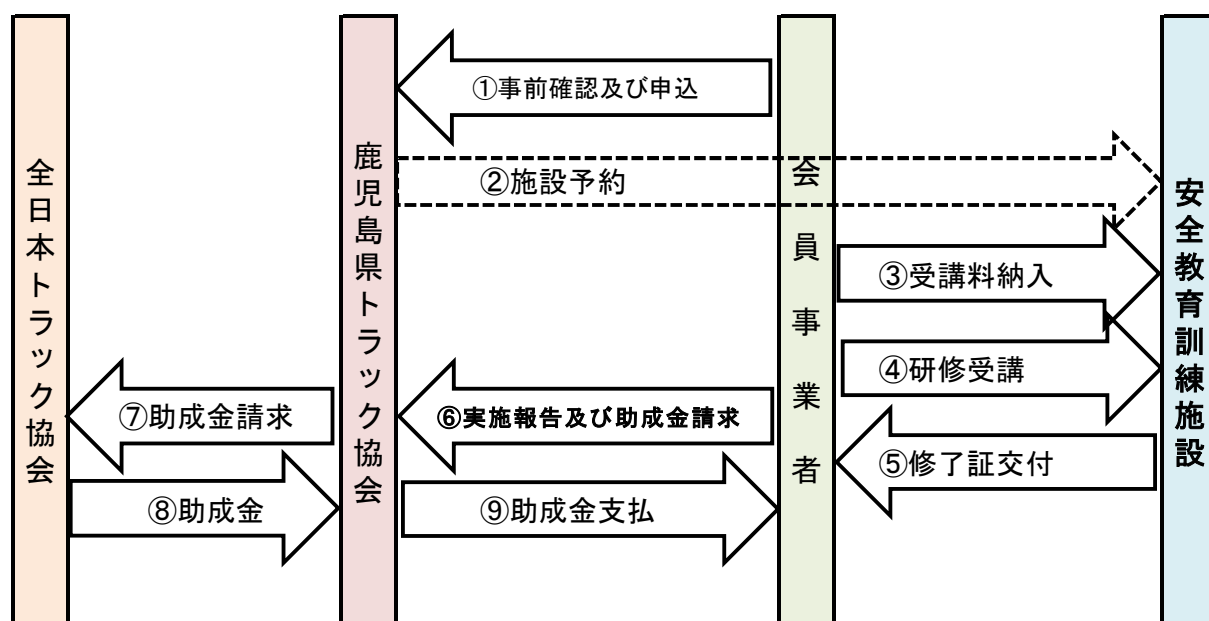
7-1 安全運転研修等(全ト協・特別研修)

研修の受講から助成までの流れ



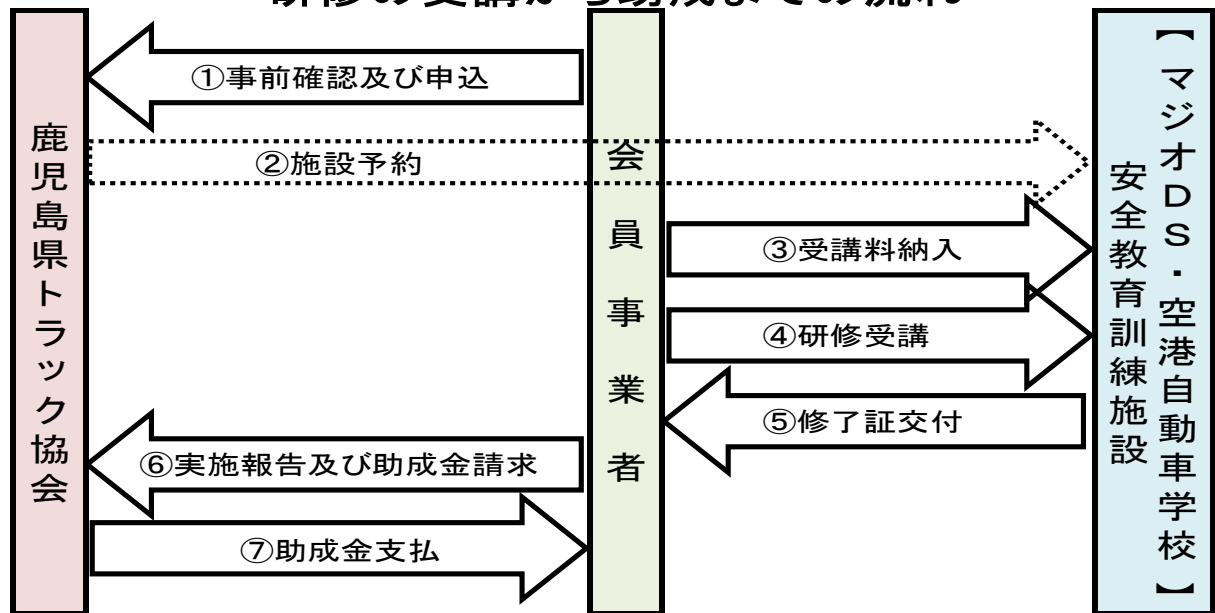
7-1 安全運転研修等(全ト協・【一般研修2日間】)

研修の受講から助成までの流れ



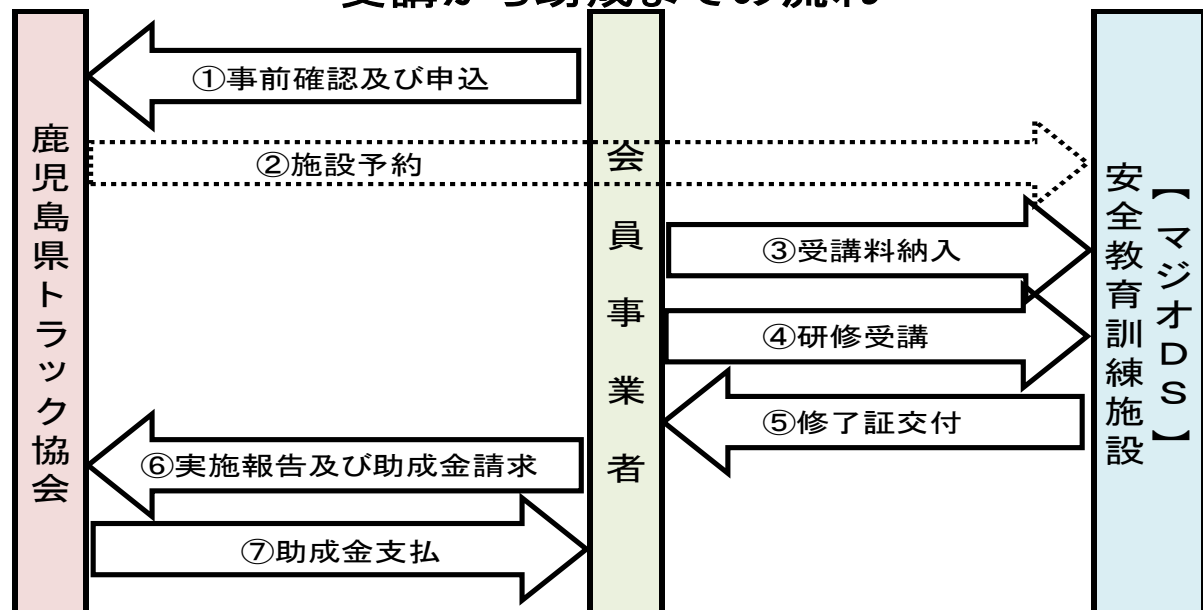
7-1 安全運転研修等(県ト協研修)

研修の受講から助成までの流れ



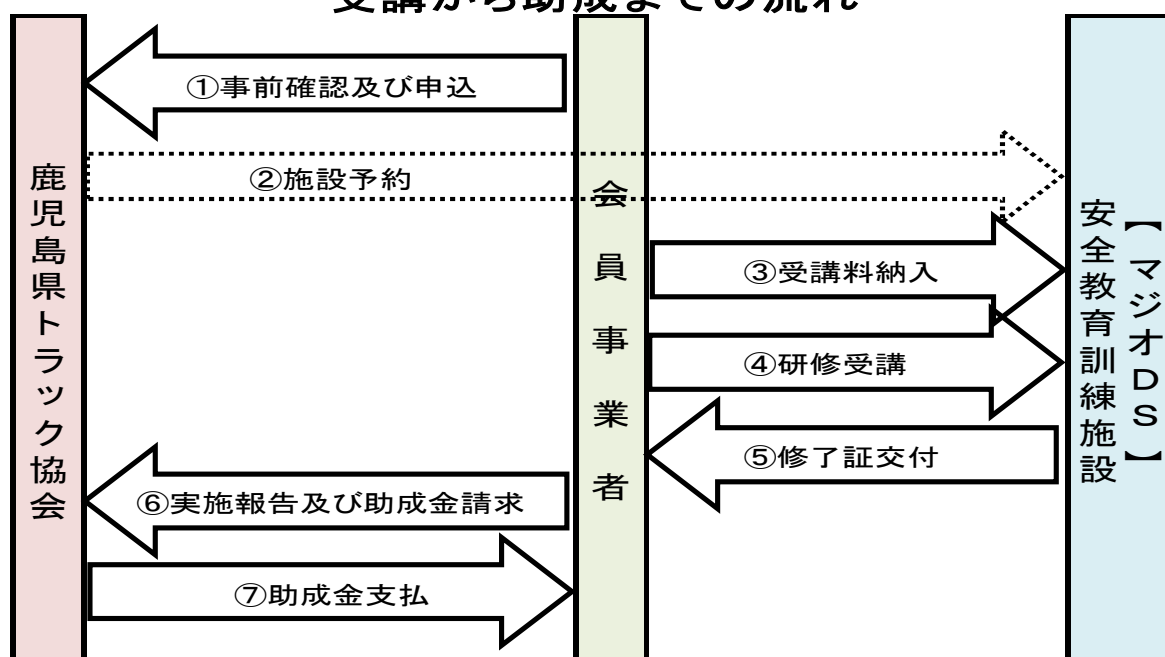
7-2 初任運転者等研修(県ト協研修)

受講から助成までの流れ



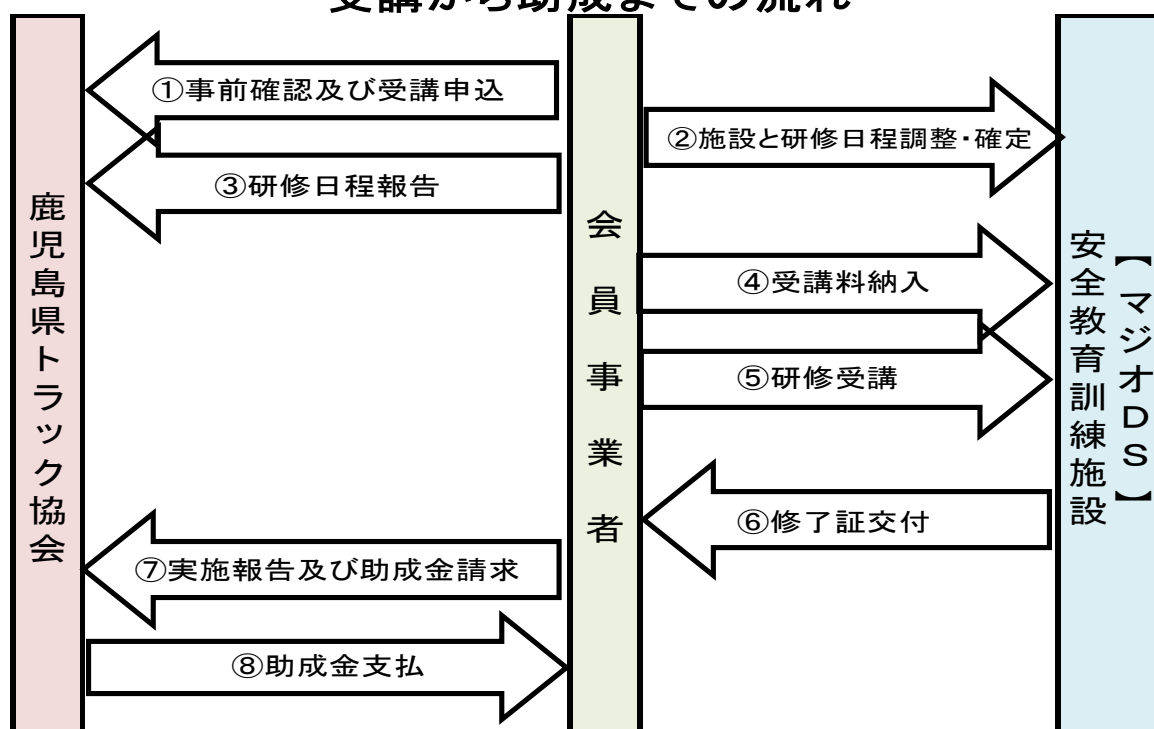
7-3 高齢運転者等研修(県ト協研修)

受講から助成までの流れ



7-4 事故・違反運転者研修(県ト協研修)

受講から助成までの流れ



全ト協・別表1

ドライバー等安全教育訓練促進助成対象・特別研修一覧

研修区分	所在地	研修施設	研修名	研修コード	日程	研修受講料 ※1	Gマーク事業者 全ト協助成額 (10/10)	全ト協助成額 (7/10)	定員	備考
特定 研修 施設	愛知県	中部トラック 総合研修センター	ドライバー研修 + 初任コース(3日間)	001	4月11日(火) ~ 4月13日(木)	59,940	59,940	42,040	18	大型トレーラ
				002		59,940	59,940	42,040		大型
				003		56,640	56,640	39,740		中型
				004		56,640	56,640	39,740		準中型
				005	4月25日(火) ~ 4月27日(木)	59,940	59,940	42,040	18	大型トレーラ
				006		59,940	59,940	42,040		大型
				007		56,640	56,640	39,740		中型
				008		56,640	56,640	39,740		準中型
				009	5月9日(火) ~ 5月11日(木)	59,940	59,940	42,040	18	大型トレーラ
				010		59,940	59,940	42,040		大型
				011		56,640	56,640	39,740		中型
				012		56,640	56,640	39,740		準中型
				013	6月27日(火) ~ 6月29日(木)	59,940	59,940	42,040	18	大型トレーラ
				014		59,940	59,940	42,040		大型
				015		56,640	56,640	39,740		中型
				016		56,640	56,640	39,740		準中型
				017	7月10日(月) ~ 7月12日(水)	59,940	59,940	42,040	18	大型トレーラ
				018		59,940	59,940	42,040		大型
				019		56,640	56,640	39,740		中型
				020		56,640	56,640	39,740		準中型
				021	7月25日(火) ~ 7月27日(木)	59,940	59,940	42,040	18	大型トレーラ
				022		59,940	59,940	42,040		大型
				023		56,640	56,640	39,740		中型
				024		56,640	56,640	39,740		準中型
				025	8月8日(火) ~ 8月10日(木)	59,940	59,940	42,040	18	大型トレーラ
				026		59,940	59,940	42,040		大型
				027		56,640	56,640	39,740		中型
				028		56,640	56,640	39,740		準中型
				029	9月5日(火) ~ 9月7日(木)	59,940	59,940	42,040	18	大型トレーラ
				030		59,940	59,940	42,040		大型
				031		56,640	56,640	39,740		中型
				032		56,640	56,640	39,740		準中型
				033	9月26日(火) ~ 9月28日(木)	59,940	59,940	42,040	18	大型トレーラ
				034		59,940	59,940	42,040		大型
				035		56,640	56,640	39,740		中型
				036		56,640	56,640	39,740		準中型
				037	10月24日(火) ~ 10月26日(木)	59,940	59,940	42,040	18	大型トレーラ
				038		59,940	59,940	42,040		大型
				039		56,640	56,640	39,740		中型
				040		56,640	56,640	39,740		準中型
				041	11月14日(火) ~ 11月16日(木)	59,940	59,940	42,040	18	大型トレーラ
				042		59,940	59,940	42,040		大型
				043		56,640	56,640	39,740		中型
				044		56,640	56,640	39,740		準中型
				045	12月5日(火) ~ 12月7日(木)	59,940	59,940	42,040	18	大型トレーラ
				046		59,940	59,940	42,040		大型
				047		56,640	56,640	39,740		中型
				048		56,640	56,640	39,740		準中型
				049	1月9日(火) ~ 1月11日(木)	59,940	59,940	42,040	18	大型トレーラ
				050		59,940	59,940	42,040		大型
				051		56,640	56,640	39,740		中型
				052		56,640	56,640	39,740		準中型
				053	1月23日(火) ~ 1月25日(木)	59,940	59,940	42,040	18	大型トレーラ
				054		59,940	59,940	42,040		大型
				055		56,640	56,640	39,740		中型
				056		56,640	56,640	39,740		準中型
				057	2月13日(火) ~ 2月15日(木)	59,940	59,940	42,040	18	大型トレーラ
				058		59,940	59,940	42,040		大型
				059		56,640	56,640	39,740		中型
				060		56,640	56,640	39,740		準中型
				061	3月5日(火) ~ 3月7日(木)	59,940	59,940	42,040	18	大型トレーラ
				062		59,940	59,940	42,040		大型
				063		56,640	56,640	39,740		中型
				064		56,640	56,640	39,740		準中型

ドライバー等安全教育訓練促進助成対象・特別研修一覧

特定 研修 施設	愛知県	中部トラック 総合研修センター	ドライバー研修 + 一般コース(3日間)	065	4月11日(火) ~ 4月13日(木)	50,040	50,040	35,040	18	大型トレー
				066		50,040	50,040	35,040		大型
				067		47,840	47,840	33,540		中型
				068	4月25日(火) ~ 4月27日(木)	47,840	47,840	33,540	18	準中型
				069		50,040	50,040	35,040		大型トレー
				070		50,040	50,040	35,040		大型
				071	5月9日(火) ~ 5月11日(木)	47,840	47,840	33,540	18	中型
				072		47,840	47,840	33,540		準中型
				073		50,040	50,040	35,040		大型トレー
				074	6月27日(火) ~ 6月29日(木)	50,040	50,040	35,040	18	大型
				075		47,840	47,840	33,540		中型
				076		47,840	47,840	33,540		準中型
				077	7月10日(月) ~ 7月12日(水)	50,040	50,040	35,040	18	大型トレー
				078		50,040	50,040	35,040		大型
				079		47,840	47,840	33,540		中型
				080	7月25日(火) ~ 7月27日(木)	47,840	47,840	33,540	18	準中型
				081		50,040	50,040	35,040		大型トレー
				082		50,040	50,040	35,040		大型
				083	8月8日(火) ~ 8月10日(木)	47,840	47,840	33,540	18	中型
				084		47,840	47,840	33,540		準中型
				085		50,040	50,040	35,040		大型トレー
				086	9月5日(火) ~ 9月7日(木)	50,040	50,040	35,040	18	大型
				087		47,840	47,840	33,540		中型
				088		47,840	47,840	33,540		準中型
				089	9月26日(火) ~ 9月28日(木)	50,040	50,040	35,040	18	大型トレー
				090		50,040	50,040	35,040		大型
				091		47,840	47,840	33,540		中型
				092	10月24日(火) ~ 10月26日(木)	47,840	47,840	33,540	18	準中型
				093		50,040	50,040	35,040		大型トレー
				094		50,040	50,040	35,040		大型
				095	11月14日(火) ~ 11月16日(木)	47,840	47,840	33,540	18	中型
				096		47,840	47,840	33,540		準中型
				097		50,040	50,040	35,040		大型トレー
				098	12月5日(火) ~ 12月7日(木)	50,040	50,040	35,040	18	大型
				099		47,840	47,840	33,540		中型
				100		47,840	47,840	33,540		準中型
				101	1月9日(火) ~ 1月11日(木)	50,040	50,040	35,040	18	大型トレー
				102		50,040	50,040	35,040		大型
				103		47,840	47,840	33,540		中型
				104	1月23日(火) ~ 1月25日(木)	47,840	47,840	33,540	18	準中型
				105		50,040	50,040	35,040		大型トレー
				106		50,040	50,040	35,040		大型
				107	2月13日(火) ~ 2月15日(木)	47,840	47,840	33,540	18	中型
				108		47,840	47,840	33,540		準中型
				109		50,040	50,040	35,040		大型トレー
				110	3月5日(火) ~ 3月7日(木)	50,040	50,040	35,040	18	大型
				111		47,840	47,840	33,540		中型
				112		47,840	47,840	33,540		準中型
				113	1月23日(火) ~ 1月25日(木)	50,040	50,040	35,040	18	大型トレー
				114		50,040	50,040	35,040		大型
				115		47,840	47,840	33,540		中型
				116	2月13日(火) ~ 2月15日(木)	47,840	47,840	33,540	18	準中型
				117		50,040	50,040	35,040		大型トレー
				118		50,040	50,040	35,040		大型
				119	3月5日(火) ~ 3月7日(木)	47,840	47,840	33,540	18	中型
				120		47,840	47,840	33,540		準中型
				121		50,040	50,040	35,040		大型トレー
				122	2月13日(火) ~ 2月15日(木)	50,040	50,040	35,040	18	大型
				123		47,840	47,840	33,540		中型
				124		47,840	47,840	33,540		準中型
				125	3月5日(火) ~ 3月7日(木)	50,040	50,040	35,040	18	大型トレー
				126		50,040	50,040	35,040		大型
				127		47,840	47,840	33,540		中型
				128		47,840	47,840	33,540		準中型

ドライバー等安全教育訓練促進助成対象・特別研修一覧

特定研修施設	愛知県	中部トラック総合研修センター	添乗指導者養成研修(3日間)	129	4月11日(火) ~ 4月13日(木)	62,540	62,540	43,840	15	大型トレーラ
				130		62,540	62,540	43,840		大型
				131		52,640	52,640	36,940		中型
				132		52,640	52,640	36,940		準中型
				133	5月9日(火) ~ 5月11日(木)	62,540	62,540	43,840	15	大型トレーラ
				134		62,540	62,540	43,840		大型
				135		52,640	52,640	36,940		中型
				136		52,640	52,640	36,940		準中型
				137	6月27日(火) ~ 6月29日(木)	62,540	62,540	43,840	15	大型トレーラ
				138		62,540	62,540	43,840		大型
				139		52,640	52,640	36,940		中型
				140		52,640	52,640	36,940		準中型
				141	7月25日(火) ~ 7月27日(木)	62,540	62,540	43,840	15	大型トレーラ
				142		62,540	62,540	43,840		大型
				143		52,640	52,640	36,940		中型
				144		52,640	52,640	36,940		準中型
				145	8月8日(火) ~ 8月10日(木)	62,540	62,540	43,840	15	大型トレーラ
				146		62,540	62,540	43,840		大型
				147		52,640	52,640	36,940		中型
				148		52,640	52,640	36,940		準中型
				149	10月24日(火) ~ 10月26日(木)	62,540	62,540	43,840	15	大型トレーラ
				150		62,540	62,540	43,840		大型
				151		52,640	52,640	36,940		中型
				152		52,640	52,640	36,940		準中型
				153	11月14日(火) ~ 11月16日(木)	62,540	62,540	43,840	15	大型トレーラ
				154		62,540	62,540	43,840		大型
				155		52,640	52,640	36,940		中型
				156		52,640	52,640	36,940		準中型
				157	12月5日(火) ~ 12月7日(木)	62,540	62,540	43,840	15	大型トレーラ
				158		62,540	62,540	43,840		大型
				159		52,640	52,640	36,940		中型
				160		52,640	52,640	36,940		準中型
				161	1月23日(火) ~ 1月25日(木)	62,540	62,540	43,840	15	大型トレーラ
				162		62,540	62,540	43,840		大型
				163		52,640	52,640	36,940		中型
				164		52,640	52,640	36,940		準中型
				165	3月5日(火) ~ 3月7日(木)	62,540	62,540	43,840	15	大型トレーラ
				166		62,540	62,540	43,840		大型
				167		52,640	52,640	36,940		中型
				168		52,640	52,640	36,940		準中型
	埼玉県	埼玉県トラック総合教育センター	ドライバー研修(3日間)	201	5月19日(金) ~ 5月21日(日)	50,000	50,000	35,000	15	MT ※5
				202	6月16日(金) ~ 6月18日(日)	50,000	50,000	35,000	15	MT ※5
				203	7月14日(金) ~ 7月16日(日)	50,000	50,000	35,000	15	MT ※5
				204	8月18日(金) ~ 8月20日(日)	50,000	50,000	35,000	15	MT ※5
				205	9月15日(金) ~ 9月17日(日)	50,000	50,000	35,000	15	MT ※5
				206	10月20日(金) ~ 10月22日(日)	50,000	50,000	35,000	15	MT ※5
				207	11月17日(金) ~ 11月19日(日)	50,000	50,000	35,000	15	MT ※5

ドライバー等安全教育訓練促進助成対象・特別研修一覧

指定研修施設 ※9	北海道	総合交通教育センター ドライビングアカデミー 北海道	一般・初任ドライバー研修 (3日間)	301	5月12日(金) ~ 5月14日(日)	67,200	67,200	47,100	20	西地区※10
				302	7月7日(金) ~ 7月9日(日)	67,200	67,200	47,100	20	西地区※10
				303	10月21日(土) ~ 10月23日(月)	67,200	67,200	47,100	20	東地区※10
			添乗・指導管理者研修 (3日間)	304	9月8日(金) ~ 9月10日(日)	67,200	67,200	47,100	20	西地区※10
				305	11月4日(土) ~ 11月6日(月)	67,200	67,200	47,100	20	東地区※10
	青森県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー 弘前	一般・初任ドライバー研修 (3日間)	306	4月2日(日) ~ 4月4日(火)	71,500	71,500	50,100	30	
				307	5月20日(土) ~ 5月22日(月)	71,500	71,500	50,100	30	
				308	6月3日(土) ~ 6月5日(月)	71,500	71,500	50,100	30	
				309	7月15日(土) ~ 7月17日(月)	71,500	71,500	50,100	30	
				310	1月28日(日) ~ 1月30日(火)	71,500	71,500	50,100	30	
	宮城県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー 宮城	一般・初任ドライバー研修 (3日間)	311	6月17日(土) ~ 6月19日(月)	71,500	71,500	50,100	20	東地区※11
				312	7月8日(土) ~ 7月10日(月)	71,500	71,500	50,100	20	西地区※11
				313	10月21日(土) ~ 10月23日(月)	71,500	71,500	50,100	20	西地区※11
	福島県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー 南郷	一般・初任ドライバー研修 (3日間)	314	5月12日(金) ~ 5月14日(日)	71,500	71,500	50,100	20	
				315	6月9日(金) ~ 6月11日(日)	71,500	71,500	50,100	20	
	茨城県	自動車安全運転 センター安全運転 中央研修所	ドライバー研修 (3日間)	316	5月17日(水) ~ 5月19日(金)	※7 87,840	87,840	61,540	30	大型
				317	5月29日(月) ~ 5月31日(水)	※7 69,340	69,340	48,540	24	準中型 ※8
				318	6月29日(木) ~ 7月1日(土)	※7 87,840	87,840	61,540	30	大型
				319	8月21日(月) ~ 8月23日(水)	※7 87,840	87,840	61,540	30	大型
				320	9月19日(火) ~ 9月21日(木)	※7 87,840	87,840	61,540	30	中型 ※8
				321	10月25日(水) ~ 10月27日(金)	※7 87,840	87,840	61,540	30	大型
				322	2月19日(月) ~ 2月21日(水)	※7 87,840	87,840	61,540	30	中型 ※8
				323	3月5日(火) ~ 3月7日(木)	※7 87,840	87,840	61,540	30	大型
	茨城県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー 茨城	一般・初任ドライバー研修 (3日間)	324	4月29日(土) ~ 5月1日(月)	72,200	72,200	50,600	20	
				325	5月27日(土) ~ 5月29日(月)	72,200	72,200	50,600	20	
				326	6月17日(土) ~ 6月19日(月)	72,200	72,200	50,600	20	
				327	7月15日(土) ~ 7月17日(月)	72,200	72,200	50,600	20	
				328	9月23日(土) ~ 9月25日(月)	72,200	72,200	50,600	20	
				329	10月21日(土) ~ 10月23日(月)	72,200	72,200	50,600	20	
				330	11月25日(土) ~ 11月27日(月)	72,200	72,200	50,600	20	
	栃木県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー 栃木	一般・初任ドライバー研修 (3日間)	331	5月20日(土) ~ 5月22日(月)	72,160	72,160	50,560	20	
				332	11月24日(金) ~ 11月26日(日)	72,160	72,160	50,560	20	
			(運行・安全運転・添乗) 管理者研修(3日間)	333	9月29日(金) ~ 10月1日(日)	72,160	72,160	50,560	20	
	群馬県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー ぐんま	一般・初任ドライバー研修 (3日間)	334	12月1日(金) ~ 12月3日(日)	72,160	72,160	50,560	20	
				335	5月26日(金) ~ 5月28日(日)	72,600	72,600	50,900	20	
				336	6月16日(金) ~ 6月18日(日)	72,600	72,600	50,900	20	
				337	7月14日(金) ~ 7月16日(日)	72,600	72,600	50,900	20	
				338	10月20日(金) ~ 10月22日(日)	72,600	72,600	50,900	20	
				339	11月17日(金) ~ 11月19日(日)	72,600	72,600	50,900	20	
			(運行・安全運転・添乗) 管理者研修(3日間)	340	5月19日(金) ~ 5月21日(日)	72,600	72,600	50,900	20	
				341	6月23日(金) ~ 6月25日(日)	72,600	72,600	50,900	20	
				342	7月28日(金) ~ 7月30日(日)	72,600	72,600	50,900	20	
	千葉県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー 千葉 東洋自動車教習所	一般・初任ドライバー研修 (3日間)	343	10月6日(金) ~ 10月8日(日)	72,600	72,600	50,900	20	
				344	6月19日(月) ~ 6月21日(水)	72,270	72,270	50,670	20	
				345	8月27日(日) ~ 8月29日(火)	72,270	72,270	50,670	20	
			安全運転管理者研修(3日間)	346	10月2日(月) ~ 10月4日(水)	72,270	72,270	50,670	20	
				347	11月6日(月) ~ 11月8日(水)	72,270	72,270	50,670	20	
	神奈川県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー 小田原	一般・初任運転者研修 (3日間)	348	5月8日(月) ~ 5月10日(水)	72,270	72,270	50,670	20	
				349	9月4日(月) ~ 9月6日(水)	72,270	72,270	50,670	20	
			添乗・指導管理者研修 (3日間)	350	6月11日(日) ~ 6月13日(火)	79,200	79,200	55,500	20	
				351	10月22日(日) ~ 10月24日(火)	79,200	79,200	55,500	20	
	新潟県	新潟自動車学校	一般・初任ドライバー研修 (3日間)	352	5月14日(日) ~ 5月16日(火)	79,200	79,200	55,500	20	
				353	9月10日(日) ~ 9月12日(火)	79,200	79,200	55,500	20	
				354	4月16日(日) ~ 4月18日(火)	72,160	72,160	50,560	20	
				355	5月21日(日) ~ 5月23日(火)	72,160	72,160	50,560	20	
				356	6月18日(日) ~ 6月20日(火)	72,160	72,160	50,560	20	
				357	7月16日(日) ~ 7月18日(火)	72,160	72,160	50,560	20	
				358	10月22日(日) ~ 10月24日(火)	72,160	72,160	50,560	20	
				359	11月19日(日) ~ 11月21日(火)	72,160	72,160	50,560	20	
				360	12月17日(日) ~ 12月19日(火)	72,160	72,160	50,560	20	
				361	1月21日(日) ~ 1月23日(火)	72,160	72,160	50,560	20	

ドライバー等安全教育訓練促進助成対象・特別研修一覧

指定 研修 施設 ※9	岐阜県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー 大原	貨物ドライバー安全研修 (3日間)	362	4月15日(土) ~ 4月17日(月)	63,800	63,800	44,700	20	準中型～ 大型 ※12
				363	5月13日(土) ~ 5月15日(月)	63,800	63,800	44,700	20	準中型～ 大型 ※12
				364	6月10日(土) ~ 6月12日(月)	63,800	63,800	44,700	20	準中型～ 大型 ※12
				365	7月8日(土) ~ 7月10日(月)	63,800	63,800	44,700	20	準中型～ 大型 ※12
	滋賀県	クレフィール湖東 交通安全研修所	ドライバー研修 (3日間)	366	6月30日(金) ~ 7月2日(日)	83,820	83,820	58,720	20	
				367	8月18日(金) ~ 8月20日(日)	83,820	83,820	58,720	20	
			安全運転管理者研修 (3日間)	368	1月12日(金) ~ 1月14日(日)	83,820	83,820	58,720	20	
				369	8月25日(金) ~ 8月27日(日)	88,220	88,220	61,820	20	
	兵庫県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー ABOSHI	一般・初任ドライバー研修 (3日間)	370	1月18日(木) ~ 1月20日(土)	88,220	88,220	61,820	20	
				371	5月23日(火) ~ 5月25日(木)	72,860	72,860	51,060	20	
	広島県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー テクノ	一般・初任ドライバー研修 (3日間)	372	5月27日(土) ~ 5月29日(月)	72,500	72,500	50,800	20	準中型～ 大型 ※13
				373	10月14日(土) ~ 10月16日(月)	72,500	72,500	50,800	20	準中型～ 大型 ※13
	福岡県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー ONGA	一般・初任ドライバー研修 (3日間)	374	4月8日(土) ~ 4月10日(月)	67,000	67,000	46,900	20	
				375	6月24日(土) ~ 6月26日(月)	67,000	67,000	46,900	20	
				376	8月26日(土) ~ 8月28日(月)	67,000	67,000	46,900	20	
				377	1月13日(土) ~ 1月15日(月)	67,000	67,000	46,900	20	
			添乗・指導管理者研修 (3日間)	378	5月20日(土) ~ 5月22日(月)	67,000	67,000	46,900	20	
				379	7月22日(土) ~ 7月24日(月)	67,000	67,000	46,900	20	
				380	9月23日(土) ~ 9月25日(月)	67,000	67,000	46,900	20	
				381	11月25日(土) ~ 11月27日(月)	67,000	67,000	46,900	20	
	宮崎県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー MIYUKI	一般・初任ドライバー研修 (3日間)	382	10月28日(土) ~ 10月30日(月)	67,000	67,000	46,900	20	
				383	6月24日(土) ~ 6月26日(月)	67,000	67,000	46,900	20	
				384	11月18日(土) ~ 11月20日(月)	67,000	67,000	46,900	20	

(全体の注意事項について)

- ※1. 研修受講料は税込価格です。また、研修受講料には所定の宿泊代・食事代等を含みます。(所定の金額を超えるものは自己負担となります)
- ※2. 都道府県トラック協会の予算等の都合により、助成金の交付が受けられない場合でも、自費負担にてこれらの研修を受講することは可能です。
- ※3. 研修施設の近隣にお住まいの場合等、研修期間中に宿泊をせず、自宅等から研修施設に通うことをご希望される場合は、その可否等について当該研修施設にお問い合わせ下さい。

(各研修施設における注意事項について)

- ※4. 中部トラック総合研修センターでは送迎、前泊、後泊不可です。
- ※5. 埼玉県トラック総合教育センターの研修はAT限定免許不可です。
- ※6. 埼玉県トラック総合教育センターは前泊、後泊不可です。
- ※7. 自動車安全運転センターのみ、食事代は現地払いとなります。受講料納入にあたっては、目安の食事代(3,840円)を差し引いた金額をお支払いください。なお、目安の金額を上回る食事代については、自己負担となりますのでご注意ください。
(例)研修コード316の研修を受講する場合:安全運転中央研修所に84,000円を納入し、差額の3,840円を現地食事代として使用してください。
- ※8. 自動車安全運転センターの「中型」は中型8t限定免許不可、「準中型」は準中型5t限定免許不可です。
(大型は11トン車、中型は4トン・6トン車、準中型はMT車を使用)
- ※9. 指定研修施設における前泊・後泊の手配の可否・料金等は、研修施設へお問い合わせください。
- ※10. ドライビングアカデミー北海道は「東地区会場」と「西地区会場」の2会場がありますのでご注意ください。
- ※11. ドライビングアカデミー宮城は「東地区会場」と「西地区会場」の2会場がありますのでご注意ください。
- ※12. ドライビングアカデミー大原の準中型以上(5t限定準中型免許不可)の定員の内訳人数は研修施設へお問い合わせください。
- ※13. ドライビングアカデミーテクノの準中型以上の定員の内訳人数は研修施設へお問い合わせください。

ドライバー等安全教育訓練促進助成対象・一般研修(ONGA・2日間)

研修区分	研修施設	研修名	研修コード	日程	研修受講料 (円)
指定研修施設	総合交通教育センター ドライビングアカデミー ONGA	一般・初任・貨物運転者研修		【鹿児島県トラック協会】	49,500
				5/13(土) - 14(日) 、 5/27(土) - 28(日) 、 6/10(土) - 11(日)	
				6/17(土) - 18(日) 、 7/1(土) - 2(日) 、 7/29(土) - 30(日)	
				8/19(土) - 20(日) 、 9/2(土) - 3(日) 、 9/9(土) - 10(日)	
				10/14(土) - 15(日) 、 10/21(土) - 22(日) 、 11/11(土) - 12(日)	
				11/18(土) - 19(日) 、 1/20(土) - 21(日) 、 1/27(土) - 28(日)	

●研修受講料は税込価格です。また、研修受講料には研修料、宿泊代、食事代を含みます。(所定の金額を超えるものは自己負担となります)

●日程等については、変更する場合がありますので、受講する際には必ず研修施設にお問い合わせください。

ドライバー等安全教育訓練促進助成対象一般研修・(MIYUKI・2日間)

研修区分	研修施設	研修名	研修コード	日程	研修受講料 (円)
指定研修施設	総合交通教育センター ドライビングアカデミー MIYUKI	一般・初任ドライバー研修		4/22(土) - 23(日) 、 5/27(土) - 28(日) 、 7/22(土) - 23(日)	40,000
				9/23(土) - 24(日) 、 10/21(土) - 22(日) 、 11/18(土) - 19(日)	

●研修受講料は税込価格です。また、研修受講料には研修料、宿泊代、食事代を含みます。(所定の金額を超えるものは自己負担となります)

●日程等については、変更する場合がありますので、受講する際には必ず研修施設にお問い合わせください。

ドライバー等安全運転研修助成対象【安全】(県ト協)

研修区分	研修施設	研修種別	研修コード	日 程	研修受講料	Gマーク事業所 助成額	Gマーク事業所 以外助成額	定員	備考
県ト協 指定 研修	マジオドライバース クール鹿児島校 (鹿児島市) 鹿児島市冷水町32-1 ・半日コース (平日・土曜・日曜) 10:00～15:00 (昼食休憩含む。) ・夜間コース (土曜) 17:00～21:00 (休憩含む。)	ドライバー研修 (半日)	鹿マ1	5月17日(水)	15,400	15,400	10,000	6	*平日
			鹿マ2	5月21日(日)	15,400	15,400	10,000	6	*日曜
			鹿マ3	6月3日(土)	15,400	15,400	10,000	6	*土曜
			鹿マ4	6月13日(火)	15,400	15,400	10,000	6	*平日
			鹿マ5	7月4日(火)	15,400	15,400	10,000	6	*平日
			鹿マ6	7月22日(土)	15,400	15,400	10,000	3	*土曜
			鹿マ7	9月13日(水)	15,400	15,400	10,000	6	*平日
			鹿マ8	9月20日(水)	15,400	15,400	10,000	6	*平日
			鹿マ9	10月7日(土)	15,400	15,400	10,000	6	*土曜/夜間
			鹿マ10	11月12日(日)	15,400	15,400	10,000	3	*日曜
			鹿マ11	令和6年 1月17日(水)	15,400	15,400	10,000	3	*平日
	空港自動車学校 (霧島市) 霧島市隼人町内2352-1 ・半日コース (平日・土曜・日曜) 9:00～14:00 (昼食休憩含む。)	ドライバー研修 (半日)	鹿<1	5月17日(水)	15,400	15,400	10,000	3	*平日
			鹿<2	5月27日(土)	15,400	15,400	10,000	3	*土曜
			鹿<3	6月24日(土)	15,400	15,400	10,000	3	*土曜
			鹿<4	9月20日(水)	15,400	15,400	10,000	3	*平日
			鹿<5	10月4日(水)	15,400	15,400	10,000	3	*平日

ドライバー等安全運転研修助成対象【初任】(県ト協)

研修区分	研修施設	研修種別	研修コード	日 程	研修受講料	Gマーク事業所 助成額	Gマーク事業所 以外助成額	定員	備考
初任 運転 者 等 研 修 (県ト協)	マジオドライバース クール鹿児島校 (鹿児島市) 1日目: 9:20～18:20 2日目: 9:30～17:20 (昼食・休憩含む) 【※研修実施場所】 マジオワークライセンス スクール鹿児島校 鹿児島市御本町6-19	初任運転者 研修 (2日間)	鹿マ初1	4月17日(月)～18日(火)	10,000	6,000	4,000	20	2日間
			鹿マ初2	7月24日(月)～25日(火)	10,000	6,000	4,000	20	2日間
			鹿マ初3	11月6日(月)～7日(火)	10,000	6,000	4,000	20	2日間
			鹿マ初4	令和6年 1月22日(月)～23日(火)	10,000	6,000	4,000	20	2日間

※上記の研修については、1研修5名以上で実施します。

ドライバー等安全運転研修助成対象【高齢】（県ト協）

研修 区分	研修施設	研修種別	研修 コード	日 程	研修受講料	Gマーク事業所 助成額	Gマーク事業所 以外助成額	定員	備考
高 齢 運 転 者 等 研 修 （ 県 ト 協 ）	マジオドライバーズ スクール鹿児島校 （鹿児島市） 鹿児島市冷水町32-1 9：30～13：10 （休憩含む）	高齢運転者 研修	鹿マ高1	5月16日（火）	11,000	6,000	4,000	10	半日
			鹿マ高2	7月10日（月）	11,000	6,000	4,000	10	半日
			鹿マ高3	10月16日（月）	11,000	6,000	4,000	10	半日
			鹿マ高4	令和6年 1月15日（月）	11,000	6,000	4,000	10	半日

注：受講対象者：適齢診断を受診済みの65才以上の高齢運転者

※上記の研修については、1研修3名以上で実施します。

ドライバー等安全運転研修助成対象【事故・違反】（県ト協）

研修 区分	研修施設	研修種別	研修 コード	日 程	研修受講料	Gマーク事業所 助成額	Gマーク事業所 以外助成額	定員	備考
事 故 ・ 違 反 運 転 者 研 修 （ 県 ト 協 ）	マジオドライバーズ スクール鹿児島校 （鹿児島市） 鹿児島市冷水町32-1 9：30～16：30 （昼食休憩含む）	事故・違反 運転者研修 （1日間）	マ事	実施については、 研修実施先と日程 調整を行って決定 します。	34,600	10,000	5,000	1	

※上記の研修については、1研修1名で実施します。

◆事前に会社（管理者等）に事故状況等について、ヒアリングを実施します。

一般研修カリキュラム(ONGA・2日間)

【1日目】

時 間	一般的な指導監督・初任運転者に対する貨物運転者研修
11:00～	【講義】 プロドライバーとしての心構え（社会人としてのモラル・マナー） ※初任のみ
13:00～	【開講式】 オリエンテーション（個人カルテ作成）
13:30～	【実技】 ○ 日常点検 （基本的な点検項目・目的と要領・事故事例とその影響）
14:40～	【エコドライブ】 ○ 環境保護、安全確保の両面にわたるエコドライブの効果 ・ コスト削減と事故防止 ・ ビデオ ・ うっかり事故の防止に必要なもの
15:40～	【実技】 ○ 交差点事故検証（高・長・幅等の理解） ・ 交差点右左折時に伴う死角 ・ 対二輪車との事故事例検証（二輪車特性とライダー心理） ・ オーバーハング等の危険性 ○ 後退時の危険性 ○ 偏荷重と制動時の影響・積載方法の理解 ○ シートベルトの必要性 ○ 追突事故の検証（低速走行での衝撃体験） ○ 運転支援システム・被害軽減システム
19:00～	★休憩（軽食）
19:20～	【実技】 ○ 夜間検証 ・ 視認性 ・ 蒸発現象 ・ 眩惑 ○ 夜間走行（注意喚起手法 指差呼称の活用と緊急時の対応）
21:00	1日目終了

【2日目】

時 間	内 容
9:00～	【講義】 ○ トラック運転者の使命と役割 ○ 交通事故統計からの事故防止 ○ 生活道路・交差点での危険予測運転の重要性（ドライブレコーダー） ・ 交通弱者等に対する注意点 ・ 直進時、右左折時の基本的な運転方法と注意点 ○ 運行経路情報の事前把握と適切な運行経路選択の必要性 ○ 生活習慣の改善と精神面の健康管理・医薬品使用上の注意及び飲酒運転防止 ○ 現状の問題点はないか
11:00～	【適性検査】 ○ 一般診断 ○ 初任診断 （産業カウンセラーによるカウンセリング）
12:00～	昼食
13:00～	【実技】 ○ ブレーキング（スキッドパン走行） ・ フルロックブレーキ ・ ABS/非ABSの体験 ○ 定置積載と過積載・事故の要因と罰則 ○ 危険物運搬車の特性と注意事項等 ○ 安全装置の理解と効果
15:00	【閉講式】 ・エバリュエーション ・アンケート作成
15:00 ～ 16:00	【適性検査】 ○ 産業カウンセラーによるカウンセリング（初任適性診断を受診された方） 講話（初任適性診断を受診していない初任運転者の方） ※初任のみ

※ 天候・季節等により内容、時間、項目に変更あり

総合交通教育センター福岡
ドライビングアカデミーONGA
おんが自動車学校

一般研修プログラム(MIYUKI・2日間)

日	時 間	内 容
1 日	11:00～	講 義 トラックを運転する場合の心構え ○プロドライバーとしての心構え（社会人としてのモラル・マナー） ※ 初任のみ
	12:00～	昼 食（初任対象：昼食を準備します。安全対象：各自）
	13:00～	開 講 式 オリエンテーション（個人カルテ作成・自己紹介）
	13:30～	適性検査 運転者の運転適性に応じた安全運転 ○OD式運転適性検査（企業向・管理者保管資料）
	14:40～	実技体験 貨物の正しい積載方法 ○偏荷重と制動・積載方法の理解 ○シートベルトの必要性（偏荷重と制動時の影響） 安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法 ○追突事故の検証（低速走行での衝撃体験） ○被害軽減システム（SRS・衝撃吸収ステアリング・プリテンショナー等）
	15:40～	実技体験 トラックの運行の安全を確保するために遵守すべき基本的事項 ○点呼、日常点検の目的と要領 （点検を怠ることにより起こる危険性と点検に対する意識） トラック（トレーラ）の構造上の特性
	16:40～	事前説明 トラックを運転する場合の心構え ○通常走行事前説明 省燃費研修
	17:10～	実技体験 トラックを運転する場合の心構え ○通常走行での走行 トラックの運行の安全を確保するために遵守すべき基本的事項 ○自走事故防止策・乗車前確認行動
	18:00～	休 憩（軽食）
	18:20～	事前説明 エコドライブ走行事前説明等（省燃費運転とは）
	18:40～	実技体験 トラックを運転する場合の心構え ○エコドライブでの走行 トラックの構造上の特性 ○貨物車（トレーラ）右左折の危険性等
2 日	19:30～	実技体験 危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法 ○夜間走行の危険性 視界、視覚の盲点 ○夜間検証・視認性、蒸発現象、眩惑、夜間走行 ○注意喚起手法（指差呼称の活用）と緊急時の対応
	21:00	終 了

日	時 間	内 容
2 日	9:00～	講 義 トラックを運転する場合の心構え ○エコドライブの効果（走行データ 結果の比較）
	10:00～	講 義 トラックを運転する場合の心構え ○トラック運転者の使命と役割 ○交通事故統計からの事故防止 適切な運行の経路及び当該経路における道路及び交通の状況 ○運行経路情報の事前把握と適切な運行経路選択の必要性 交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法 健康管理の重要性 ○生活習慣の改善と精神面の健康管理 ○医薬品使用上の注意及び飲酒運転防止 ○現状の問題点はないか ブレーンストーミング ○安全輸送を心がけるには
	12:30～	昼 食（昼食を準備します。）
	13:20～	実技体験 荷物（危険物）を運搬する場合に留意すべき事 ○タンクローリーの特性と注意事項等 過積載の危険性 ○定量積載と過積載・事故の要因と罰則 貨物の正しい積載方法 ○ブレーキング（フルロックブレーキ） 安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法 ○安全装置の理解と効果（EBS・VSC・ABS・TRC等の効果）
	15:40～	閉 講 式 エバリュエーション・アンケート作成
	16:00～	講 義 運転者の運転適性に応じた安全運転 ○運転者適性診断の必要性 ○適性診断結果の活用 ※ 初任のみ
	17:00	終 了

県ト協指定【安全研修】
(マジオドライビングスクール鹿児島校・研修プログラム：半日間)

時間	実施項目	場所	時間
10:00 ～ 10:10	◎開講 ・研修実施要領説明 ・諸注意案内 ※アルコール検知器を使用し、酒気帯びの有無の確認をします。	教室	10分
10:10 ～ 10:30	◎交差点の右左折方法 ・道路交通法上の正しい右左折方法の理解 ・右左折時の注意点と具体的対策(グループワーク)	教室	20分
10:30 ～ 11:00	◎危険予測 ・人の行動心理を理解した防衛運転 ・道路環境に潜む危険(危険予測ディスカッション)	教室	30分
11:00 ～ 12:10	◎講話 ・貨物車による事故事例(飲酒運転)及び統計(脱輪事故)からみる防止策 ・感情コントロール 事故、違反の要因としてその時の感情が大きく左右します。自分の感情をコントロールするためにまずは原因が何なのか探します。 ・飲酒に関する知識と対策及び飲酒に関する知識と対策	教室	70分
12:10 ～ 12:50	◎昼食 (昼食を準備します。)		40分
12:50 ～ 13:40	◎実技 ・日常点検 日々の点検箇所の確認(タイヤ周り)を行います。 ・基本の再確認 右左折方法など 基本走行の確認を行い同乗者同士でお互いの行動から改善点をみつけ自身の運転に活かします	所内コース	50分
13:40 ～ 14:20	◎実技 ・後退時の事故の特徴を話し合い、安全運転行動に取り組む ・死角の確認や車の誘導など基本的走行を見直す	所内コース	40分
14:20 ～ 14:50	◎運転技能診断結果及びディスカッション ・自身の運転特性を理解するとともに、より安全運転するための意識改革を目的とします。	教室	30分
14:50 ～ 15:00	◎閉講 ・アンケート記入 ・講評	教室	10分

4.5時間

※運転免許証を忘れた方は本研修を受講できませんので、必ず持参してください。

※開始時間に遅れた場合は本研修を受講できません。

※適宜休憩をとります。

県ト協指定【安全研修】
（マジオドライビングスクール鹿児島校・研修プログラム：夜間半日間）

時間	実 施 項 目	場 所	時間
17:00 ～ 17:10	◎開講 ・研修実施要領説明 ・諸注意案内 ※アルコール検知器を使用し、酒気帯びの有無の確認をします。 ※運転免許証の携帯を確認します。	教室	10分
17:10 ～ 18:20	◎講話 ・貨物車による事故事例（飲酒運転）及び統計（脱輪事故）からみる防止策 ・感情コントロール 事故、違反の要因としてその時の感情が大きく左右します。自分の感情をコントロールするためにまずは原因が何なのか探ります。 ・飲酒に関する知識と対策	教室	70分
18:20 ～ 19:10	◎実技 ・日常点検 日々の点検箇所の確認（タイヤ周り）を行います。 ・基本の再確認 右左折方法など 基本走行の確認を行い同乗者同士でお互いの行動から自身の運転に改善の必要がないかを振り返ります。	所内コース	50分
19:10 ～ 20:00	◎実技 ・後退時の事故の特徴を話し合い、安全運転行動に取り組む ・死角の確認や車の誘導など基本的走行を見直す	所内コース	50分
20:00 ～ 20:40	◎夜間訓練 ・昼夜間の見え方の違いを体験することによりどのような危険が考えられるかを理解します。 ・居眠り運転の危険性と対策	所内コース 及び 教室	40分
20:40 ～ 21:00	◎閉講 ・アンケート記入 ・事故被害者の声 ・講評	教室	20分

4時間

※適宜休憩をとります。

※運転免許証を忘れた方は本研修を受講できませんので、必ず持参してください。

※開始時間に遅れた場合は本研修を受講できません。

※夜間訓練も実施します。万が一の寒さなどへの対策もお願い致します。

県ト協指定【安全研修】
(空港自動車学校・研修プログラム：半日間)

時間	実施内容
9:00～9:10	・開講 研修説明等
9:10～10:10	・OD 式安全性テスト 安全運転に関する適性を総合的に診断します。
10:10～11:10	・路上走行 トラックにドライブレコーダーを搭載し走行します。(同乗指導含む)
11:10～12:10	・ディスカッション 走行の振り返りとしてドライブレコーダーの映像を確認しながら個癖の修正を図ります。
12:10～12:40	昼食(昼食を準備します。)
12:40～13:00	・ケーススタディ 交差点事故防止を目的に、車両ごとの見え方の違い(目測と実測の誤差)について体験します。
13:00～13:50	・座学 特徴的な交通事故事例や交通情勢をもとにプロドライバーとしての安全意識の向上を図ります。 (R4 度は車両脱落事故防止と飲酒運転防止を内容に含みます)
13:50～14:00	・閉講 アンケート記入等

実施項目	実施場所
・OD 式安全性テスト、ディスカッション、座学	教室
・路上走行	路上コース
・ケーススタディ	所内コース

◎ 運転実習は全てトラックを使用します。

県ト協指定【初任運転者研修】
(マジオドライビングスクール鹿児島校・研修プログラム：2日間)

1日目(合計8時間)

時 間	項 目	所要時間	備 考
9:20～ 9:30	オリエンテーション	10分	
9:30～10:30	① トラックを運転する場合の心構え 1. トラック輸送の社会的重要性 2. トラック事故の社会的影響 3. 交通事故統計を用いた教育 4. 安全運行の心構え	60分	座学
10:30～11:30	⑥ 危険物を運搬する場合に留意すべき事項 1. 危険物の性状 2. 危険物輸送の基本事項 3. タンクローリー運行上の注意事項	60分	座学
11:30～12:30	⑦ 適切な運行の経路及び当該経路における道路及び交通の状況 1. 適切な運行経路の選択と経路情報の把握 2. 許可運送における経路選択	60分	座学
12:30～13:20	昼 食（各自ご持参ください。）	50分	
13:20～15:20	② トラックの運行の安全を確保するために遵守すべき基本的事項 1. トラック運行に係る法令 2. 義務を果たさない場合の影響の把握	120分	座学 実技
15:20～17:20	③ トラックの構造上の特性 1. トラックの特性に合わせた運転 2. トレーラーの特性に合わせた運転 3. 貨物の特性を理解した運転	120分	座学 実技
17:20～18:20	⑧ 危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法 1. 危険予測運転の必要性 2. 危険予測のポイント 3. 危険予知訓練 4. 指差呼称及び安全呼称 5. 緊急時における適切な対応	60分	座学

※1 研修時は適宜休憩をはさみます。

※2 項目②③④の実技時間は、概ね1／2以上とします。

2日目(合計7時間)

時 間	項 目	所要時間	備 考
9:30～10:30	⑨ 運転者の運転適性に応じた安全運転 1. 適性診断の必要性 2. 適性診断結果の活用方法	60分	座学
10:30～11:30	⑩ 交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法 1. 交通事故の生理的・心理的要因 2. 過労運転防止のための留意点 3. 飲酒や薬物の影響による危険運転防止のための留意点 4. ヒューマンエラーを防ぐために	60分	座学
11:30～12:30	⑪ 健康管理の重要性 1. 健康起因の事故と健康管理の必要性 2. 健康管理のポイント	60分	座学
12:30～13:20	昼 食（各自ご持参ください。）	50分	
13:20～15:20	④ 貨物の正しい積載方法 1. 偏荷重の危険性 2. 安全輸送のための積付け・固縛の方法 3. 荷崩れ防止のための走行中の注意点	120分	座学 実技
15:20～16:20	⑤ 過積載の危険性 1. 過積載による事故要因と社会的影響 2. 過積載による罰則 3. 過積載の防止	60分	座学
16:20～17:20	⑫ 安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法 1. 運転支援装置に係る事故の事例 2. 運転支援装置の性能及び留意点	60分	座学

※1 研修時は適宜休憩をはさみます。

※2 項目②③④の実技時間は、概ね1／2以上とします。

県ト協指定【高齢運転者研修】
(マジオドライビングスクール鹿児島校・研修プログラム：半日間)

時間	課目	項目	実施場所	実施内容	分
9:30 ～ 9:40		開 講	教 室	・ 免許証の確認 ・ アルコールチェック ・ 研修目的及び研修内容説明	10
9:40 ～ 10:30	座 学	認知機能検査	教 室	・ 高齢者講習時に実施する認知機能検査を受けて頂き、加齢による記憶力の低下が無いかを診断致します。	50
10:30 ～ 11:20	座 学	診断結果を踏まえた個別面談	教 室	・ 適齢診断、認知機能検査の結果を踏まえた個別面談を行います。 (1人約10分程度)	50
11:20 ～ 12:10	実 技	法規走行及び車両特性	所内コース	・ 交通法規・運転基本再確認と運転個癖の修正 ・ 車両特性の理解（内輪差・振り出し等） ・ 右左折時の危険性について	50
12:10 ～ 13:00	助 言	ディスカッション及び座学	教 室	・ 鹿児島県の交通事故状況を把握 ・ 実際の事故事例から事故防止対策を考える ・ 個人ワーク（今後の運転について）	50
13:00 ～ 13:10		閉 講	教 室	アンケート記入 総括	10

- ・ 運転免許証及び免許条件を忘れないようお願いします。
- ・ 研修時は適宜休憩をはさみます。
- ・ 研修は最低3名からの実施とします。定員に達しない場合は実施延期とします。

マジオドライバーズスクール鹿児島校

県ト協指定【事故・違反者研修】 (マジオドライビングスクール鹿児島校・研修プログラム：1日間)

〈 事故惹起運転者に対する特別な指導を含む研修 〉

時 間	課 目	項 目	実施場所	実 施 内 容	分
9:30 ～ 9:40		開 講	教 室	・ 研修目的及び研修内容説明 ・ 免許証の確認とアルコールチェック	10
9:40 ～ 10:30	座 学	カウンセリングを用いた事故振り返り	教 室	・ 事故時の状況やその後の反省、今後の改善対策 ・ などカウンセリング技法を用いて実施。 ・ 事故違反者自身の気付き、自己成長に繋げる。	50
10:30 ～ 12:00	座 学	感情コントロール 及び 社会的責任	教 室	・ 安全運転に必要な心理的生理的知識 ・ 事故の及ぼす影響と社会的責任など	90
(昼食は、各自ご持参ください。)					
13:00 ～ 14:00	実 技	自分自身の運転弱点と、改善走行	路 上	・ 運転行動から車両への影響など数値化し、自身の ・ 運転を振り返る(ドライブドクターObjet使用)	60
14:00 ～ 15:00	座 学	法令の再確認 及び 自己啓発	教 室	・ 運転者が遵守すべき事項の再確認 ・ 個人ワーク「安全な運転に対し不足していたこと」	60
15:00 ～ 16:00	座 学	事故再発防止対策	教 室	交通事故実例の分析に基づく再発防止対策 ・ 交通事故実例の分析及び研究 ・ 車の技術とヒューマンエラーによる事故	60
16:00 ～ 16:30	座 学	閉 講	教 室	・ 安全運転及び事故防止決意文作成 ・ アンケート記入 ・ 総括	30

6時間

※事故違反者研修時は、事前に会社（安全担当者様など）に事故状況などヒアリングを実施させていただきます。

※カウンセリングの状況によっては、カウンセリング時間を延長する場合があります。

- ・ 休憩は適宜もうけます。
- ・ 研修時の交通違反は自己責任となります。
- ・ 免許及び免許条件を忘れないようお願いします。
- ・ 受講後は、研修修了証・コメントなどをお渡ししますので、御社にて指導及び監督に活用及び保存下さい。

マジオドライバースクール鹿児島校

ドライバー等安全教育訓練等助成申込書

鹿児島県トラック協会会長 殿		申込年月日 令和 年 月 日	
研修施設		☐ 安全運転中央研修所 ☐ クレフィール湖東	
		☐ ドライビングアカデミー ☐ ドライビングアカデミーMIYUKI	
		☐ ドライビングアカデミーONGA(2日間) ☐ ドライビングアカデミーMIYUKI(2日間)	
		☐ マジオドライバースクール ☐ 空港自動車学校	
		※上記以外の研修施設の場合、研修施設名をご記入ください。()	
全ト協研修	特別研修 (3泊4日) (2泊3日)	1. 特別研修 2. 一般研修	
	一般研修 (1泊2日)	*研修名は、研修日程一覧等でご確認ください。 研修名: ()	
		研修コード	令和 年 月 日 ~ 月 日()日間
県ト協研修		1. ドライバー研修(2日間) 2. ドライバー研修(半日)	
		3. 初任運転者等研修 4. 高齢運転者等研修 5. 事故・違反運転者研修	
		研修コード 令和 年 月 日 ~ 月 日()日間	
		※研修コードは、研修日程一覧等でご確認ください(事故・違反運転者研修はコードなし)。 ※事故・違反運転者研修は、研修施設先と日程調整後、報告を行うこと。	
事業者名		支店・営業所名	
会社所在地		〒 -	
電話番号		FAX	
Gマーク認定証番号			
申込責任者		役職	氏名
研修受講者 (ドライバー等)		ふりがな	生年月日 昭和・平成 年 月 日生
		氏名	乗車トン数 トン車 ※埼玉県トラック総合教育センターを申込の方のみ記入
自宅住所		〒 - 電話番号(緊急連絡先)	
※初任運転者研修 を申込の場合		入社年月日: 年 月 日	事業用車両の運転経験の有無: 有・無
		免許の種類:	大型・けん引・中型(8トン限定含む)・準中型・準中型(5トン限定)・普通(3.5トン未満)
		○初任診断の受診の有無: 受診済・未受診	○運転する(している)車両: [大型・中型・その他()]
研修受講料		円 ※別紙の研修に研修日程一覧表でご確認ください。	
前泊 (助成対象外)	する・しない (対応可否については予約時に各研修施設へお問合せください。)	後泊 (助成対象外)	する・しない (対応可否については予約時に各研修施設へお問合せください。)

備考 送迎希望→☐ (対応可否については予約時に各研修施設へお問合せください。)

※1. 申込みの前に、研修施設に日程等を確認し予約を済ませてください。(全ト協研修)

※2. 太線内をもれなく記入し、該当番号又は項目を丸で囲んでください。

※3. 鹿児島県トラック協会に提出してください。 ※4. 埼玉県トラック総合教育センターを受講する場合は、乗車トン数を記入ください。

※5. 中部トラック総合研修センター、埼玉県トラック総合教育センターは前泊、後泊出来ません。

※6. 安全運転中央研修所は後泊はできません。

※7. その他の指定研修施設(教習所)における前泊・後泊の可否は、研修施設へお問い合わせください。

※8. Gマーク認定事業所の場合は、Gマーク認定書(写し)を添付してください。

◆地方協会→FAX→研修施設

ドライバー等安全教育訓練等実施報告書

鹿児島県トラック協会会長 殿		報告年月日 令和 年 月 日
研 修 施 設		☐ 安全運転中央研修所 ☐ クレフィール湖東
		☐ ドライビングアカデミーONGA ☐ ドライビングアカデミーMIYUKI
		☐ ドライビングアカデミーONGA(2日間) ☐ ドライビングアカデミーMIYUKI(2日間)
		☐ マジオドライバースクール ☐ 空港自動車学校
		※上記以外の研修施設の場合、下記に研修施設名をご記入ください。 研修施設名 ()
全 ト 協 研 修	特別研修 (3泊4日) (2泊3日)	1. 特別研修 2. 一般研修 *研修名は、研修日程一覧等でご確認ください。 研修名: ()
	一般研修 (1泊2日)	研修コード 令和 年 月 日 ~ 月 日 (日間)
県ト協研修		1. ドライバー研修(2日間) 2. ドライバー研修(半日) 3. 初任運転者等研修 4. 高齢運転者等研修 5. 事故・違反運転者研修
		研修コード 令和 年 月 日 ~ 月 日 (日間)
		※事故・違反運転者研修 令和 年 月 日
研修受講者 (ドライバー等)		ふりがな 氏 名
備 考		

○添付書類

(1) 研修参加報告書(全ト協研修受講の場合)

(2) 研修修了証の写し

(3) 受講料に係る領収書(銀行振込金受取証等でも可)の写し

※1. 太線内をもれなく記入し、該当番号又は項目を丸で囲んでください。

※2. 鹿児島県トラック協会に提出してください。

※3. 安全運転中央研修所の研修受講料(特別研修)には施設に納入した受講料に基準となる食事代を含めた金額をご記入して

ください。【<記入例>研修コード301の場合:7割助成→¥48,500/Gマーク10割→¥69,200】

また、食事代に係る領収書は添付不要です。

ドライバー等安全教育訓練等実施取下届

鹿児島県トラック協会会長 殿				申込年月日 令和 年 月 日			
研 修 施 設		☐ 安全運転中央研修所		☐ クレフィール湖東			
		☐ ドライビングアカデミー		☐ ドライビングアカデミー-MIYUKI			
		☐ ドライビングアカデミー-ONGA(2日間)		☐ ドライビングアカデミー-MIYUKI(2日間)			
		☐ マジオドライバースクール		☐ 空港自動車学校			
		※上記以外の研修施設の場合、研修施設名をご記入ください。 研修施設名()					
全 ト 協 研 修	特別研修 (3泊4日) (2泊3日) ・ 一般研修 (1泊2日)	1. 特別研修 2. 一般研修 *研修名は、研修日程一覧等でご確認ください。 研修名: ()					
	研修コード 令和 年 月 日 ~ 月 日 (日間)						
県ト協研修		1. ドライバー研修(2日間) 2. ドライバー研修(半日) 3. 初任運転者等研修 4. 高齢運転者等研修 5. 事故・違反運転者研修					
		研修コード 令和 年 月 日 ~ 月 日 (日間)					
		※事故・違反運転者研修 令和 年 月 日					
事業者名				支店・営業所名			
会社所在地		〒 ー					
		電話番号				FAX	
申込責任者		役職			氏名		
研修受講者 (ドライバー等)		ふりがな					
		氏名					
備 考							

※1. 太線内をもれなく記入し、該当番号を○で囲んでください。

※2. 鹿児島県トラック協会に提出してください。

◆地方協会→FAX→研修施設

研修参加報告書

会社名・営業所名

氏名

事業改善のためご意見をお聞かせ下さい

1. 研修に参加した感想（○で囲んでください。）

- A. 大変役に立った B. 役に立った C. どちらとも言えない
D. あまり役に立たなかった E. ほとんど役に立たなかった

2. 研修に参加後、自身に該当するものに1つだけ○をしてください。

- A. 今後の安全運転に対する自己改革ができた
B. 自分の運転や業務に対する考え方が変わった
C. 今までと同じ

A. またはB. を選択した方で、特に役に立った事項があれば具体的に書いてください。

--

3. 研修内容について、今後受講したいと思う内容や改善点があれば書いてください。

--

4. 受講した研修施設の設備・指導員等について

- A. 満足 B. 悪い C. どちらでもない

--

5. その他、ご意見・お気づきの点があれば自由に書いてください。

--

※ この様式以外のアンケートフォーマットでの代用可
ご協力ありがとうございました

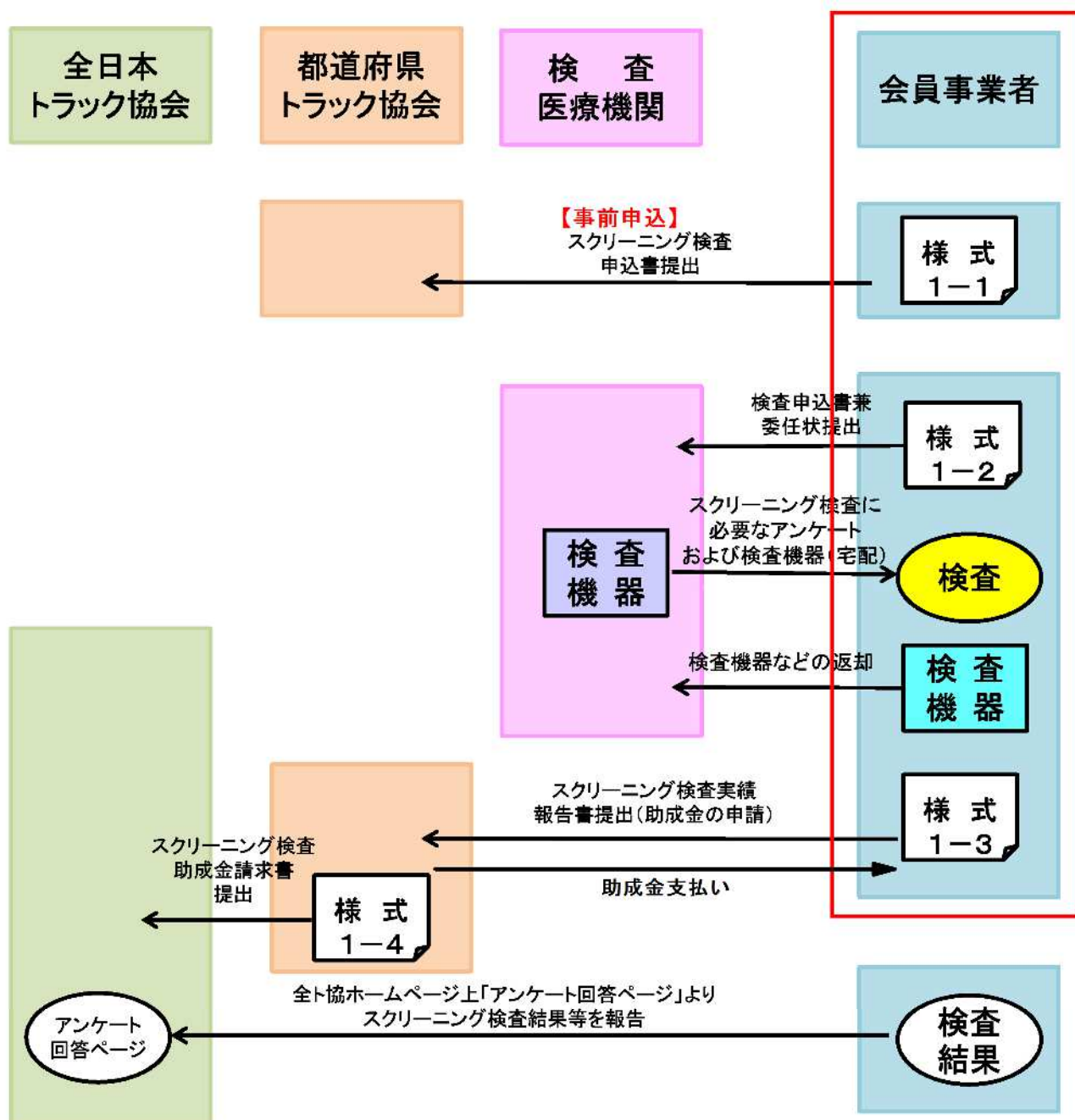
（公社）全日本トラック協会

事前申込(精密検査を除く。)が必要です。

助成事業名称	8 睡眠時無呼吸症候群スクリーニング検査等助成金(精密検査含む。)
対象検査等	SASスクリーニング検査のうち健康保険適用外である次に掲げる検査とする。 (1) 第1次検査(簡易アンケートによるチェック、解析、判定) (2) 第2次検査(フローセンサ法やパルスオキシメトリ法等による簡易スクリーニング検査) (3) 精密検査
交付額及び条件	全日本トラック協会(以下「全ト協」という。)の指定検査機関で行う上記(1)及び(2)の検査費用のうち、 ① 第1次検査費用については、1人あたり1,000円を上限とする。 ② 第2次検査費用については、1人あたり4,000円を上限とする。 ③ 第1次検査及び第2次検査を同時に実施している場合は、合計検査費用の合計額1名あたり5,000円を上限とする。 なお、上記助成対象検査(1)及び(2)の1会員あたりの助成人数は、 (ア) 登録台数(被けん引車除く。)80台以上の場合40名までとする。 ただし、安全性優良事業所(Gマーク認定事業所)の認定を受けている事業者(以下、「G事業者」という。)においては、50名までとする。 (イ) 登録台数(被けん引車除く。)40～79台の場合30名までとする。 ただし、G事業者においては、40名までとする。 (ウ) 登録台数(被けん引車除く。)20台～39台の場合20名までとする。 ただし、G事業者においては、30名までとする。 (エ) 登録台数(被けん引車除く。)20台未満の場合は、登録台数までとする。 ・(全ト協指定検査・医療機関名) ◆ NPO法人 睡眠健康研究所 〒156-0041 東京都世田谷区大原2-15-15 TEL 03-5355-9941 FAX 03-5355-9956 URL http://sleep.unin.jp/ ◆ NPO法人 ヘルスケアネットワーク 〒536-0014 大阪府大阪市城東区鳴野西2-11-2 大阪府トラック総合会館3階 TEL 06-6965-3666 FAX 06-6965-5261 URL http://sas.ochis-net.jp/ ◆ 一般財団法人 運輸・交通SAS対策支援センター 〒160-0004 東京都新宿区四谷3-2-5 全日本トラック総合会館2階 TEL 03-3359-9010 FAX 03-3356-5454 URL https://www.sas-support.or.jp/ 上記(3)については、会員が負担した検査費用(消費税を除く。)とし、1名あたり検査費用の2分の1を助成し、10,000円を上限とする。なお1会員あたり2名までとする。 ただし、G事業者においては、1会員あたり4名までとする。 ・上記(1)・(2)及び(3)の検査の助成対象者は、<u>鹿児島県内の認可営業所に在籍している運転者・荷扱手等とする。</u>
予算額	予算総額は、別途定める額とする。

申請手続き 及び報告等について	※睡眠時無呼吸症候群スクリーニング検査等助成(SAS)様式を使用すること。 助成金の交付を受けようとするときは、事前に(SAS)様式1-1のトラック運転者等の睡眠時無呼吸症候群に係るスクリーニング検査事前申込書を当協会に、(SAS)様式1-2のトラック運転者等の睡眠時無呼吸症候群に係るスクリーニング検査申込書兼委任状を全ト協指定の検査・医療機関に提出しなければならない。助成金を受ける会員は、(SAS)様式1-3のトラック運転者等の睡眠時無呼吸症候群に係るスクリーニング検査助成金申請書を当協会に提出し、あわせて睡眠時無呼吸症候群に係るスクリーニング検査結果状況等の報告を全ト協ホームページ上に設置する「アンケート回答ページ」から回答をしなければならない。 なお、精密検査を実施し、助成金の交付を受けようとするときは、様式1の助成金交付請求書(助成事業実施報告書)と睡眠時無呼吸症候群診断実施内訳書を当協会に提出し請求するものとする。
備 考	・登録台数については、当協会が把握している当該年度の4月1日時点の登録台数を基とし、新規入会時等については、入会時の登録台数を基とする。 ・G事業者については、当協会が把握している当該年度の4月1日時点の認定事業者を基とする。 ただし、年度途中で、認定の取り消し等により要件を満たさなくなった場合は、認定取消日等以降に未認定事業者として取り扱うこととする。

書類提出～助成までの流れ



トラック運転者の睡眠時無呼吸症候群に係る
スクリーニング検査事前申込書

令和 年 月 日

公益社団法人鹿児島県トラック協会 会長 殿

トラック運転者の「睡眠時無呼吸症候群 (SAS)」スクリーニング検査を申し込みます。

事業者名	
代表者名	印
住 所	〒 -
電話 / FAX 番号	
連絡責任者名	
連絡先電話番号	

検査を申込みされる検査・医療機関名の右側に、申込みされる人数をご記入ください。

全 ト 協 指 定 機 関	NPO 法人 睡眠健康研究所	人
	NPO 法人 ヘルスケアネットワーク	人
	一般財団法人 運輸・交通 SAS 対策支援センター	人

申込検査・医療機関が、「全ト協指定検査・医療機関」以外の場合は、下記にご記入ください。

地 方 協 会 指 定 機 関	検査・医療機関名	
	代表者名	
	住所	
	〒 -	
	電話番号 担当者名	人

※ 社会保険等加入に係る誓約書(様式3)を添付してご提出ください。

※ 受診者数に変更が生じた場合は、必ず都道府県トラック協会までご連絡ください。

特に増員については、受診前に連絡がない場合は助成が受けられなくなる場合があります。

(会員事業者→検査・医療機関)
トラック運転者の睡眠時無呼吸症候群に係る
スクリーニング検査申込書兼委任状

令和 年 月 日

殿 (検査を申込みされる検査・医療機関名をご記入ください。)

事業者名		(連絡責任者) 役職・氏名	
代表者名	印	電話番号	
住所	〒 -		

1. 私(申込者)は、睡眠時無呼吸症候群(以下「SAS」という。)のスクリーニング検査申込にかかる一切の事務及びSASスクリーニング検査結果の受領については、上記事業者委任致します。
また、検査の結果、「精密検査が必要」と判断された場合は、SASが原因と思われる労働災害事故を未然に防止することから検査・医療機関ならびに事業者の指導に従うことを同意致します。
2. 私(事業者)は、申込者の検査結果から得た個人情報の保護に充分配慮するとともに、検査結果を理由に、解雇や配置転換など申込者の不利益の無いようにすることを同意致します。
3. 私(事業者、申込者)は、SASスクリーニング機器の取り扱いについては充分注意致します。なお、不手際により破損、紛失等が生じた場合は相当額を賠償致します。
4. 正本は検査・医療機関に提出し、事業者は写しを保管する。
なお、申込者より本状の写しを求められたときは当該者の欄のみの写しを渡す。

※ 検査・医療機関及び事業者は、個人情報保護法にもとづき、本状の取り扱いについて目的外利用並びに紛失、流失などの無いよう充分注意すること。

No.	機器 No.	申込者氏名	ふりがな	同意年月日	印
1				令和 年 月 日	
2				令和 年 月 日	
3				令和 年 月 日	
4				令和 年 月 日	
5				令和 年 月 日	

No.	機器 No.	申込者氏名	ふりがな	同意年月日	印
6				令和 年 月 日	
7				令和 年 月 日	
8				令和 年 月 日	
9				令和 年 月 日	
10				令和 年 月 日	
11				令和 年 月 日	
12				令和 年 月 日	
13				令和 年 月 日	
14				令和 年 月 日	
15				令和 年 月 日	
16				令和 年 月 日	
17				令和 年 月 日	
18				令和 年 月 日	
19				令和 年 月 日	
20				令和 年 月 日	

(注) 都道府県トラック協会への申請(SAS様式1-1)の提出はお済みでしょうか。
事前の申請がない場合は、助成が受けられない場合がありますので、ご注意ください。

トラック運転者の睡眠時無呼吸症候群に係る
スクリーニング検査実績報告書

令和 年 月 日

公益社団法人鹿児島県トラック協会 会長 殿

トラック運転者の「睡眠時無呼吸症候群(SAS)」スクリーニング検査助成金の交付を申請いたします。

助成金交付申請金額 _____ 円

受診した検査・医療機関 いずれかを○で囲んでください。 地方協会 指定検査・医療機関 で受診の場合 検査・医療機関を ご記入ください。	1. NPO 法人睡眠健康研究所 2. NPO 法人ヘルスケアネットワーク 3. 一般財団法人 運輸・交通 SAS 対策支援センター 4. 地方協会指定 検査・医療機関 検査・医療機関名・代表者名 _____ 住所 〒 _____ 電話番号 _____ 担当者名 _____		
事業者名			
代表者名	印		
住所	〒 _____		
電話番号 / FAX 番号			
一次検査受診者数	人	二次検査受診者数	人
事前申込書【様式 1-1】でご記入いただいた申込み人数		人	
事前申込書【様式 1-1】に対する受診状況についていずれかを○で囲んでください。 1. 申請通りに全員受診済み 2. 一部未受診者あり (①これから受診する _____ 人 ②受診は中止する _____ 人) ※ 未受診の方は早急に検査を受けてください。また、事前申込書の検査受診人数を超過することはできません。			
振込先 金融機関	金融機関名	銀行	支店
	口座名義		
	口座番号	1. 普通 2. 当座	

※ 検査・医療機関の検査明細書の写し及び領収書の写しを添付してください。

トラック運転者の睡眠時無呼吸症候群に係る スクリーニング検査結果状況等の報告・アンケートについて

○ご報告の方法について、令和3年度より「Google フォーム」を使用した Web アンケート方式に移行しております。

以下の手順により、「アンケート回答ページ」にアクセスの上、ご回答のご協力をお願いいたします。

(1) スマートフォン等からご回答いただく場合

以下の QR コードを読み取り、お開きください。



(2) PC からご回答いただく場合

・次の URL をお開きください。

<https://forms.gle/MJiGXcM5ezt5u7CB8>

・または、全日本トラック協会 HP をお開きの上、以下①～④の順にクリックしてお開きください。

①ページ上部「会員の皆様へ」 → ②ページ左部「助成制度」 →

③「トラック運転者の「睡眠時無呼吸症候群(SAS)」スクリーニング検査助成事業」 →

④ページ上部「検査後の『アンケート回答ページ』はこちら」

睡眠時無呼吸症候群実施内訳書【精密検査実施分】

整理 番号	支 店 営業所名	受診日及び受診医療機関名		受診人数 (名)	助成請求額
		受 診 日	医療機関名		
1		令和 年 月 日			
2		令和 年 月 日			
3		令和 年 月 日			
4		令和 年 月 日			
合 計					

上記検査を受診した者は、運転者・荷扱手であることを証明いたします。

令和 年 月 日

住 所

会 社 名

代表者名

印

助成事業名称	9-1 健康診断助成金(定期健康診断)																						
対象診断等	(1)定期健康診断(労働安全衛生法第66条同規則第44条に基づく健康診断) (なお、特定業務従事者の2回目の診断は助成対象外とする。) 診断項目 <table border="1"> <tr><td>1</td><td>既往歴及び業務歴の調査</td></tr> <tr><td>2</td><td>自覚症状及び他覚症状の有無の検査</td></tr> <tr><td>3</td><td>身長(★)、体重、腹囲(★)、視力及び聴力の検査</td></tr> <tr><td>4</td><td>胸部エックス線検査(★)及び喀痰検査(★)</td></tr> <tr><td>5</td><td>血圧の測定</td></tr> <tr><td>6</td><td>貧血検査(血色素量及び赤血球数)(★)</td></tr> <tr><td>7</td><td>肝機能検査(GOT、GPT、γ-GTP)(★)</td></tr> <tr><td>8</td><td>血中脂質検査(LDLコレステロール、HDLコレステロール、血清トリグリセライド)(★)</td></tr> <tr><td>9</td><td>血糖検査(★)</td></tr> <tr><td>10</td><td>尿検査(尿中の糖及び蛋白の有無の検査)</td></tr> <tr><td>11</td><td>心電図検査(★)</td></tr> </table>  *労働安全衛生法第66条(健康診断) 事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による健康診断を行わなければならない。 *労働安全衛生法規則第44条(一部抜粋)(定期健康診断) 事業者は、常時使用する労働者(第45条第1項に規定する労働者を除く。)に対し、1年以内ごとに1回、定期に、医師による健康診断を行わなければならない。	1	既往歴及び業務歴の調査	2	自覚症状及び他覚症状の有無の検査	3	身長(★)、体重、腹囲(★)、視力及び聴力の検査	4	胸部エックス線検査(★)及び喀痰検査(★)	5	血圧の測定	6	貧血検査(血色素量及び赤血球数)(★)	7	肝機能検査(GOT、GPT、γ-GTP)(★)	8	血中脂質検査(LDLコレステロール、HDLコレステロール、血清トリグリセライド)(★)	9	血糖検査(★)	10	尿検査(尿中の糖及び蛋白の有無の検査)	11	心電図検査(★)
1	既往歴及び業務歴の調査																						
2	自覚症状及び他覚症状の有無の検査																						
3	身長(★)、体重、腹囲(★)、視力及び聴力の検査																						
4	胸部エックス線検査(★)及び喀痰検査(★)																						
5	血圧の測定																						
6	貧血検査(血色素量及び赤血球数)(★)																						
7	肝機能検査(GOT、GPT、γ-GTP)(★)																						
8	血中脂質検査(LDLコレステロール、HDLコレステロール、血清トリグリセライド)(★)																						
9	血糖検査(★)																						
10	尿検査(尿中の糖及び蛋白の有無の検査)																						
11	心電図検査(★)																						
交付額及び条件	会員が実施する定期健康診断の受診者かつ鹿児島県内の認可営業所に在籍している常時選任運転者とし、1人あたり1,500円を上限(年度に1回のみ対象)とする。 なお、受診費用については、消費税を除く。 ただし、1会員あたりの助成人数については、 (ア)登録台数(被けん引車除く。)80台以上の場合40名までとする。 (イ)登録台数(被けん引車除く。)50台～79台の場合30名までとする。 (ウ)登録台数(被けん引車除く。)15～49台の場合15名までとする。 (エ)登録台数(被けん引車除く。)15台未満の場合は、登録台数までとする。 なお、添付書類の医療機関発行の請求書(写)・領収証(写)については、診断の種類、受診者数の明記を必要とする。 注)定款第5条(1)普通会员の(イ)にあつては、対象外とする。																						
予算額	予算総額は、別途定める額とする。																						
処分の禁止等																							
備考	・登録台数については、当協会が把握している当該年度の4月1日時点の登録台数を基とし、新規入会時等については、入会時の登録台数を基とする。 健康診断を実施し助成金の交付を受けようとするときは、様式1の助成金交付請求書(助成事業実施報告書)と突発性運転不能障害疾患予防対策内訳書(健康診断)及び受診者名簿一覧を当協会に提出し請求するものとする。																						

健康診断助成【定期健康診断】

支店 営業所名	実施日及び受診医療機関名			助成請求額
	日	時	医療機関名	
	令和 年 月 日			
	令和 年 月 日			
	令和 年 月 日			
	令和 年 月 日			
	令和 年 月 日			
合計				

受 診 者 名 簿 一 覧

受診者数

名

- ・ア 登録台数80台以上(被けん引除く。)1会員 40名まで
- ・イ 登録台数50～79台(被けん引除く。)1会員 30名まで
- ・ウ 登録台数15～49台(被けん引除く。)1会員 15名まで
- ・エ 登録台数15台未満(被けん引除く。)1会員 登録台数まで

	受診者名	年齢
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		

	受診者名	年齢
15		
16		
17		
18		
19		
20		
21		
22		
23		
24		
25		
26		
27		
28		

	受診者名	年齢
29		
30		
31		
32		
33		
34		
35		
36		
37		
38		
39		
40		

上記は、「常時選任運転者」であり、労働安全衛生法(安衛則第44条)に基づく定期健康診断を受診した者であることを証明いたします。

令和 年 月 日

住 所
会 社 名
代 表 者 名

(印)

助成事業名称	9-2 突発性運転不能障害疾患予防対策助成金(脳及び心臓ドック、てんかん検査)
対象検査等	下記の(1)から(3)に掲げる検査とする。 (1) 脳ドック検査 ① 脳内出血 ② くも膜下出血 ③ 脳梗塞 ④ 一過性脳虚血発作などの検査 (2) 心臓ドック検査 ① 心筋梗塞 ② 狭心症 ③ 不整脈 ④ 弁膜症 ⑤ 心不全 ⑥ 解離性大動脈瘤などの検査 (3) てんかん検査 覚醒時及び睡眠時の脳波や血液、尿などの検査
交付額及び条件	<u>上記(1)～(3)の検査の受診者は、鹿児島県内の認可営業所に在籍している運転者・荷扱手等とし、</u> (1)～(2)については、会員が負担した検査費用(消費税を除く。)とし、受診者1名あたり検査費用の2分の1を助成し、10,000円を上限とする。(千円未満切り捨て) (3)については、会員が負担した検査費用(消費税を除く。)とし、受診者1名あたり検査費用の2分の1を助成し、5,000円を上限とする。(千円未満切り捨て) ただし、(1)～(3)あわせて1会員あたり2名までとし、G事業者においては、1会員あたり4名までとする。 注) (1)～(3)については、定款第5条(1) 普通会員の(イ)にあつては、対象外とする。
予算額	予算総額は、別途定める額とする。
処分の禁止等	
備考	対象検査を実施し助成金の交付を受けようとするときは、突発性運転不能障害疾患予防対策内訳書(脳・心臓ドック及びてんかん検査)を当協会に提出し請求するものとする。 なお、添付書類の医療機関発行の請求書(写)・領収証(写)については、診断の種類、受診者数の明記を必要とする。

突発性運転不能障害疾患予防対策内訳書【脳・心臓ドッグ及びてんかん検査】

整理 番号	支 店 営業所名	受診日及び受診医療機関名・受診者名			助成請求額
		受 診 日	医療機関名 受診者名	受診人数 (名)	
1		令和 年 月 日			
2		令和 年 月 日			
合 計					

上記検査を受診した者は、運転者・荷扱手であることを証明いたします。

令和 年 月 日

住 所

会 社 名

代表者名 印

助成事業名称	11 適性診断受診助成金
対象機器等	当協会が助成対象機関として認定した実施機関が定める適性診断業務実施規程に従って実施される次の(1)～(3)の診断とする。 (1) 一般診断 (2) 初任診断 (3) 適齢診断
	助成対象機関とは、国土交通省より認定を受けた(ア)～(オ)の実施機関とする。 (ア) 独立行政法人自動車事故対策機構 (イ) 株式会社マジオネット(マジオドライバースクール鹿児島校) (ウ) 有限会社串木野自動車教習所 (エ) 株式会社みゆき学園 (オ) 南九州交通共済協同組合
交付額及び条件	上記(1)～(3)の診断について、鹿児島県内の認可営業所に在籍している従業員が受診した場合、各診断手数料のうち、1名あたり1,200円を助成する。 なお、診断手数料を当協会から助成対象機関との覚書により直接払い込むため、会員に対する助成金の交付は行わない。 ただし、一般診断については、1会員あたりの助成人数は登録台数の1.2倍までを上限とする。 また、上記(1)～(3)について、各診断あわせて1名あたり年度に1回までとする。 注)定款第5条(1)普通会员の(イ)にあつては、対象外とする。
予算額	予算総額は、別途定める額とする。
処分の禁止等	
備 考	・登録台数については、当協会では把握している当該年度の4月1日時点の登録台数を基とし、新規入会時等については、入会時の登録台数を基とする。 (参考)各適性診断料 ・初任診断 4,800円 ・適齢診断 4,800円 ・一般診断 2,400円

助成事業名称	12 運転経歴証明書申請助成金
対象機器等	自動車安全運転センター鹿児島県事務所が発行する次の証明書を対象とする。 (1)運転記録証明書(5年、3年)
交付額及び条件	鹿児島県内の認可営業所に在籍している従業員の運転記録証明書を取得するための発行手数料の全額(1名あたり670円)を助成する。 ただし、1会員あたりの助成人数は登録台数の1.2倍までを上限とし、1名あたり1回までとする。 なお、発行手数料を当協会から自動車安全運転センターとの覚書により直接払い込むため、会員に対する助成金の交付は行わない。 注)定款第5条(1)普通会员の(イ)にあつては、対象外とする。
予算額	予算総額は、別途定める額とする。
処分の禁止等	
備 考	・登録台数については、当協会では把握している当該年度の4月1日時点の登録台数を基とし、新規入会時等については、入会時の登録台数を基とする。 なお、運転経歴証明書については、従業員の個人情報(氏名、生年月日等)を記載されておりますので、証明を取得するは、あらかじめ事業所(営業所)内の当該従業員に同意を得て申請を行ってください。

助成事業名称	13 運行管理者等一般講習受講助成金
対象講習等	当協会が助成対象機関として認定した実施機関が行う運行管理者等一般講習(2年に1回の受講義務)とする。 助成対象機関としては、国土交通省の認定を受けた(1)～(6)の実施機関とする。 (1) 独立行政法人自動車事故対策機構 (2) 株式会社マジオネット(マジオドライバースクール鹿児島校) (3) 有限会社串木野自動車教習所 (4) 株式会社みゆき学園 (5) 南九州日野自動車株式会社 (6) ヤマト・スタッフ・サプライ株式会社鹿児島支店
交付額及び条件	上記(1)から(6)の助成対象機関が行う講習を鹿児島県内の認可営業所に在籍する管理者等が受講した場合に、受講料の全額(1人あたり3,200円)を助成する。 なお、受講料については、当協会から助成対象機関との覚書により直接払い込むため、会員に対する助成金の交付は行わない。
予算額	予算総額は、別途定める額とする。
処分の禁止等	
備 考	

事前申込が必要

助成事業名称	17 環境対応車導入促進助成金
助成対象車両	「環境対応車」とは、車両総重量2.5トン超の貨物自動車運送事業の用に供する自動車であって、以下に該当する自動車のうち、全日本トラック協会が別表に示す自動車とする。 (1) 天然ガス自動車(新車新規登録自動車に限る。) (2) ハイブリッド自動車(新車新規登録自動車に限る。) (3) 電気自動車(新車新規登録自動車に限る。)
交付額及び条件	助成金の交付額は別表(環境対応車助成額一覧)のとおりとする。 鹿児島県内の認可営業所において登録する貨物自動車とし、1会員あたり2台までとする。 ただし、安全性優良事業所(Gマーク認定事業所)の認定を受けている事業者(以下「G事業者」という。)においては、1会員あたり3台を上限とする。 また、助成対象車両(3)に定められた電気自動車については、リースの場合は車両の使用業者に、買取りの場合は車両の所有者に対して下記の条件を付す。 ・中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項第1号に掲げる中小企業者(資本金3億円以下または従業員数300人以下)の事業者であること。
予算額	予算総額は、別途定める額とする。
処分の禁止等	会員は、交付対象となった車両が新車新規登録の日付(以下「事業完了日」という。)から起算して下記の法定耐用年数を経過するまでの期間は、譲渡、商号変更を除く使用者の変更、都道府県をまたぐ「使用本拠の位置」の変更、交換、廃棄、売却、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。処分の禁止に該当した場合は、助成金を返金しなければならない。 ただし、あらかじめ理事会の承認を得た場合はこの限りではない。 (1) 最大積載量2トン以下の事業用トラック 3年 (2) 最大積載量2トン超の事業用トラック 4年
備 考	【申請手続き及び報告等について】 ※環境対応車導入促進助成様式を用いて申請すること。 助成を受けようとするときは、当協会に対し、令和5年4月3日より令和6年1月31日までに環境対応車導入促進助成金交付申請書(複写式)により事前申請するものとする。 ただし、<u>4月～6月の登録車両に限り事業完了日以降の交付申請を認めることとし、その受付期限は7月31日までとする。</u> 上記期間内であっても、予算に達した場合は、その時点までとする。 助成金の対象となる車両は、当該助成金の交付を申請する日の属する会計年度の2月末日までに登録を完了し、支払い又はリース契約の手続きが終了するものでなければならない。 会員は、環境対応車導入事業が完了したときは、当協会に対し、(環導)様式1-1又は1-2の環境対応車導入促進助成事業実績報告書を提出しなければならない。 当該車両がリースによる導入の場合は会員のリース契約先に対して、買取りによる導入の場合は会員に対して、それぞれ助成金を交付する。 交付決定後、申請内容を変更するときは、会員は、(環導)様式1-3の環境対応車導入

	促進助成金交付申請変更届書を当協会に提出しなければならない。 交付を辞退するとき、又は事業の遂行が困難となったときは、会員は速やかに（環導）様式1-4の環境対応車導入促進助成金交付申請取下届出書を当協会に提出し、その指示を受けなければならない。 ・G事業者については、当協会で把握している当該年度の4月1日時点の認定事業者を基とする。 ただし、年度途中で、認定の取り消し等により要件を満たさなくなった場合は、認定取消日等以降に未認定事業者として取り扱うこととする。
--	--

助成対象車両および助成金交付額

助成対象車両		助成金交付額【全ト協】 (定額)		助成金交付額 【県ト協】 (定額)
天然ガス自動車	内燃機関の燃料として可燃性ガスを用いる自動車 で、当該自動車に係る自動車検査証記録事項の燃料欄に当該自動車の燃料がLNGもしくはCNGと記載されているもの	車両総重量 12トン超	100万円	
		最大積載量 4トン以上	45.9万円	10万円
		最大積載量 4トン未満	12.2万円	10万円
		バイフューエル車	5万円	
ハイブリッド 自動車	内燃機関を有する自動車 で併せて電気又は蓄圧器 に蓄えられた圧力を動力 源として用いるもので あり、かつ、当該自動車に係 る自動車検査証記録事項 の備考欄に当該自動車が ハイブリッド車と記載さ れているもの	車両総重量 12トン超	30万円	
		最大積載量 4トン以上	33.5万円	9.6万円
		最大積載量 4トン未満	9.7万円	9.6万円
電気自動車	搭載された電池によって 駆動される電動機を原動 機とする自動車、当該 自動車に係る自動車検査 証記録事項の燃料欄に当 該自動車の燃料が電気と 記載されているもの	車両総重量 2.5トン超	30万円	

以上

【参考】助成対象車両型式一覧

参考車両型式

令和5年4月現在

- ・助成対象車両について、参考として車両型式を下記に示しています。
具体的には、別表の「助成対象車両」欄に示す内容を満たすものが助成対象となります

【天然ガス自動車（新車）】

メーカー（五十音順）		最大積載量		車両総重量
		4トン未満	4トン以上 注1	12トン超
いすゞ自動車	【車名】	【エルフ】	【 】	【ギガ】
	型式	TFG-N*R82ZAN TFG-N*R82AN TFG-N*R82ZN TFG-N*R82N TFG-N*R82YZN	—	《CNG》 QFG-CYL78B QFG-CYJ78B 《LNG》 QFG-CYL78CG QFG-CYJ78CG

注1：令和5年4月現在、対応車両なし

【ハイブリッド自動車（新車）】

メーカー（五十音順）		最大積載量		車両総重量
		4トン未満	4トン以上 注1	12トン超
いすゞ自動車	【車名】	【エルフ】	【 】	【 】
	型式	2SG-N*R88AN 2SG-N*R88N	—	—
トヨタ自動車	【車名】	【ダイナ/トヨエース】	【 】	【 】
	型式	2SG-XKC6** 2SG-XKU6** 2SG-XKU6**A 2SG-XKU7**	—	—
日野自動車	【車名】	【デュトロ】	【 】	【プロフィア】
	型式	2SG-XK*****M 2SG-XK*****X	—	2NG-FR1AHH 2NG-FR1AHS 2NG-FW1AHH 2NG-FW1AHS

注1：令和5年4月現在、対応車両なし

【参考】助成対象車両型式一覧

【電気自動車（新車）】

メーカー（五十音順）		最大積載量	
		4トン未満	4トン以上 注2
いすゞ自動車	【車名】	【エルフEV】	【 】
	型式	ZAB-N*R48AF ZAB-N*R48AM	—
日野自動車	【車名】	【デュトロZEV】 注1	【 】
	型式	ZAB-XED100V ZAB-XED100	—
三菱ふそう トラック・バス	【車名】	【キャンター】 注1	【 】
	型式	ZAB-FEB8U 2PG-FEBS0改 2RG-FEB80改	—

注1：令和4年度の「環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業」において事前登録された型式。

注2：令和5年4月現在、対応車両なし

全ト協様式1（第6条関係）

申請日 年 月 日

環境対応車導入促進助成金交付申請書

トラック協会 会長殿



申込者 (導入事業者)	会社住所	〒 都道府県	TEL:
	会社名	ふりがな	FAX:
	代表者の役職・氏名	ふりがな	(実印) → ①・④枚目に押印
申込責任者	営業所		
	役職・氏名		
	連絡先住所	〒 都道府県	TEL: FAX:

※事業所（当該事業所だけでなく可能）において、経年車の廃車を伴う新車導入の場合、または次の①～③のいずれかを取得していること。①グリーン経営認証、②安全性優良事業所（Gマーク認定）、③ISO9001または14001

リース会社	会社住所	〒 都道府県	
	会社名称		担当者氏名
	担当者連絡先	TEL:	FAX:

国土交通省の補助制度

下記の基本要件を全て満たすこと

- ・新車であること（使用過程車を除く）
- ・年度内に登録すること
- ・車両総重量2.5t超であること
- ・補助対象となる車両を単年度で3台以上導入すること（※緩和要件あり）
- ・協調する地方公共団体等の補助要件を満たしていること
- ・交付予定枠の内定を受けていること
- ・国の他の補助金を受けていないこと

下記の車両について、導入の申請をいたします。（*印は該当する項目を○で囲む）（要見積書の写し添付）

導入方法	*リース（リース期間3年・4年・5年・その他（ 年 ）） ・ 買取り		
導入車両	種別	*ハイブリッドトラック・天然ガストラック	
	メーカー名・車名	メーカー名:	車名(通称名):
	自動車の種類	*新車 ・ 使用過程車	(カタログ値・標準荷台)
	車両の型式		最大積載量(減トン前) □ □ . □ t
	車両の形状等	*キャブ幅 → (標準・広幅) ・長さ → (超ロング・ロング・ショート) *ボディ → (バン・平ボディ・塵芥車・シャーシのみ・冷凍・その他 ())	
台数	台	登録予定日・検査予定日(CNG車(改造))	年 月 日
営業所			
車検証の使用の本拠の位置	都道府県		

販売会社※	社名・支店・営業所等		
	連絡先住所	〒 都道府県	TEL: FAX:
	担当者名		

※CNG車（使用過程車改造）の場合は、改造を行う会社を記入すること。

下記の補助制度の利用(予定)がある場合に○を付す。

国土交通省補助制度		地方自治体等補助制度(名称)	
-----------	--	----------------	--

※都道府県トラック協会使用欄（申請者は記入しないでください。）

確認番号 □ □ □ □ □ □ □ □

公益社団法人 全日本トラック協会会長殿

年 月 日

協会名

会長名

※②④枚目に押印

環境対応車導入促進助成金交付要綱第6条に基づき、助成金の交付について下記の通り申請します。

※申請する台数分の助成額合計

全ト協助成金額	円※	地方ト協助成金額	円※
---------	----	----------	----

①都道府県トラック協会 ②全日本トラック協会 ③環境優良車普及機構（LEVO） ④申請者控

①都道府県トラック協会

※社会保険等加入に係る誓約書（様式3）を添付してご提出ください。

令和 年 月 日

環境対応車導入促進助成金請求書

公益社団法人鹿児島県トラック協会長 殿

(リース事業者) 名 称

住 所

代表者氏名

(印)

標記助成金について、下記の通り請求します。

記

請求金額 金 円

○ 請求内容

(1) 導入事業者名	
(2) 確認番号(トラック協会番号)	
(3) 登録年月日及びリース期間	年 月 日(ヶ月)
(4) メーカー・車名(通称名)	
(5) 車種クラス 注	小 ・ 中 ・ 大
(6) 登録番号	鹿児島

注 小:最大積載量4トン未満/中:最大積載量4トン以上/大:車両総重量 12トン超

○ 振込先銀行口座

・口座名義人 (住 所) (名 称)	
・振込先金融機関	銀行 支店
・預金種別	普通 ・ 当座
・口座番号	
・担当者連絡先(リース事業者) (所属等・氏名) (電話・FAX)	TEL FAX

※1. 添付書類 (1) 「自動車検査記録事項」を出力したもの(紙)の写し等

(2) リース契約書(写)

(3) (電気自動車の場合)車両の使用者の貨物自動車運送事業報告規則に基づく直近の事業年度の事業報告書の表紙及び事業概況報告書の写し又は事業完了日から3ヶ月以内の履歴事項全部証明書の写し

(4) その他当協会が求める書類

※2. 車両1台ごとに作成すること。

令和 年 月 日

公益社団法人 鹿児島県トラック協会長 殿

申請者

㊞

環境対応車導入促進助成金交付申請変更届出書

令和 年 月 日付け環境対応車導入促進助成金交付申請については、下記の通り変更することとしたので、届け出ます。

記

1. 確 認 番 号 :
2. 事 業 所 の 名 称 :
3. 変更内容 (理由) :

公益社団法人 鹿児島県トラック協会長 殿

申請者

印

環境対応車導入促進助成金交付申請取下届出書

令和 年 月 日付け環境対応車導入促進助成金交付申請については、下記の通り取り下げることにしたので、届け出ます。

記

1. 確 認 番 号 :

2. 事 業 所 の 名 称 :

3. 対象車両 (1) 種別 (自動車)

(2) 車名及び車種

(3) 型式

(4) 台数 台

助成事業名称	18 EMS用機器(デジタコ)導入促進助成金
対象機器等	助成対象機器は、当該年度に事業用自動車に新たに装着した(中古品・レンタル品を除く。)次に掲げる機器とする。 (1) 全日本トラック協会が選定したEMS用機器一覧で示すエコドライブの実践に効果のあるEMS用車載器
交付額及び条件	上記(1)の機器に対しては、1台あたり8,000円を上限とする。 ただし、安全性優良事業所(Gマーク認定事業所)の認定を受けている事業者(以下「G事業者」という。)においては、10,000円を上限とする。 なお、1会員あたりの助成台数については、5台を上限とする。 当該機器が「ドライブレコーダ機器導入促進助成」の対象機器にも該当する場合は、助成金は交付しない。 ただし、当該機器が道路運送車両の保安基準第48条の2に適合する運行記録計である場合にはこの限りではない。 ・鹿児島県内に登録している事業用貨物自動車に装着したものに限る。 ・国からの補助金が交付された機器に対しては助成金を交付しない。 (参考書式1;誓約書を添付すること。)
予算額	予算総額は、別途定める額とする。
処分の禁止等	会員は、交付対象となった機器が装着の日から起算して1年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。処分の禁止に該当した場合は、助成金を返金しなければならない。 ただし、あらかじめ理事会の承認を得た場合はこの限りではない。
備考	・対象機器については、適宜追加・変更されるため、事前にお問合せください。 ・G事業者については、当協会が把握している当該年度の4月1日時点の認定事業者を基とする。 ただし、年度途中で、認定の取り消し等により要件を満たさなくなった場合は、認定取消日等以降に未認定事業者として取り扱うこととする。

EMS用機器(デジタコ)導入内訳書

整理 番号	支 店 営業所名	導入機器		台数 (台)	助成請求額	装着年月
		メーカー名	機器名・型式			
1						令和 年 月
2						令和 年 月
3						令和 年 月
4						令和 年 月
5						令和 年 月
合 計						

機器取付(装着)車両番号

1	鹿児島
2	鹿児島
3	鹿児島
4	鹿児島
5	鹿児島

※機器取付(装着)車両番号については、別紙または「自動車検査証」(写)または電子化された自動車検査証にあっては「自動車検査証記録事項」を添付することで記載に代えることができます。

助成事業名称	19 アイドリングストップ支援機器導入助成金
対象機器等	助成対象機器は、当該年度に事業用貨物自動車に新たに装着した(中古品・レンタル品を除く。)トラックドライバーが休憩、荷待ち等におけるエンジン停止時に相当時間連続して使用可能な車載用冷暖房機器で次の(1)から(4)に掲げるものとする。 (1) エアヒーター (2) 車載バッテリー式冷房装置 なお、(1)及び(2)の機器は、全日本トラック協会が選定したアイドリングストップ支援機器一覧で示すものとする。 (3) 蓄冷式クーラー (4) 電気式の毛布、マット又はベッド
交付額及び条件	上記(1)及び(2)については、機器の取得価格(消費税を除く。)の2分の1以内の額とし、1台あたり60,000円を上限とする。 なお、1会員あたり1台とする。 ただし、安全性優良事業所(Gマーク認定事業所)の認定を受けている事業者(以下「G事業者」という。)においては、1会員あたり2台を上限とする。
	上記(3)については、機器の取得価格(消費税を除く。)の2分の1以内とし、1台あたり16,000円を上限とする。 ただし、G事業者においては、20,000円を上限とする。 なお、1会員あたり2台を上限とする。 上記(4)については、機器の取得価格(消費税を除く。)の2分の1以内とし、1枚あたり4,000円を上限とする。 ただし、G事業者においては、5,000円を上限とする。 なお、1会員あたり登録台数の30%以内とし、10枚を上限とする。 ・上記(1)から(4)については、鹿児島県内に登録している事業用貨物自動車に装着したものに限る。 ・上記(1)～(4)については、国からの補助金が交付された機器に対しては助成金を交付しない。(参考書式1;誓約書を添付すること)
予算額	予算総額は、別途定める額とする。
処分の禁止等	会員は、交付対象となった機器が装着の日から起算して1年(ただし、(1)及び(2)については、6年)を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。処分の禁止に該当した場合は、助成金を返金しなければならない。 ただし、あらかじめ理事会の承認を得た場合はこの限りではない。
備 考	・登録台数については、当協会が把握している当該年度の4月1日時点の登録台数を基とし、新規入会時等については、入会時の登録台数を基とする。 ・対象機器については、適宜追加・変更されるため、事前にお問合せください。 ・G事業者については、当協会が把握している当該年度の4月1日時点の認定事業者を基とする。 ただし、年度途中で、認定の取り消し等により要件を満たさなくなった場合は、認定取消日等以降に未認定事業者として取り扱うこととする。

アイドリングストップ支援機器導入内訳書【全ト協助成対象機器】

整理 番号	支 店 営業所名	区分 (該当する方へ○)	導入機器 (機器名・型式)	機器単価 (税別)	台数 (台)	助成請求額	装着年月
1		クーラー ヒーター					令和 年 月
2		クーラー ヒーター					令和 年 月
合 計							

機器取付(装着)車両番号	
1	鹿児島
2	鹿児島

※機器取付(装着)車両番号については、別紙または「自動車検査証」(写)または電子化された自動車検査証にあっては「自動車検査証記録事項」を添付することで記載に代えることができます。

アイドリングストップ支援機器導入内訳書【県ト協助成対象機器】

整理 番号	支 店 営 業 所 名	区 分 (該当する方へ○)	メーカー名 機器名・型式	機器単価 (税別)	台数 (台)	助成請求額	装着年月
1		蓄冷C・毛布	(メーカー名)				令和 年 月
		マット(ベッド)	(機器名・型式)				
2		蓄冷C・毛布	(メーカー名)				令和 年 月
		マット(ベッド)	(機器名・型式)				
3		蓄冷C・毛布	(メーカー名)				令和 年 月
		マット(ベッド)	(機器名・型式)				
4		蓄冷C・毛布	(メーカー名)				令和 年 月
		マット(ベッド)	(機器名・型式)				
5		蓄冷C・毛布	(メーカー名)				令和 年 月
		マット(ベッド)	(機器名・型式)				
合 計							

※蓄冷Cとは、蓄冷式クーラーをいう。

※毛布・マット(ベッド)とは、電気式毛布、マットまたはベッドをいう。

機器取付(装着)車両番号

1	鹿児島
2	鹿児島
3	鹿児島
4	鹿児島
5	鹿児島
6	鹿児島
7	鹿児島
8	鹿児島
9	鹿児島
10	鹿児島

※機器取付(装着)車両番号については、別紙または「自動車検査証」(写)または電子化された自動車検査証にあっては「自動車検査証記録事項」を添付することで記載に代えることができます。

助成事業名称	２０ エコタイヤ導入促進助成金
対象機器等	助成対象は、当該年度に事業用貨物自動車に新たに装着した(中古品を除く。)次に掲げるタイヤとする。 (１) 転がり抵抗を20%程度低減するタイヤで、タイヤメーカーにおいて「エコタイヤ」と定めたもの
交付額及び条件	1本あたり1,000円を助成する。 なお、1 会員あたり50本を上限とする。 ・鹿児島県内に登録している事業用貨物自動車に装着したものに限る。
予算額	予算総額は、別途定める額とする。
処分の禁止等	
備 考	

エコタイヤ導入内訳書

整理 番号	支 店 営業所名	メーカー名	本数 (本)	助成請求額	装着年月	装 着 車両番号
		製品名・型式				
1		(メーカー名)			令和 年 月	鹿児島
		(製品名・型式)				
2		(メーカー名)			令和 年 月	鹿児島
		(製品名・型式)				
3		(メーカー名)			令和 年 月	鹿児島
		(製品名・型式)				
4		(メーカー名)			令和 年 月	鹿児島
		(製品名・型式)				
5		(メーカー名)			令和 年 月	鹿児島
		(製品名・型式)				
6		(メーカー名)			令和 年 月	鹿児島
		(製品名・型式)				
7		(メーカー名)			令和 年 月	鹿児島
		(製品名・型式)				
8		(メーカー名)			令和 年 月	鹿児島
		(製品名・型式)				
9		(メーカー名)			令和 年 月	鹿児島
		(製品名・型式)				
10		(メーカー名)			令和 年 月	鹿児島
		(製品名・型式)				
11		(メーカー名)			令和 年 月	鹿児島
		(製品名・型式)				
12		(メーカー名)			令和 年 月	鹿児島
		(製品名・型式)				
13		(メーカー名)			令和 年 月	鹿児島
		(製品名・型式)				
14		(メーカー名)			令和 年 月	鹿児島
		(製品名・型式)				
15		(メーカー名)			令和 年 月	鹿児島
		(製品名・型式)				
16		(メーカー名)			令和 年 月	鹿児島
		(製品名・型式)				
合 計						

助成事業名称	２１ グリーン経営認証制度促進助成金
対象機器等	認証機関として公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団が行うグリーン経営認証制度の新規登録又は更新登録とする。
交付額及び条件	グリーン経営認証制度の新規登録又は更新登録に要した費用のうち、新規登録30,000円、更新登録20,000円を助成する。 ただし、助成金の交付は、1会員につき1事業所とし、鹿児島県内の認可営業所で新規登録又は更新登録したものでなければならない。 なお、新規登録の場合は初回登録日、更新登録の場合は更新登録日が当該年度に属する日でなければならないものとする。
予算額	予算総額は、別途定める額とする。
処分の禁止等	
備考	

グリーン経営認証制度内訳書

支 店 営 業 所	区分 (該当する方へ○)	登録番号	助成請求額	登録年月日
	新規 ・ 更新	Tー		令和 年 月 日

助成事業名称	22 自家用燃料供給施設整備支援助成事業助成金(全ト協)
対象機器等	会員事業者(定款第5条(1)普通会員の(ア)又は、左記会員事業者の株式を50%超保有する持株会社に限る。)が鹿児島県内に指定数量(1,000 リットル)以上の軽油専用タンクの設置を伴う自家用燃料供給施設の新設、増設または増設を伴う代替
交付額及び条件	・ 軽油供給施設の新設 100万円 ・ 軽油タンクの増設 30万円 ただし、公募期間初日に申請が予算総額を超過した際は、1件当りの助成金額を減額する場合がある。 ○公募期間 令和5年8月1日～令和5年10月31日 予算額に達した場合は、その時点で申請受付を終了する。 ※新設・増設の考え方 原則、「危険物取扱所設置許可書」により、以下のとおり判断する。 ・「設置許可書」：新設 ・「変更許可書」：増設 ただし、「変更許可書」の変更理由が、設置場所住所、容量等タンクの増設に係る変更ではない場合は、新規と見做す場合もある。 ・ 指定数量（1,000リットル）以上の軽油専用タンクの設置を伴う自家用燃料供給施設の新設、増設または増設を伴う代替を行い、令和5年4月1日～令和6年2月29日までに市町村（各市町村地区消防組合等）より危険物取扱所の完成検査済証の交付を受け、支払いを完了（支払い完了には割賦契約により導入した場合の「割賦契約の締結及び物件の検収」を含む。）ものとする。 ・ 交付申請は、年度内1施設限りとする。 ・ 過去（平成20年～26年度、平成28～令和4年度）に同事業による助成金の交付を受けた会員事業者等は、助成対象外とする。 ・ 災害等の緊急時に当協会より優先的な軽油の供給要請があった場合に対応可能な会員を対象とする。 また、次に掲げたものについては、本助成事業の対象外とする。 （1）軽油専用タンクの設置を伴わない自家用燃料供給施設の新設 （2）転売・貸与等、自家用目的以外の用途に使用する軽油供給施設の新設 （3）既存の軽油専用タンクの修復及び補強 （4）中古品またはリースによる軽油専用タンクの新設 （5）（新設の場合）貯蔵する油種のうち軽油の割合が1/2未満の場合 （6）（増設の場合）軽油の貯蔵量が増加しない場合 <u>注：全日本トラック協会の定める「自家用燃料供給施設整備支援助成金交付要綱」により助成要件等が変わる場合がある。</u>
予算額	予算総額は、別途定める額とする。
処分の禁止等	助成対象となった施設、設備が取得より1年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保を禁止する。 処分の禁止に該当した場合は、助成金を全額返戻しなければならない。

備 考	【申請手続き及び実績報告等について】 ※自家用燃料供給施設整備支援助成事業の申請については、別途、全日本トラック協会が定める様式を用いること。自家用燃料供給施設の整備が完了したときは、速やかに実績報告書を提出しなければならない。 ただし、提出期限は、令和6年2月29日までとする。
-----	---

助成事業名称	23 中小企業大学校講座受講促進助成金
対象研修等	○対象機関 国の人材養成機関である中小企業大学校9校及びWEBee Campus(Web講座)(別表)対象講座は中小企業大学校の各校(WEBee Campus含む)が定める講座であって、次の各号に掲げるものとする。 (1) トップのための経営戦略、経営計画等に関する講座 (2) 実践的な財務管理、利益計画等に関する講座 (3) 管理者のための人材育成、労務管理等に関する講座 (4) 女性リーダーの能力開発等に関する講座 (5) 情報化、システム構築に関する講座 (6) その他物流事業に関する講座 ○受講対象者 会員である法定中小企業者(資本金3億円以下又は常傭従業員300人以下)の経営者、後継者および管理者とする。
交付額及び条件	○短期講座…受講料の2/3 ○長期講座…受講料の1/3(全ト協分のみ) ※Web研修含む(中小企業大学校のインターネットを活用した研修) ただし、国、自治体、他団体から受講料の1/3以上の助成を受けた場合、全ト協分のみ(1/3)助成する。 1 会員からの複数の申込みも妨げない。ただし、申込が多い場合は人数を調整する。 なお、定款第5条(1)普通会员の(イ)にあつては、1名とする。
予算額	予算総額は、別途定める額とする。
処分の禁止等	
備考	【申請手続き及び報告等について】 ※中小企業大学校等講座受講促進に係る様式を用いること。 受講を希望する会員は、中小企業大学校へ空き状況を確認後、(中企)様式1-1の「受講申請通知書」により各講座の原則20日前までに当協会へ届け出ること。 当協会は、「受講申請通知書」の届け出があったときは予算の範囲内であることを確認の上、速やかに会員に(中企)様式1-2「受講承認通知書」により通知する。 会員は、当協会からの受講承認の通知があった時は、受講しようとする学校へ(中企)様式1-3「受講申込書」又はWEBにより申し込みをし、所定の受講料(全額)を直接納入すること。 会員は、受講者が所定期間を受講し、「受講修了証書」の交付を受けたときは、速やかに(中企)様式1-4「受講修了通知書」を当協会へ提出すること。

中小企業大学校講座受講促進助成金対象先一覧

国の人材養成機関である中小企業大学校9校

学校名	郵便番号	所在地	電話番号
旭川校	078-8555	北海道旭川市緑が丘東3条2-2-1	0166-65-1200
仙台校	989-3126	宮城県仙台市青葉区落合4-2-5	022-392-8811
三条校	955-0025	新潟県三条市上野原570	0256-38-0770
東京校	207-8515	東京都東大和市桜が丘2-137-5	042-565-1192
瀬戸校	489-0001	愛知県瀬戸市川平町79	0561-48-3400
関西校	679-2282	兵庫県神崎郡福崎町高岡1929	0790-22-5931
広島校	733-0834	広島県広島市西区草津新町1-21-5	082-278-5800
直方校	822-0005	福岡県直方市永満寺1463-2	0949-28-1144
人吉校	868-0021	熊本県人吉市鬼木町梢山1769-1	0966-23-6800
WEBee Campus	Web講座		

令和 年 月 日

公益社団法人 鹿児島県トラック協会長 殿

住 所

会 社 名

代表者名

⑩

電話番号

受 講 申 請 通 知 書

下記の者について、中小企業大学校の所定の講座を受講させたいので届け出いたします。

記

1. 学 校 名 中小企業大学校 校

2. 受 講 期 間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

3. 講 座 名

4. 受講者氏名 (歳)

5. 所属部課名・役職名

6. 対 象 講 座 受 講 料 _____ 円

7. トラック協会以外からの受講料助成金 ① 有り・無し

② 機関名 _____

③ _____ 円

※社会保険等加入に係る誓約書を添付してください。

(中企)様式1-2

令和 年 月 日

(会社名)

(代表者名)

殿

公益社団法人 鹿児島県トラック協会
会 長

受 講 承 認 通 知 書

令和 年 月 日通知のあった下記の中小企業大学校の講座受講については承認しましたので
通知いたします。

記

1. 学 校 名 中小企業大学校 校

2. 受 講 期 間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

3. 講 座 名

4. 受 講 者 氏 名 (歳)

5. 所属部課名・役職名

受講申込書



中小企業大学校人吉校
FAX 0966-22-1456

所在地 (住所)	〒 -	代表者 役職名	
フリガナ		フリガナ	
企 業 名 (または屋号)		代表者名	
代表番号	TEL () - FAX () -		

【事務連絡先】

担当部課		役 職		フリガナ	
				担当者名	
連絡先TEL	() -	連絡先FAX	() -		
連絡先住所	〒 -	E-mail :			
		メルマガ配信の希望	(有 ・ 無)		

事業概要 該当する記号・番号に○印をつけてください。

資本金	万円	従業員数	名	創 業	西暦	年	月
業 種	D 建設業 E 製造業 G 情報通信業 H 運輸業 I-1 卸売業 I-2 小売業 J 金融・保険業 K 不動産業 M-1 宿泊業 M-2 飲食サービス業 R サービス業 T その他 ()			主な取扱品			
製造業 中分類	9 食料品 10 飲料・たばこ・飼料 11 繊維 12 木材・木製品 13 家具・建具 14 パルプ・紙 15 印刷 16 化学 17 石油製品 18 プラスチック製品 19 ゴム製品 20 革製品 21 窯業・土石製品 22 鉄鋼 23 非鉄金属 24 金属製品 25 はん用機械器具 26 生産用機械器具 27 業務用機械器具 28 電子部品・デバイス 29 電気機械器具 30 情報通信機械器具 31 輸送用機械器具 32 その他						

【入寮 (校内宿泊) について】 ●大学校施設 (浜佳京) へは、研修期間の前日から最終日の翌朝までお泊りいただけます (有料)。※満室の際はご容赦ください。

コース 番 号	コ ー ス 名 (短縮して記入してもかまいません)	フリガナ 氏 名	役 職 (役職を記入の上、該当部に○)	性 別	年 齢	入寮申込 (校内宿泊)	入寮期間 (校内宿泊)
1	記入例 新任管理者研修【4月】	ヒトヨシ タロウ 人吉 太郎	営業課長 代表者・役員・ <u>管理者</u> ・管理者候補等	男・女	35 歳	入寮する → 入寮しない	4/24~4/26 (2泊3日)
緊急連絡先等TEL【自宅・携帯電話等】 090 - 0000 - ××××							
			代表者・役員・ <u>管理者</u> ・管理者候補等	男・女	歳	入寮する → 入寮しない	/ ~ / (泊 日)
緊急連絡先等TEL【自宅・携帯電話等】 - -							
			代表者・役員・ <u>管理者</u> ・管理者候補等	男・女	歳	入寮する → 入寮しない	/ ~ / (泊 日)
緊急連絡先等TEL【自宅・携帯電話等】 - -							
			代表者・役員・ <u>管理者</u> ・管理者候補等	男・女	歳	入寮する → 入寮しない	/ ~ / (泊 日)
緊急連絡先等TEL【自宅・携帯電話等】 - -							

その他の留意事項 ※宿泊室は、身体の不自由な方 (車椅子ご利用の方) のための部屋がございます。ご希望の方はその旨ご記入ください。

貴社では、この研修をどこでお知りになりましたか。該当する番号に○印をつけてください。

- | | | | |
|------------|----------|-------------|--------------|
| 1 ダイレクトメール | 4 大学校機関紙 | 7 金融機関からの紹介 | 10 県・市等の機関紙 |
| 2 研修ガイド | 5 受講者の紹介 | 8 新聞・雑誌等 | 11 その他 |
| 3 ホームページ | 6 商工団体等 | 9 テレビ・ラジオ | (具体的に) |

【個人情報の保護について】 個人情報保護法に定義されます個人情報に該当する情報については、当機構内で実施する事業で使用いたします。当該個人情報の第三者 (業務委託先を除く) への提供または開示はいたしません。
ただし、お客様の同意がある場合および、法令に基づき要請された場合については、当該個人情報を提供できるものといたします。

●申込書が足りない場合は、コピーしてお使いください。

令和 年 月 日

公益社団法人 鹿児島県トラック協会長 殿

会 社 名
代表者名
電話番号
法人番号

㊞

受 講 修 了 通 知 書

令和 年 月 日で受講を承認いただいた下記の者について、中小企業大学校の所定の講座の受講を修了しました。つきましては助成事業に関する規程第 6 条に基づき通知いたします。

記

1. 学 校 名 中小企業大学校 校
2. 受 講 期 間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
3. 講 座 名
4. 受講者氏名 (年齢)
5. 所属部課名・役 職 名
6. 対 象 講 座 受 講 料 _____ 円
7. トラック協会以外からの受講料助成金
① 有り・無し
② 機関名 _____
③ _____ 円
8. 振 込 先 口 座
・ (金融機関・支店名) _____
・ (預金種別・口座番号) 普通・当座 _____
・ (口座名義) _____

※添付書類 「受講修了証書」(写) 及び「振込金受取書」等 (写) 及び中小企業大学校アンケート (写)

	添付書類										
助成事業名	実績報告 交付請求書 (様式1)	内訳書	誓約書 (様式3)		請求書 (写)	領収証 (写)	リース 契約書(写)	Gマーク 認定証 (写)	装着 証明書	車検証 (写)	別途、提出書類
			上部 (社保加入)	下部 (機器購入)	型式・取得 価格等の記載						
1 安全装置等導入促進助成金	●	●	●	●	●	●	○	○	●	△	・トルクレンチ パンフレット等
2 ドライブレコーダ機器 導入促進助成金	●	●	●	●	●	●	○	○	●	△	
3 アルコール検知器増強 導入促進助成金	●	●	●		●	●	○	○			
4 適性診断機器導入助成金	●	●	●		●	●		○			・ナスバネット 契約書(写)等
5 飛散防止シート等導入助成金	●	●	●		●	●		○		△	
8 睡眠時無呼吸症候群スクリーニ ング検査等助成金(精密検査)	●	●	●		●	●		○			
9-1 健康診断助成金 (定期健康診断)	●	●	●		●	●					・受診者名簿
9-2 脳ドック・心臓ドック 検査	●	●	●		●	●		○			
18 EMS用機器(デジタコ) 導入促進助成金	●	●	●	●	●	●	○	○	●	△	
19 アイドリングストップ支援 機器導入助成金	●	●	●	●	●	●		○	●	△	
20 エコタイヤ導入促進助成金	●	●	●		●	●				△	
21 グリーン経営認証制度 促進助成金	●	●	●		●	●					・グリーン経営認証 登録証(写)
7 運転免許取得・受験資格 特例教習受講助成金	別途、要綱でご確認ください。										
10 血圧計導入促進助成金	別途、要綱でご確認ください。										
14 新型コロナウイルス感染 防止対策助成金	別途、要綱でご確認ください。										
15 自動点呼機器導入促進助成金	別途、要綱でご確認ください。										
16 「働きやすい職場認証制度」 認証取得助成金	別途、要綱でご確認ください。										
24 信用保証料助成金	別途、要綱でご確認ください。										

●：必須 ○：該当する場合 △：必要に応じて添付

なお、上記以外の書類についてもご提出をお願いすることがありますので、ご了承ください。

		添付書類								
助成事業名		実績報告 交付請求書 (様式1)	事前 申込書	誓約書 (様式3)	請求書 (写)	領収証 (写)	リース 契約書 (写)	Gマーク 認定証 (写)	車検証 (写)	別途、必要書類
6 安全運転研修助成金 (安全・初任・高齢及び 事故違反者)	事前		ド研 様式 1-1					○		
	【報告】	● 及び ド研 様式 1-2		●		●				・研修修了証(写) ・(全ト協研修) ○研修参加報告書 ・(高齢運転者研修) ○適齢診断受診結果表
8 睡眠時無呼吸症候群スクリーニング 検査等助成金 (SAS)	事前		SAS 様式 1-1	●				○		
	【報告】	SAS 様式 1-3			●	●				・受診者検査明細書 ・実施後、 WEB報告アンケート回答
17 環境対応車導入促進助成金	事前		交付申請書 (複写式)	●				○		・交付申請書については、 お問い合わせください
	【報告】	環導様式1-1 又は 環導様式1-2			●	●	○		●	
22 自家用燃料供給施設整備支援 助成事業	事前	必要書類については、お問合せください。								
	【報告】	必要書類については、お問合せください。								
23 中小企業大学校講座受講促進 助成金	事前		中企 様式 1-1	●						
	【報告】	中企 様式 1-4				●				・研修修了証(写) ・研修アンケート(写)

●：必須 ○：該当する場合 △：必要に応じて添付

なお、上記以外の書類についてもご提出をお願いすることがありますので、ご了承ください。

運転免許取得・受験資格特例教習受講助成事業交付要綱

平成27年3月24日制定

平成31年3月20日改正

令和3年3月19日改正

令和5年3月22日改正

公益社団法人 鹿児島県トラック協会

(目 的)

第1条 公益社団法人鹿児島県トラック協会（以下「当協会」という。）は、会員事業者（以下「会員」という。）が、少子高齢化に対応した若年労働者を確保し、又はドライバーの育成及び運転技術の向上を図るため、本要綱で定める運転免許（以下「免許」という。）又は若年ドライバーに大型免許・中型免許を取得させるための受験資格特例教習（以下「特例教習」という。）に従業員に取得、受講させるために、会員が負担した費用の一部助成について必要な事項を定める。

(助成対象)

第2条 助成対象の会員、従業員及び免許の種別は次のとおりとする。

(1) 従業員の免許取得費用の全部又は一部を負担した会員を対象とし、当協会会費未納並びに社会保険等の未加入会員は対象外とする。

ただし、年度途中に入会した会員については、入会日以降に免許取得または特例教習を受講修了したものを対象とする。

(2) 県内営業所に所属し、事業用トラックの運転業務に従事する従業員を対象とする。

ただし、個人が負担した費用、助成を受けた従業員の同一免許の再取得に係る助成は行わない。

なお、運転者として採用した高等学校新卒者（申請を行う年度の前年度卒業者（以下「新卒者」という。）については、在学中の取得費用も対象とすることができる。

(3) 運転免許の種別は、大型免許（限定解除を含む。）、中型免許（限定解除を含む。）、けん引免許、準中型免許（限定解除を含む。）を対象とし、特例教習は、大型免許、中型免許を取得するために受講したものを対象とする。

(助成対象費用)

第3条 助成対象とする費用は、消費税を除く教習受講料及びテキスト代等の運転免許取得及び特例教習の受講のために自動車教習所等で要する費用とする。

なお、自動車教習所等への通学費用や運転免許試験受験料等は、対象外とする。

(助成人数、助成額及び助成の上限額)

第4条 助成人数、助成額及び助成の上限額は次のとおりとする。

(1) 1会員あたりの助成人数については、下記のとおりとする。

ア 運転免許取得助成については、2名（ただし、安全性優良事業所（Gマーク認定事業所）の認定を受けている事業者（以下「G事業者」という。）に対する助成は3名）までとする。

イ 特例教習受講については、3名までとする。

ウ 新卒者の運転免許取得助成については、人数の上限を設けない。

- (2) 第3条に定める費用のうち、1名あたりの助成額及び助成の上限額は、運転免許取得助成は、別表1及び別表2（G事業者に限る。）に定めるとおりとし、会員が負担した費用（普通免許を併せて取得する場合は普通免許取得の費用を除く。）の2分の1の額（千円未満切り捨て）を上限とする。

なお、複数の免許を同時に取得する場合は、上限額が高い額を助成する。

特例教習受講は、会員が負担した費用の3分の1の額（千円未満切り捨て）とし、10万円を上限とする。

（予算総額）

第5条 予算総額は、別途定める額とする。

（助成対象期間）

第6条 助成対象期間は、前年度の3月1日から当該年度の2月末日までの間に免許を取得及び特例教習を受講したものとする。

なお、特例教習の受講については、令和4年5月13日以降に受講修了したものも対象とする。

- 2 助成申請期間は、当該年度の4月1日から3月15日までの間とする。

なお、期間内であっても、予算に達した場合は、その時点までとする。

（実績報告及び助成金交付の請求）

第7条 会員が助成金の交付を受けようとするときは、次に掲げる必要書類等を会長に提出し請求するものとする。

- (1) 運転免許取得・受験資格特例教習受講助成事業実績報告書（助成金交付請求書）

（様式1）

- (2) 運転免許取得者・受験資格特例教習受講者内訳書（別紙）

- (3) 社会保険等への加入に係る誓約書兼在籍証明書（様式3）

- (4) 取得前及び取得後の運転免許証（写） ※運転免許取得助成申請の場合に限る。

- (5) 健康保険証（写）

- (6) 自動車教習所等の入校(受講)を証明する書類

〔入校(受講)申込書・卒業証明書等(写)〕

- (7) 自動車教習所等への支払いを証明する書類〔自動車教習所等発行の領収書等(写)〕

※領収書（写）は、会社宛又は事業主宛のみ有効で従業員個人宛の領収書（写）は不可

- (8) 受験資格特例教習受講修了証（写）※特例教習受講助成申請に限る。

- (9) 安全性優良事業所認定証（写）※運転免許取得助成申請及びG事業者の場合に限る。

- (10) 卒業証明書又は卒業証書（写）※新卒者の場合に限る。

- (11) 運転日報（写）〔当該取得免許で乗務できる車両3日分以上〕

※運転免許取得助成申請の場合に限る。

- (12) その他当協会が必要と定めるもの

(助成金の交付決定通知)

第 8 条 当協会は、前条の実績報告及び助成金交付の請求があったときは、速やかにその報告内容を審査し、条件に適合すると認めたときは、予算の範囲内において交付決定を行い、交付決定通知書（様式 2）により会員に通知するものとする。

(助成金の交付)

第 9 条 当協会は、交付決定通知後、速やかに助成金を会員に交付するものとする。

(助成金の返還)

第 10 条 当協会は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員に対し、既に交付した助成金の返還を求めることができる。

- (1) この要綱その他当協会が定める事項に違反したとき
- (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

(情報開示)

第 11 条 助成金交付請求にかかる個人情報については、免許取得に係る事実確認のため当該自動車教習所等に照会する場合を除き、第三者への開示は行わないものとする。

(その他必要な事項)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、会長が別にこれを定める。

(附 則)

- 1. 本要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2. 本要綱は、平成 27 年 5 月 26 日から施行し、改正後の規定は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。
- 3. 本要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。
- 4. 本要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。
- 5. 本要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。
- 6. 本要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。
- 7. 本要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

別表 1

免 許 種 別	1 名あたりの助成上限額
大型免許	7 0, 0 0 0 円
大型免許（限定解除）	3 5, 0 0 0 円
中型免許（限定解除を含む。）	3 5, 0 0 0 円
けん引免許	3 5, 0 0 0 円
準中型免許	3 5, 0 0 0 円
準中型免許（限定解除）	2 0, 0 0 0 円

別表 2（G事業者の場合に限る。）

免 許 種 別	1 名あたりの助成上限額
大型免許	1 0 0, 0 0 0 円
大型免許（限定解除）	5 0, 0 0 0 円
中型免許（限定解除を含む。）	5 0, 0 0 0 円
けん引免許	5 0, 0 0 0 円
準中型免許	5 0, 0 0 0 円
準中型免許（限定解除）	3 0, 0 0 0 円

運転免許取得・受験資格特例教習受講助成事業実績報告書
(助成金交付請求書)

公益社団法人 鹿児島県トラック協会長 殿

〈申請者〉

住 所

名 称

氏 名

印

電話番号

担当者 ()

メールアドレス

運転免許取得・受験資格特例教習受講助成事業交付要綱の第7条に基づき、助成金を
下記のとおり申請します。

記

助成金請求額

円

1. 運転免許取得・受験資格特例教習受講者内訳書…別紙のとおり

2. 振込先口座 ・(銀行名) _____ 銀行・信用金庫 (支店名) _____ 支店
・(預 金) 普通 ・ 当座 ・(口座番号) _____
・(口座名義) _____

3. 添付書類

- ① 社会保険等への加入に係る誓約書兼在籍証明書(様式3)
- ② 取得前及び取得後の運転免許証(写) ※運転免許取得助成申請の場合に限る。
- ③ 健康保険証(写)
- ④ 自動車教習所等の入校(受講)を証明する書類〔入校(受講)申込書・卒業証明書等(写)〕
- ⑤ 自動車教習所等への支払いを証明する書類〔自動車教習所等発行の領収証等(写)〕
- ⑥ 受験資格特例教習受講修了証(写) ※特例教習受講助成申請に限る。
- ⑦ 安全性優良事業所認定証(写)
※運転免許取得助成及びG事業者の場合に限る。
- ⑧ 卒業証明書又は卒業証書(写) ※新卒者の場合に限る。
- ⑨ 運転日報(写) ※当該取得免許で乗務できる車両3日以上
※運転免許取得助成申請の場合に限る。
- ⑩ その他当協会が必要と定めるもの

受付日

受付NO

1. 運転免許取得者・受験資格特例教習受講者内訳書
(種別のいずれかに○印を付してください。)

取得(受講)種別	運転免許	・ 大型免許 ・ 大型免許(限定解除)	
		・ 中型免許 ・ 中型免許(限定解除)	
		・ けん引免許 ・ 準中型免許 ・ 準中型免許(限定解除)	
	特例教習	・ 大型免許 ・ 中型免許	
取得(受講)者	ふりがな		
	氏 名		
	生年月日	昭和・平成 年 月 日	年齢： 歳
	免許取得日	令和 年 月 日	
	特例教習修了日	令和 年 月 日	
高校卒業年月日		令和 年 月 日 ※新卒者の場合に限る。	
自動車教習所等名称			
Gマーク認定証番号 (該当する場合のみ記入)			
		有効期間： 年 月 日～ 年 月 日 (年間)	
取得(受講)費用	運転免許	円	参考：普通免許取得費用 (円) ※新卒者の免許取得の場合に限る。
	特例教習	円	
助成金請求額		円	

・内訳書は、取得(受講)者ごとに作成し、添付してください。

○下記に該当する場合は、内容をご確認の上、口欄にチェック(☑)をご記入ください。

☐ 上記、準中型免許(限定解除含む。)取得者及び特例教習受講者の本助成事業の申請にあたり、国、地方自治体及びその他団体等が実施する助成制度の申請・受領はしていません。

鹿ト協発第 号
令和 年 月 日

殿

公益社団法人 鹿児島県トラック協会
会 長 鳥 部 敏 雄

交付決定通知書

令和 年 月 日付で助成金交付請求のあった（運転免許取得・受験資格特例教習受講助成事業助成金）は、下記のとおり交付することとしましたので通知します。

記

交付請求額	円
交付決定額	円

以 上

※県ト協→申請会員事業者

公益社団法人 鹿児島県トラック協会長 殿

住 所

事業者名

代表者名

印

誓 約 書

弊社は、助成金交付請求書（運転免許取得・受験資格特例教習受講助成事業実績報告書）の申請に対し、社会保険等については、適正に手続き加入していることを誓約いたします。

なお、助成金受領後に運転免許取得・受験資格特例教習受講助成事業要綱第10条に基づく事実が判明した場合、助成金を返還いたします。

在 籍 証 明 書

運転免許取得・受験資格特例教習受講助成事業において、申請対象者である下記の者は現在当社に在籍し、事業用トラックの運転業務に従事する者であることを証明いたします。

記

1. 氏 名	
2. 現 住 所	
3. 生 年 月 日	昭和 ・ 平成 年 月 日
4. 入 社 年 月 日	年 月 日
5. そ の 他	

※提出に際しては、健康保険証（写）を添付してください。

血圧計導入促進助成金交付要綱

平成30年5月8日制定

令和3年3月19日改正

令和5年3月22日改正

公益社団法人鹿児島県トラック協会

(目 的)

第1条 公益社団法人鹿児島県トラック協会（以下「当協会」という。）は、過労死や健康起因事故の原因となる、脳・心臓疾患の要因となる高血圧の予兆発見に血圧測定が重要であることから、血圧計の普及を図ることを目的とし、乗務前点呼における血圧測定に活用できる高機能な血圧計（以下「機器」という。）の導入助成事業を円滑に行うため必要な事項を定める。

(助成対象機器)

第2条 助成対象とする機器は、管理医療機器かつ特定保守管理医療機器である全自動血圧計（業務用）とし、助成対象機器については、全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）が別に定める基準を満たす機器とする。

- 2 当該年度の4月1日以降に新たに購入・設置した機器（中古品及びリース導入を除く。）とする。

(助成対象)

第3条 前条の機器を県内の事業所^{注1}に購入・設置した会員事業者（以下「会員」という。）で中小企業者^{注2}を対象とし、会当協会会費未納並びに社会保険等の未加入会員は、対象外とする。

ただし、年度途中に入会した会員については、入会日以降に新たに購入・設置したものを対象とする。

注1 事業所とは、運輸局長又は運輸支局長より認可を受け事業用自動車を配置している鹿児島県内の営業所をいう。

注2 中小企業者とは、中小企業庁の解釈により、以下のいずれかとする。

- ・資本金の額または出資の総額が3億円以下の会社
- ・常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人

(助成額)

第4条 助成額は、消費税を除く1台あたり機器の取得価格の2分の1（1,000円未満切り捨て）とし、50,000円を上限に交付する。

なお、取得価格には、血圧計本体価格であり、プリンタ用紙などのオプション品や、連携ソフトの価格は含まない。

ただし、国や他の団体等から補助金が交付された機器に対しては助成金を交付しない。（参考書式1；誓約書を添付すること）

(予算総額)

第5条 予算総額については、別途定める額とする。

(助成対象期間)

第6条 当該年度の4月1日から2月末日までに機器の購入及び設置等を完了し、支払いが終了したものとする。

2 助成申請期間は、当該年度の4月1日から2月末日までとする。

なお、期間内であっても、予算に達した場合は、その時点までとする。

(実績報告及び助成金交付の請求)

第7条 会員が、助成金の交付を受けようとするときは、次に掲げる必要書類等を会長に提出し請求するものとする。

(1) 血圧計導入促進助成事業実績報告書(助成金交付請求書)(様式1)

(2) 内訳書(様式1の1)

(3) 社会保険等への加入に係る誓約書(様式1の1)

(4) 中小企業者である確認書類(事業報告書の直近事業年度分の資本金、従業員数の記載のあるページの写し)

(5) 請求書(写)…購入した機器の品名及び型式、台数、金額が記載されたもの

(6) 支払いを証明する領収書(写)

(7) その他当協会が必要と定めるもの

(助成金の交付決定通知)

第8条 当協会は、前条の実績報告及び助成金交付の請求があったときは、速やかにその報告内容を審査し、条件に適合すると認めたときは、予算の範囲内において交付決定を行い、交付決定通知書(様式2)により会員に通知するものとする。

(助成金の交付)

第9条 当協会は、交付決定通知後、速やかに助成金を会員に交付するものとする。

(助成金の返還)

第10条 当協会は、会員または交付の対象となった機器が、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、会員に対して期限を定めて既に交付した助成金の返還を求めることができる。

(1) この要綱その他当協会が定める事項に違反したとき

(2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

(機器の処分制限)

第11条 会員は、交付対象となった機器導入の日から起算して6年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。

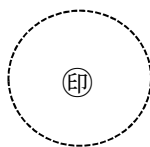
ただし、あらかじめ当協会の承認を得た場合はこの限りではない。

(その他必要な事項)

第 1 2 条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、
会長が別にこれを定める。

(附 則)

- 1.本要綱は、平成 3 0 年 4 月 1 日より適用する。
- 2.本要綱は、令和 3 年 4 月 1 日より適用する。
- 3.本要綱は、令和 5 年 4 月 1 日より適用する。



令和 年 月 日

公益社団法人 鹿児島県トラック協会長 殿

所在地

会社名

代表者名

印

電話番号

メールアドレス

血圧計導入促進助成事業実績報告書

(助成金交付請求書)

血圧計導入促進助成金交付要綱第7条に基づき下記のとおり申請します。

記

助成金請求額	円
---------------	----------

1. 導入機器内訳書 別紙(様式1の1)のとおり

2. 振込先口座

金融機関名	銀行・信用金庫 農協・()			支店
預金種別	普通・当座	口座番号		
フリガナ				
口座名義				

3. 添付書類

- (1) 内訳書(様式1の1)
- (2) 社会保険等への加入に係る誓約書(様式1の1)
- (3) 中小企業者である確認書類(事業報告書の直近事業年度分の資本金、従業員数の記載のあるページの写し)
- (4) 請求書(写) …購入した機器の品名及び型式、台数、金額等が記載されたもの
- (5) 支払いを証明する領収書(写)
- (6) その他当協会が必要と定めるもの

受付日
NO

血圧計導入機器 内訳書

整理番号	支店・ 営業所名	メーカー名 機器・型式	取得価格 (税別)	導入 台数	助成請求額	導入年月	購入先
1				台	円	令和 年 月	
2				台	円	令和 年 月	
合 計				台	円		

令和 年 月 日

公益社団法人鹿児島県トラック協会長 殿

住 所

事業者名

代表者名

(印)

誓 約 書

弊社は、血圧計導入促進助成金交付請求書（実施報告書）の申請に対し、社会保険等については、適正に手続き加入していることを誓約いたします。

なお、助成金受領後に血圧計導入促進助成金交付要綱第 10 条に該当する事実が判明した場合、速やかに助成金を返還いたします。

参考書式 1

誓 約 書

弊社は、下記機器の導入に対して国等へ補助金交付申請を行わない（行っていない）ことを誓約いたします。

記

1. 機 器 名 メーカー名：
名 称：
型 式：

2. 導入台数 台

3. 導入（予定）年月日 令和 年 月

鹿ト協発第 号
令和 年 月 日

殿

公益社団法人 鹿児島県トラック協会
会 長 鳥 部 敏 雄

交付決定通知書

令和 年 月 日付で助成金交付請求のあった（血压計導入促進助成金）は、
下記のとおり交付することとしましたので通知します。

記

交付請求額	円
交付決定額	円

以 上

※県ト協→申請会員事業者

新型コロナウイルス感染予防対策助成金交付要綱

令和2年10月13日制定

令和3年3月19日改正

令和4年3月22日改正

令和5年3月22日改正

公益社団法人鹿児島県トラック協会

(目 的)

第1条 公益社団法人鹿児島県トラック協会（以下「当協会」という。）は、新型コロナウイルス感染防止対策（以下「感染防止対策」という。）を図るため、本要綱で定める物品を購入した会員事業者（以下「会員」という。）に対し、その費用の一部助成について必要な事項を定める。

(助成対象)

第2条 助成の対象は、次条に掲げる物品を購入した会員とし、当協会会費未納並びに社会保険等の未加入会員は、対象外とする。

ただし、年度途中に入会した場合は、入会日以降に購入したものを対象とする。

(助成対象物品等)

第3条 助成対象物品の費用は、別表1に定めるものとする。

(助成額)

第4条 助成額は、消費税を除く助成対象物品の購入費用とし、1会員あたりの助成上限額は、別表2に定めるとおりとする。

(予算総額)

第5条 予算総額は、別途定める額とする。

(助成対象期間)

第6条 助成対象物品は、当該年度の4月1日から2月末日までに購入・支払いが終了したものとする。

2 助成申請期間については、当該年度の4月1日から2月末日までとする。

なお、期間内であっても、予算に達した場合は、その時点までとする。

(実績報告及び助成金交付の請求申請)

第7条 会員が助成金の交付を受けようとするときは、次に掲げる必要書類等を会長に提出し請求するものとする。

(1) 新型コロナウイルス感染予防対策助成事業実績報告書（助成金交付申請書）

(様式1)

(2) 請求書（写）（購入した物品名、個数、金額等が記載されたもの）

(3) 支払いを証明できるもの（領収書（写）又は振込依頼書（写）等）

(4) その他当協会が必要と定めるもの

(助成金の交付決定通知)

第8条 当協会は、前条の実績報告及び助成金交付の請求があったときは、速やかにその報告内容を審査し、条件に適合すると認めたときは、予算の範囲内において交付決定を行い、交付決定通知書（様式2）により会員に通知するものとする。

(助成金の交付)

第9条 当協会は、交付決定通知後、速やかに助成金を会員に交付するものとする。

(助成金の返還)

第10条 当協会は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員に対し、既に交付した助成金の返還を求めることができる。

- (1) この要綱その他当協会が定める事項に違反したとき
- (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

(その他必要な事項)

第11条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、会長が別にこれを定める。

(附 則)

- 1. 本要綱は、令和2年10月13日から施行する。
- 2. 本要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 3. 本要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 4. 本要綱は、令和5年4月1日から施行する。

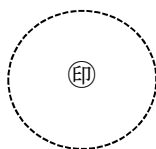
別表 1（助成対象物品）

（１）マスク
（２）消毒液
（３）体温計
（４）フェイスガード
（５）使い捨てタイプ手袋
（６）ウィルス感染防止対策パーテーション （飛沫飛散防止用アクリル板・透明ビニールカーテン）
（７）ＰＣＲ検査・抗原検査キット
（８）その他新型コロナウイルス感染防止物品

別表 2（助成対象物品助成金額）

登録台数	助成金額(上限額)
（１）２０台未満	２万円
（２）２０台以上５０台未満	３万円
（３）５０台以上８０台未満	４万円
（４）８０台以上	５万円

※登録台数（被けん引車を除く。）は、当協会で把握している当該年度の４月１日時点の登録台数（新規入会会員は、入会時の登録台数）とする。



令和 年 月 日

公益社団法人 鹿児島県トラック協会長 殿

所在地

会社名

代表者名

印

電話番号 ()

メールアドレス

新型コロナウイルス感染予防対策助成事業実績報告書 (助成金交付請求書)

新型コロナウイルス感染予防対策助成金交付要綱第7条に基づき下記のとおり申請します。
記

助成金請求額	円
--------	---

1. 物品等購入内訳書

整理 番号	購入物品名	購入先	購入個数	購入金額(税別)	購入年月
1					令和 年 月
2					令和 年 月
合計金額				円	

2. 振込先口座

金融機関名	銀行・信用金庫 農協・()			支店
預金種別	普通 ・ 当座	口座番号		
フリガナ				
口座名義				

3. 添付書類

- (1) 請求書(写)(購入した物品名、個数、金額等が記載されたもの)
- (2) 支払いを証明できるもの(領収書(写)又は振込依頼書(写)等)
- (3) その他当協会が必要と定めるもの

4. 社会保険等の加入に係る誓約

弊社は、新型コロナウイルス感染予防対策助成金交付の申請に対し、社会保険等に参加していることを誓約いたします。なお、助成金受領後に新型コロナウイルス感染予防対策助成金交付要綱第10条に該当する事実が判明した場合、速やかに助成金を返還いたします。

代表者名

印

鹿ト協発第 号
令和 年 月 日

殿

公益社団法人 鹿児島県トラック協会
会 長 鳥 部 敏 雄

交付決定通知書

令和 年 月 日付で交付申請のあった新型コロナウイルス感染予防対策助成金
は、下記のとおり交付することとしましたので通知します。

記

交付申請額	円
交付決定額	円

以 上

※県ト協→申請会員事業者

自動点呼機器導入促進助成金交付要綱

令和3年11月26日制定

令和4年3月22日改正

令和5年3月22日改正

公益社団法人鹿児島県トラック協会

(目 的)

第1条 公益社団法人鹿児島県トラック協会（以下「当協会」という。）は、中小トラック運送事業者における輸送の安全確保の根幹を成す運行管理について、安全性の向上、労働環境の改善、人手不足の解消等に資するため、自動点呼機器（以下「機器」という。）の導入助成事業を円滑に行うため必要な事項を定める。

(助成対象機器)

第2条 助成対象機器は、国土交通省が認定した機器で、当該年度4月1日以降に新たに導入(契約もしくはサービス利用開始)した機器とする。

(助成対象)

第3条 前条の機器を県内の事業所^{注1}に導入した会員事業者（以下「会員」という。）で中小企業者^{注2}を対象とし、当協会会費未納並びに社会保険等の未加入会員は、対象外とする。ただし、年度途中に入会した会員については、入会日以降に導入したものを対象とする。

注1 事業所とは、運輸局長又は運輸支局長より認可を受け事業用自動車を配置している鹿児島県内の営業所をいう。

注2 中小企業者とは、中小企業庁の解釈により、以下のいずれかとする。

- ・資本金の額または出資の総額が3億円以下の会社
- ・常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人

(助成額)

第4条 助成額は、会員が当該年度に新たに導入した機器の導入費用とし、1会員あたり1台分100,000円を上限とする。

ただし、安全性優良事業所（Gマーク認定事業所）の認定を受けている事業者（以下「G事業者」という。）については、1会員あたり2台分200,000円を上限とする。

なお、導入費用には、機器本体の他、部品や付属品、周辺機器、セットアップ等の費用を含めることができるが、消費税は導入費用に含まない。

(予算総額)

第5条 予算総額については、別途定める額とする。

(助成対象期間)

第6条 当該年度の4月1日から2月末日までに機器の導入及び設置等を完了し、支払いが終了したものとする。

- 2 助成申請期間は、当該年度の4月1日から2月末日までとする。
なお、期間内であっても、予算に達した場合は、その時点までとする。

(実績報告及び助成金交付の請求)

第7条 会員が、助成金の交付を受けようとするときは、次に掲げる必要書類等を会長に提出し請求するものとする。

- (1) 自動点呼機器導入促進助成事業実績報告書（助成金交付請求書）（様式1）
- (2) 内訳書（様式1の1）
- (3) 社会保険等への加入に係る誓約書（様式1の1）
- (4) 中小企業者である確認書類（事業報告書の直近事業年度分の資本金、従業員数の記載のあるページの写し）
- (5) 契約書またはサービス利用申込書等（写）（*表紙のみ 利用規約以降は省略可）
- (6) 機器の管理 NO（シリアルナンバー）が記載された書類（写）（(5)に記載されている場合は不要）
- (7) 導入費用の支払いを証明する領収書（写）
- (8) 「乗務後自動点呼の実施に係る届出書」（写）※国土交通省の受理印が押印されているもの
- (9) 安全性優良事業所認定証（写）※G事業者の場合に限る。
- (10) その他当協会が必要と定めるもの

(助成金の交付決定通知)

第8条 当協会は、前条の実績報告及び助成金交付の請求があったときは、速やかにその報告内容を審査し、条件に適合すると認めたときは、予算の範囲内において交付決定を行い、交付決定通知書（様式2）により会員に通知するものとする。

(助成金の交付)

第9条 当協会は、交付決定通知後、速やかに助成金を会員に交付するものとする。

(助成金の返還)

第10条 当協会は、会員または交付の対象となった機器が、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、会員に対して期限を定めて既に交付した助成金の返還を求めることができる。

- (1) この要綱その他当協会が定める事項に違反したとき
- (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

(機器の処分制限)

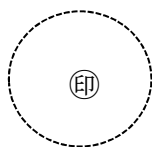
第11条 会員は、交付対象となった機器導入の日から起算して1年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。
ただし、あらかじめ当協会の承認を得た場合はこの限りではない。

(その他必要な事項)

第12条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、会長が別にこれを定める。

(附 則)

- 1.本要綱は、令和 3 年 11 月 26 日に施行し、令和 3 年 4 月 1 日より適用する。
- 2.本要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 3.本要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。



令和 年 月 日

公益社団法人 鹿児島県トラック協会長 殿

所 在 地

会 社 名

代表者名

印

電話番号

メールアドレス

自動点呼機器導入促進助成事業実績報告書

(助成金交付請求書)

自動点呼機器導入促進助成金交付要綱第7条に基づき下記のとおり申請します。
記

助成金請求額	円
--------	---

1. 導入機器内訳書 別紙(様式1の1)のとおり

2. 振込先口座

金融機関名	銀行・信用金庫 農協・()			支店
預金種別	普通 ・ 当座	口座番号		
フリガナ				
口座名義				

3. 添付書類

- (1) 内訳書(様式1の1) (2) 社会保険等への加入に係る誓約書(様式1の1)
(3) 中小企業者である確認書類
(事業報告書の直近事業年度分の資本金、従業員数の記載のあるページの写し)
(4) 契約書またはサービス利用申込書等(写)(*表紙のみ 利用規約以降は省略可)
(5) 機器の管理 NO(シリアルナンバー)が記載された書類(写)
(6) 導入費用の支払いを証明する領収書(写)
(7) 「乗務後自動点呼の実施に係る届出書」(写)
※国土交通省の受理印が押印されているもの
(8) 安全性優良事業所認定証(写)※G事業者の場合に限る。
(9) その他当協会が必要と定めるもの

受付日
NO

自動点呼機器導入 内訳書

自動点呼機器	メーカー名	
	機器名称	
	管理NO(※) (シリアルナンバー)	NO.
	契約日もしくは サービス利用開始日	20 年 月 日
取扱店		
導入費用		円
導入台数		台
助成金申請額		円

※ 契約書もしくはサービス利用申込書に記載された管理NO(シリアルナンバー)を記載すること。

令和 年 月 日

公益社団法人鹿児島県トラック協会長 殿

住 所

事業者名

代表者名

印

誓 約 書

弊社は、自動点呼機器導入促進助成金交付請求書（実施報告書）の申請に対し、社会保険等については、適正に手続き加入していることを誓約いたします。

なお、助成金受領後に自動点呼機器導入促進助成金交付要綱第10条に該当する事実が判明した場合、速やかに助成金を返還いたします。

鹿ト協発第 号
令和 年 月 日

殿

公益社団法人 鹿児島県トラック協会
会 長 鳥 部 敏 雄

交付決定通知書

令和 年 月 日付で助成金交付請求のあった（自動点呼機器導入促進助成金）は、
下記のとおり交付することとしましたので通知します。

記

交付請求額	円
交付決定額	円

以 上

「働きやすい職場認証制度」 認証取得費助成金交付要綱

令和5年3月22日制定

公益社団法人鹿児島県トラック協会

（目 的）

第1条 公益社団法人鹿児島県トラック協会（以下「当協会」という。）は、会員事業者（以下「会員」という。）が、運転者不足に対応するための総合的な取り組みの一環として、国が創設した「働きやすい職場認証制度（正式名称：「運転者職場環境良好度認証制度」、以下「本制度」という。）の認証取得（新規認証または継続認証）をした場合に対し、その費用の一部を助成するための必要な事項を定める。

（助成対象費用）

第2条 助成の対象となる経費は、次に掲げる本制度の認証取得のためにかかる以下の費用とする。

- （1）新規取得（上位認証取得を含む）にかかる審査料・登録料
- （2）同位認証継続にかかる審査料・登録料

（助成対象）

第3条 前条の認証取得をした会員を対象とし、当協会会費未納並びに社会保険等の未加入会員は、対象外とする。

ただし、年度途中に入会した会員については、入会日以降に認証取得したものを対象とする。

（助成額）

第4条 助成額は、会員が本制度の認証取得に係る費用を負担した場合に、新規取得（上位認証取得を含む）は3万円、同位認証継続は2万円を上限とする。

（予算総額）

第5条 予算総額については、別途定める額とする。

（助成対象期間）

第6条 当該年度の4月1日から2月末日までに本制度の認証取得をし、支払いが終了したものとする。なお、前年度に本制度の認証取得に係る申請を行い、新規取得（上位認証取得を含む）、同位認証継続をしたものも対象とする。

2 助成申請期間は、当該年度の4月1日から2月末日までとする。

なお、期間内であっても、予算に達した場合は、その時点までとする。

（実績報告及び助成金交付の請求）

第7条 会員が、助成金の交付を受けようとするときは、次に掲げる必要書類等を会長に提出し

請求するものとする。

- (1) 「働きやすい職場認証制度」認証取得費助成事業実績報告書（助成金交付請求書）（様式1）
- (2) 内訳書（様式1の1）
- (3) 社会保険等への加入に係る誓約書（様式1の1）
- (4) 請求書（写）
- (5) 支払いを証明する領収証（写）
- (6) 働きやすい職場認証制度登録証書（写）
- (7) その他当協会が必要と定めるもの

（助成金の交付決定通知）

第8条 当協会は、前条の実績報告及び助成金交付の請求があったときは、速やかにその報告内容を審査し、条件に適合すると認めたときは、予算の範囲内において交付決定を行い、交付決定通知書（様式2）により会員に通知するものとする。

（助成金の交付）

第9条 当協会は、交付決定通知後、速やかに助成金を会員に交付するものとする。

（助成金の返還）

第10条 当協会は、会員が、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、会員に対して期限を定めて既に交付した助成金の返還を求めることができる。

- (1) この要綱その他当協会が定める事項に違反したとき
- (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

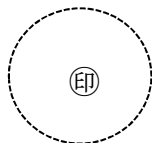
（その他必要な事項）

第11条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、会長が別にこれを定める。

（附 則）

1.本要綱は、令和5年4月1日から施行する。

様式 1



令和 年 月 日

公益社団法人 鹿児島県トラック協会長 殿

所 在 地

会 社 名

代表者名

電話番号

メールアドレス

印

「働きやすい職場認証制度」認証取得費助成事業実績報告書

(助成金交付請求書)

「働きやすい職場認証制度」認証取得費助成金交付要綱第7条に基づき下記のとおり申請します。

記

助成金請求額	円
--------	---

1. 認証取得内訳書 別紙(様式1の1)のとおり

2. 振込先口座

金融機関名	銀行・信用金庫 農協・()			支店
預金種別	普通 ・ 当座	口座番号		
フリガナ				
口座名義				

3. 添付書類

- (1) 内訳書(様式1の1)
- (2) 社会保険等への加入に係る誓約書(様式1の1)
- (3) 請求書(写)
- (4) 支払いを証明する領収証(写)
- (5) 働きやすい職場認証制度登録証書(写)
- (6) その他当協会が必要と定めるもの

受付日
NO

様式 1 の 1

「働きやすい職場認証制度」認証取得費 内訳書

認証取得の種類 いずれかに○印を付してください。	新規認証取得 同位認証継続 (上位認証取得を含む)
認証取得(継続) 手続き後の認証段階 いずれかに○印を付してください。	一つ星 二つ星
登録番号	
認証登録日	年 月 日
審査料・登録費用の合計	
助成金申請額	

令和 年 月 日

公益社団法人鹿児島県トラック協会長 殿

住 所
事業者名
代表者名

印

誓 約 書

弊社は、「働きやすい職場認証制度」認証取得費助成金交付請求書（実施報告書）の申請に対し、社会保険等については、適正に手続き加入していることを誓約いたします。

なお、助成金受領後に「働きやすい職場認証制度」認証取得費助成金交付要綱第 10 条に該当する事実が判明した場合、速やかに助成金を返還いたします。

様式 2

鹿ト協発第 号
令和 年 月 日

殿

公益社団法人 鹿児島県トラック協会
会 長 鳥 部 敏 雄

交付決定通知書

令和 年 月 日付で助成金交付請求のあった（「働きやすい職場認証制度」
認証取得費助成金）は、下記のとおり交付することとしましたので通知します。

記

交付請求額	円
交付決定額	円

以 上

※県ト協→申請会員事業者

信用保証料助成金交付要綱

平成27年3月24日制定
公益社団法人 鹿児島県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人鹿児島県トラック協会（以下「当協会」という。）の定款第5条「ア」「イ」「ウ」に該当する普通会員（以下「会員」という。）が、原油・原材料価格の変動、景況悪化に伴う資金繰りを目的とした地方公共団体が定めるセーフティーネット制度融資にかかる信用保証協会保証及び、国が定めるセーフティーネット保証（中小企業信用保険法第2条第5項第1号～第8号）及び同条第6項「危機関連保証」を得る場合、信用保証協会（以下「保証協会」という。）に支払う保証料の一部を協会から助成することとし、事業者の経営の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 本要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)「金融機関」とは、第1条を取り扱う金融機関をいう。
- (2)「融資」とは事業者が前項で定める金融機関から受ける、第1条を目的としたセーフティーネット制度融資をいう。
- (3)「保証料」とは、保証協会の定めるところにより算定され、会員から保証協会に支払われた信用保証料をいう。

(助成対象)

第3条 前条の会員とする。ただし、当協会会費未納並びに社会保険等の未加入会員は、対象外とする。

(助成対象費用及び助成交付額)

第4条 助成の対象費用は、会員が金融機関から融資を受けるために保証協会の信用保証を得るために支払われた保証料の2分の1の額とする。

ただし、その額が10万円を超えるときは10万円を限度とし、10万円に達するまで再助成することができる。

また、助成金が予算に達した場合は、その時点で助成しないことができる。

(事業期間)

第5条 本要綱に定める助成事業期間は、当該年度の4月1日から翌年3月末日までの保証料の支払に対する事業とする。

(予算総額)

第6条 予算総額は、別途定める額とする。

(助成金交付の請求)

第7条 助成金の交付を受けようとするときは、保証料支払後2週間以内に、以下に掲げる必要書類等を会長に提出し請求するものとする。ただし、3月支払分は3月末日までとする。

- (1) 信用保証料助成申請書（助成金交付請求書）（様式1）
- (2) 社会保険等への加入に関する誓約書（様式3）

(助成金の交付決定通知)

第8条 当協会は前条に基づき助成金の請求があったときは、速やかにその内容を精査し、条件に適合すると認めたときは、予算の範囲内において交付決定を行い、助成対象会員に対して様式2の交付決定通知書を通知するものとする。

(助成金の交付)

第9条 当協会は、交付決定通知後速やかに助成対象会員に対して助成金を交付するものとする。

(助成金の返還)

第10条

(1) 当該助成金の交付を受けた会員は融資の繰上償還を行った場合等で保証料の返還を受けた場合には、その日から14日以内に当協会にその旨を申告し、返還額に相当する助成金の返還を行わなければならない。

(2) 当協会は会員の交付申請が正常なものではないことが判明した場合は、助成金の返還を求めるものとする。

(報告の義務)

第11条 当協会は、本助成金の交付に関して必要な事項を求めることができるものとし、当該会員は、これに応じなければならないものとする。

(その他必要な事項)

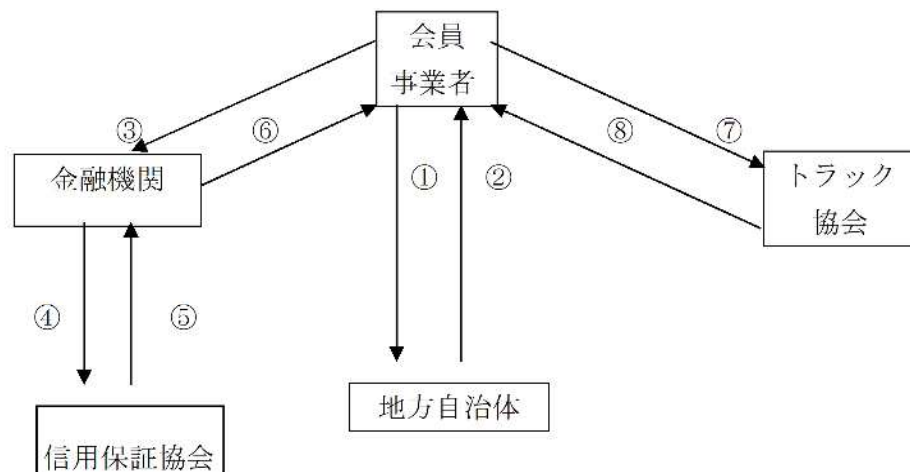
第12条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他必要事項は、会長が別にこれを定める。

(附則) この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この改正要綱は、平成30年3月23日に改正し、平成30年4月1日から適用する。

信用保証料助成事業に対する助成スキーム

公益社団法人 鹿児島県トラック協会



(フロー)

① 会員事業者が、

- ・地方自治体の定めた原油等の価格の変動、景況悪化又は東日本大震災に伴う資金繰り支援を目的とした（セーフティーネット）制度融資の認定、
- ・国のセーフティーネット保証（中小企業信用保険法第2条第5項第1号～8号及び同条6号「危機関連保証」）の認定、
- ・又は「激甚災害」として指定された「東日本大震災緊急保証」や「災害関連保証」

上記の要件該当の認定を申請。

（認定不要型制度融資もあり、その場合の手続きは地方自治体の定めによる。）

- ② 地方自治体は上記①に係る認定書を会員事業者宛に発行。
- ③ 会員事業者が金融機関（又は保証協会）へ借入（保証）申込み。
- ④ 金融機関から信用保証協会へ書類提出。
- ⑤ 信用保証協会は金融機関へ信用保証書を発行。
- ⑥ 金融機関は信用保証協会の発行する「信用保証決定のお知らせ（お客様用）」を会員事業者へ送付して融資を実行。
- ⑦ 会員事業者は地方協会へ信用保証料助成を申請。
- ⑧ 地方協会から会員事業者へ助成金を振込。

印

様式 1

令和 年 月 日

公益社団法人鹿児島県トラック協会 会長 殿

住 所
事業者名
代 表 者

印

信用保証料助成申請書（助成金交付請求書）

信用保証料助成金交付要綱第 7 条に基づき、下記のとおり申請します。

助成請求額 金 円

1. 申請明細

項 目	記 入 欄	備 考
保証金額(借入金額)	円	
資 金 使 途	運転 ・ 設備 (○をする)	
保 証 制 度		
セーフティーネット保証	有	中小企業信用保険法の認定
保 証 料 率	%	
借入金融機関名／支店	／ 支店	
借 入 日	年 月 日	
保 証 料 額	円	
助成申請額 (※ 1)	円	
再申請の確認 (※ 2)	再申請	再申請の場合○で囲む

※ 1 「信用保証決定のお知らせ（お客様用）」および「セーフティーネット保証に係る認定書」（セーフティーネット保証の場合）の写しを添付

※ 2 本申請該当額と既助成額を加算した額が 1 0 万円超となる場合には、1 0 万円から既助成額を差引いた額を申請額とする。

2. 助成金の振込先

金融機関名	支店名	受 取 人 名 (フリガナ)	預金種類	口座番号
		()	普通 当座	

様式3

⑨

令和 年 月 日

公益社団法人鹿児島県トラック協会 会長 殿

住 所
事業者名
代表者名

⑨

誓 約 書

弊社は、信用保証料助成申請書（助成金交付請求書）の申請に対し、社会保険等については、適正に手続き加入していることを誓約いたします。

なお、信用保証料助成金交付要綱第3条に反していることが判明した場合、助成金を返還いたします。

様式2

鹿ト協発第 号
令和 年 月 日

殿

公益社団法人 鹿児島県トラック協会
会 長

交付決定通知書

令和 年 月 日付で助成金交付請求のあった（信用保証料助成金）は、下記のとおり交付することとしましたので通知します。

記

交付請求額	円
交付決定額	円

以 上

※県ト協→申請会員事業者